



# 困難な問題を抱える女性への支援について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
令和5年3月

# 1. 婦人保護事業について

# 婦人保護事業の概要

## 1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正・令和3年改正)

## 2. 対象女性 (①~④:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

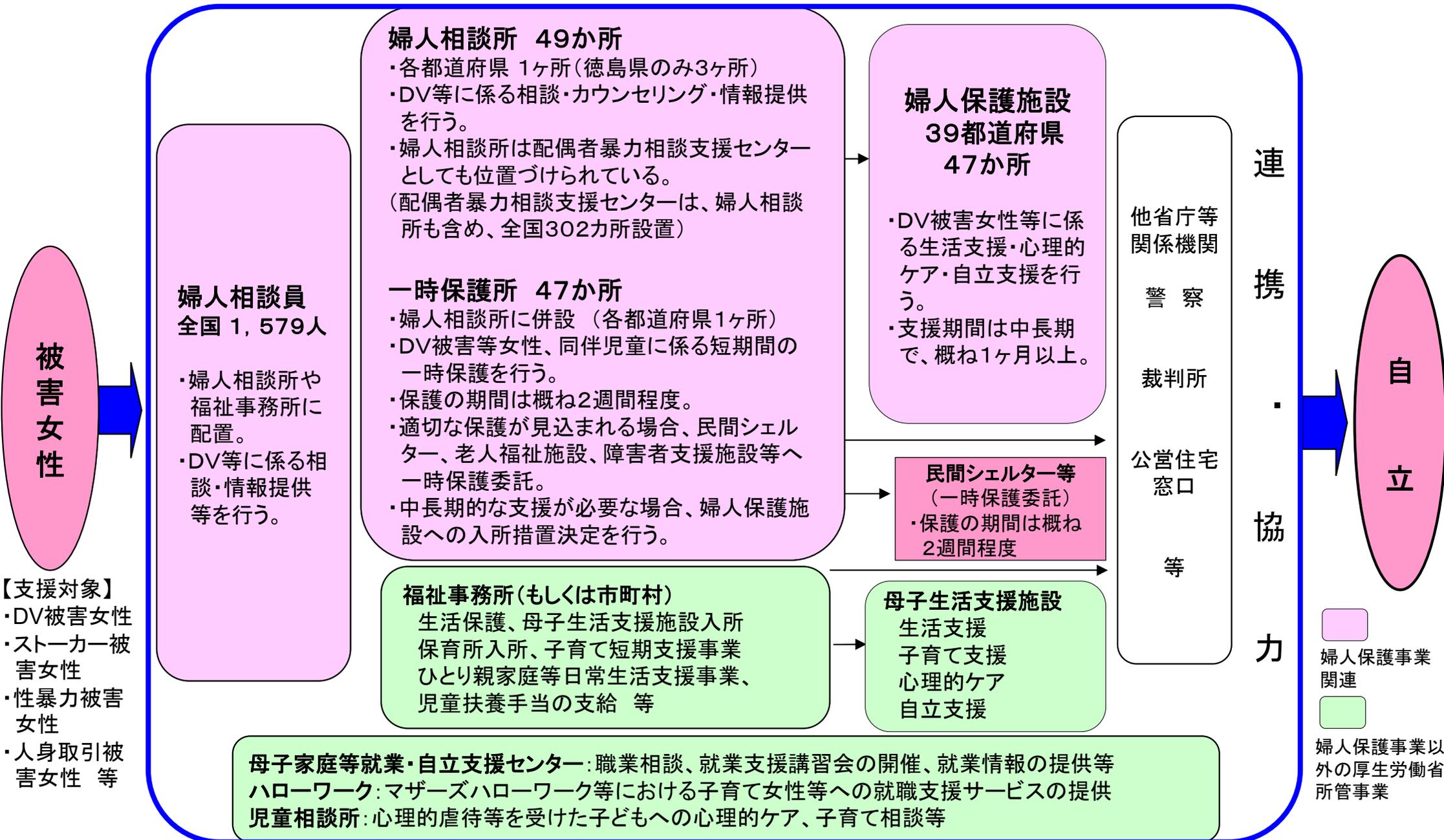
- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

## 3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

# 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は令和4年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は令和4年3月現在

# 婦人保護事業における基本的な支援の流れ

「婦人相談所ガイドライン」(令和元年7月改訂後)を基に作成。

## I 相談

### 1. 多様な相談ルート

- 本人からの電話相談
- 警察からの要請
- 市区や福祉事務所の婦人相談員からの要請
- 配偶者暴力相談支援センターからの要請

### 2. 来所相談

一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行う。

〔 婦人相談所では、対応が難しい場合や他により適切な機関がある場合には、他の機関につなげることもある。 〕

## II 面接

- 面接を行う場所として利用者のプライバシーを考慮し、面接室などの個室で安心して面接できる空間を確保する。
- 面接に当たっては、これまで利用者が置かれていた状況に十分に配慮し、利用者本位の傾聴の姿勢で臨む。

## III ケース記録の作成と管理

- 記録には、同伴者を含めた利用者の基本情報から、支援に至るまでの生育・生活歴、健康状態、本人の意向等までを記載。
- 併せて、利用者のプライバシーの保護や安全の確保が図られる情報管理を行う。

## VI 施設入所等

- 婦人保護施設へ入所
  - ・ 利用者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援。
- 母子生活支援施設へ入所
  - ・ 同伴児童のいる利用者の自立に向けて、生活を支援。
- 地域での自立した生活へ移行

## V 一時保護

- 看護師、(嘱託)医師が健康状態を把握。
- 一時保護に至った経緯等を踏まえ、心理面接を実施。  
＜一時保護を委託する場合の主な委託先＞  
婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター

### 一時保護中の支援

- ・生活支援、心理的ケア
- ・同伴児童の学習支援
- ・退所後に利用可能な施設についての情報提供、利用者による検討の支援
- ・自立して生活するための就業についての情報提供

## IV 入所調整会議

- 利用者本人の意思、本人の自立に向けた具体策を十分に尊重した上で、利用者の支援に関する方針や、同伴家族の対応について決定。
- 入所調整会議で出された方針について、利用者本人に説明し、同意を得る。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

### ■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

### ■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

### ■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名: 婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

## 売春防止法

第1章 総則  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

存続

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

## 目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い  
➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進  
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

\* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

## 基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に  
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康  
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談  
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法  
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計  
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

## ○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

\* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援  
(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

## ○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

\* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

## ○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

## ○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

**支援調整会議【第15条】** 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

**○教育・啓発【第16条】** ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられることができるようにする

**○調査研究の推進【第17条】** 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

**○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】** 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

**○民間団体に対する援助【第19条】**

**費用の支弁等【第20～22条】** 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

## 施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）  
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

# 売春防止法（昭和31年法律第118号）

○法の目的： この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。（第1条関係）

○第1章 総則 目的、定義、売春の禁止

第2章 刑事処分 売春目的での勧誘、売春の斡旋、困惑等による売春、売春目的での前貸、売春契約、売春場所の提供、売春業等に関する罰則規定

第3章 補導処分 補導処分、婦人補導院への収容、保護観察、仮退院等

第4章 保護更生 要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生のため、婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置、国や都道府県の補助

## 第4章 保護更生

第34条（婦人相談所）

都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法第252条の191第1項の指定都市は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所長は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所用の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各号に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

第35条（婦人相談員）

都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第38条第1項第2号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第3項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

第36条（婦人保護施設）

都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

第36条の2（婦人相談所長による報告等）

婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

# 婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の制定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法（昭和31年法律第118号）の創設
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（補導処分を第3章として追加）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の創設（厚生事務次官通達）
平成11年 4月	夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について（社会・援護局、児童家庭局連盟通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（平成13年法律第31号）の制定
平成14年 3月	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年厚労令49号）の創設
平成14年 3月	配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託についての創設（雇用均等・児童家庭局通知）
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11第2次改正DV防止法施行）
平成20年 1月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 （平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 3月	「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」集約
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行）
	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正（25/10/3全面施行）
12月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 ※H20. 1の告示は廃止 （平成25年内閣府、国会公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
平成26年 3月	「婦人相談所ガイドライン」策定（一部改訂 28/6/14、29/4/28、30/3/30）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成27年 3月	ストーカー総合対策取りまとめ
平成27年 3月	「婦人相談員相談・支援指針」策定（一部改訂 30/3/30）
平成28年 6月	売春防止法の一部改正 （婦人相談員の非常勤規定の削除29/4/1施行）、（婦人相談所長による報告義務28/10/1施行）
平成28年12月	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正（29/6/14全面施行）
平成29年 3月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策を策定 （いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）
5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法（明治40年法律第45号）の一部改正（29/7/13施行）
令和元年 6月	児童福祉法等の一部改正（R2/4/1一部施行）※児童虐待とDV対策との連携強化について規定
令和4年 5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立（R6/4/1施行）※議員立法

## 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022 <抄>

(令和4年6月3日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

### Ⅱ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

#### (4) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「新法」という。)の成立を踏まえ、婦人相談所(新法の女性相談支援センター)や婦人保護施設(新法の女性自立支援施設)の機能強化など各都道府県での支援体制の計画的な整備、常勤化や市町村への配置の促進などを含む婦人相談員(新法の女性相談支援員)の人材の確保・養成・処遇改善の推進、広域的な民間団体相互の連携基盤の構築の検討を含めた民間団体との協働の促進など、新法の令和6年4月の円滑な施行に向けた環境整備を図る。

## 経済財政運営と改革の基本方針2022 (いわゆる「骨太の方針」) <抄>

(令和4年6月7日 閣議決定)

### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 2. 社会課題の解決に向けた取組

##### (2) 包摂社会の実現

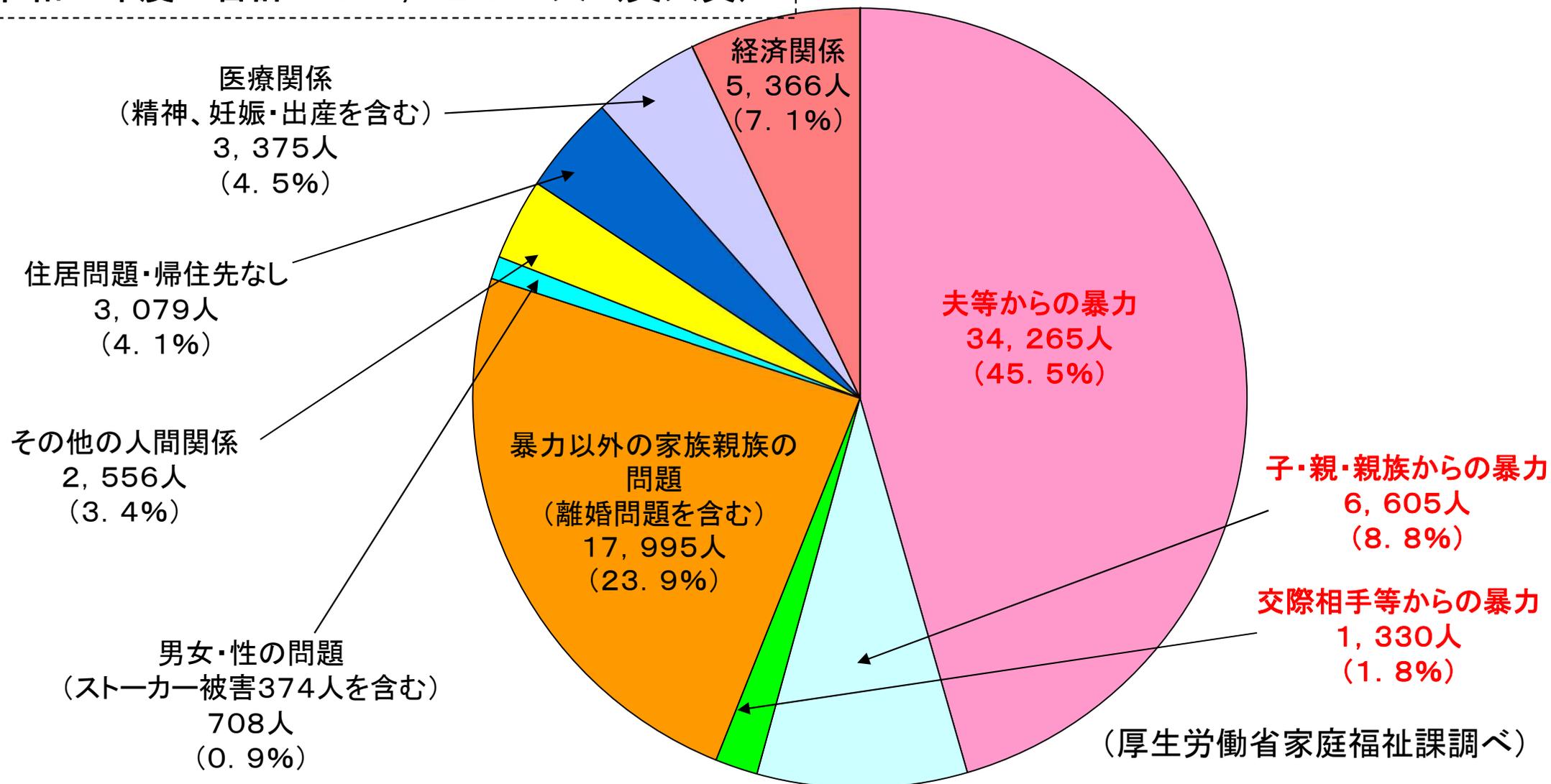
##### (女性活躍)

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)」に基づき、「新しい資本主義」の中核に位置付けられた「女性の経済的自立」を実現するため、男女間の賃金格差の解消に向けて大企業に男女間の賃金格差の開示を義務付けるとともに、「女性デジタル人材育成プラン」を着実に実行する。また、同一労働同一賃金を徹底し、女性が多い非正規雇用労働者の待遇を改善する。女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等の検討を進める。テレワーク等の多様な働き方を後退させず、コロナ前の働き方に戻さないことに加え、男性の育児休業取得促進や長時間労働の是正等働き方改革の着実な実施、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備等男性の家庭・地域における活躍を進めるとともに、登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における女性の参画拡大や、ベビーシッター・家政士等の活用推進に取り組む。また、女性の健康に関する支援、困難な問題を抱える女性に対する支援、フェムテックの更なる推進、アダルトビデオ出演被害対策、性犯罪・性暴力対策、DV対策等女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた取組を進める。

# 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の45.5%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の56.1%を暴力被害の相談が占めている。

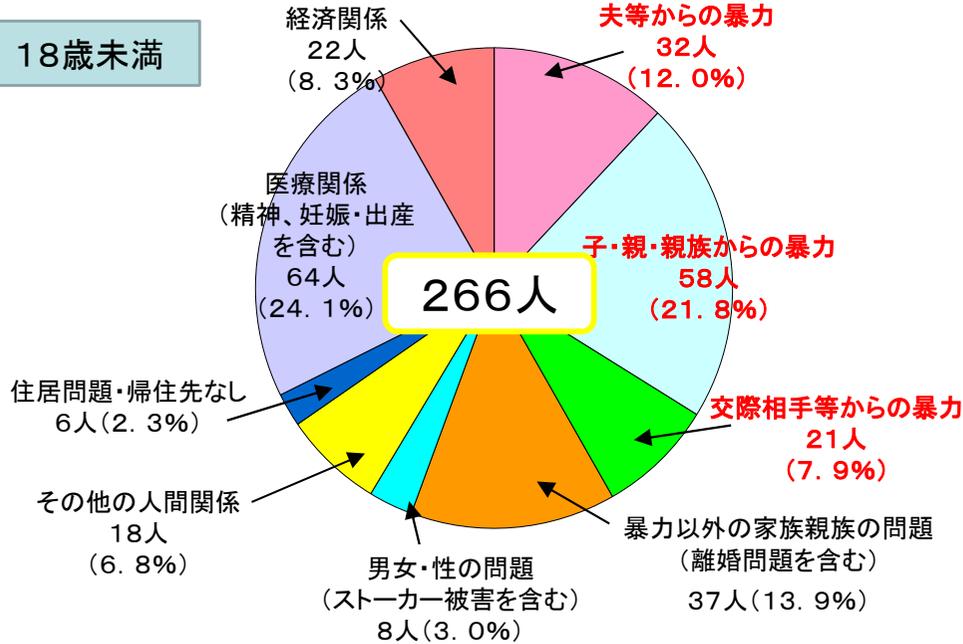
令和3年度 合計：75,279人（実人員）



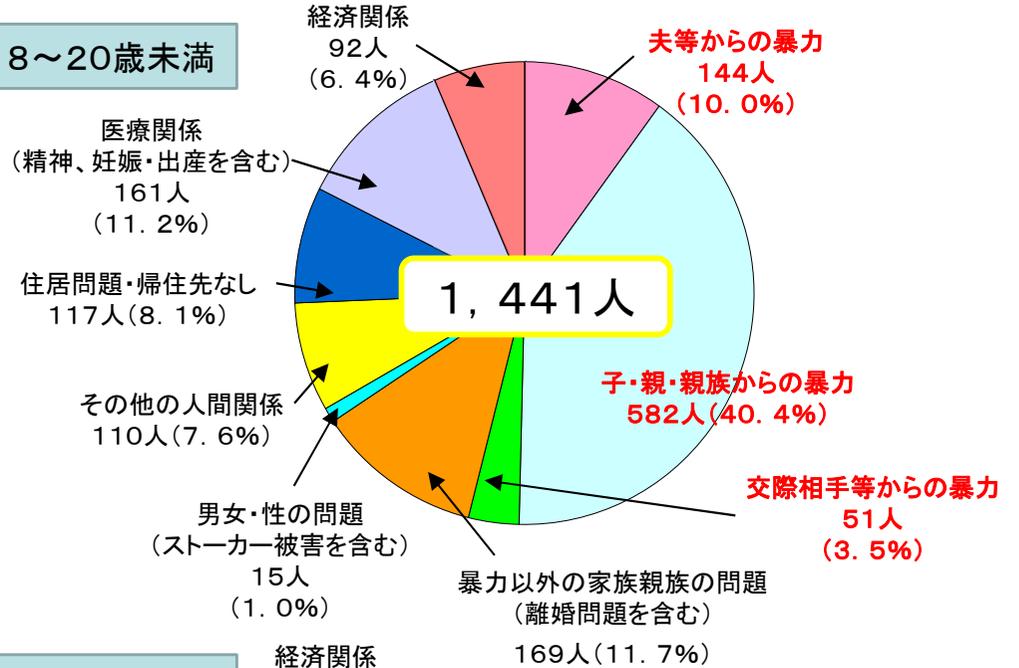
# 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、医療関係24.1%、子・親・親族からの暴力21.8%の順が多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の1.9%。相談内容では、子・親・親族からの暴力40.4%、暴力以外の家族親族の問題11.7%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の44.4%。相談内容では、夫等からの暴力42.7%、暴力以外の家族親族の問題25.7%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の49.6%と最も多い。相談内容では、夫等からの暴力51.2%、暴力以外の家族親族の問題22.6%の順が多い。

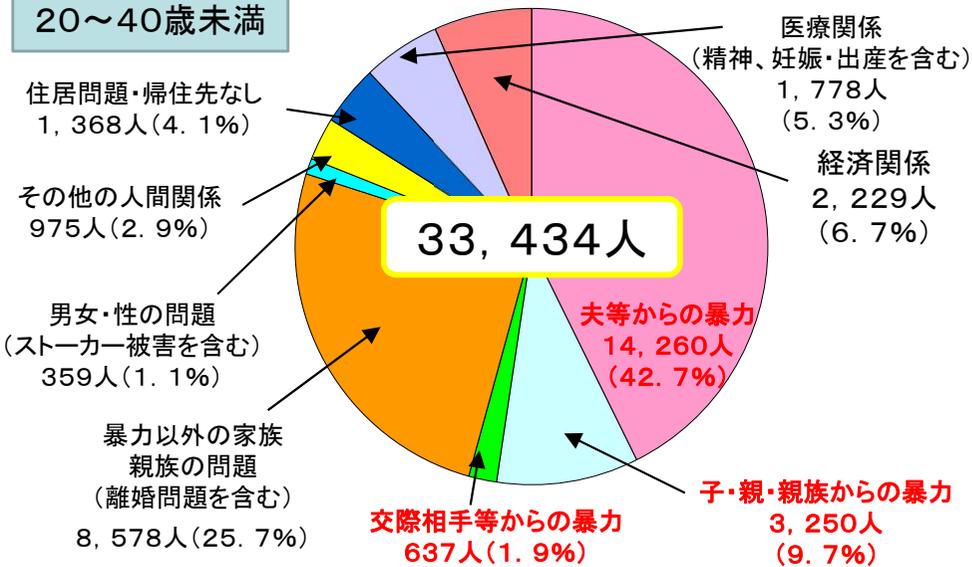
## 18歳未満



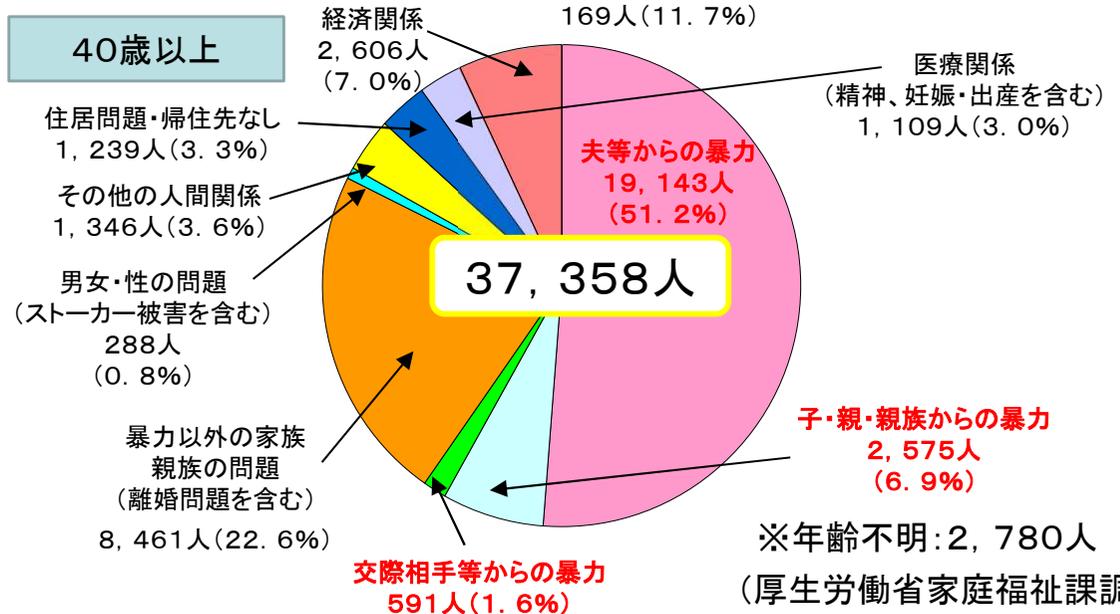
## 18~20歳未満



## 20~40歳未満



## 40歳以上

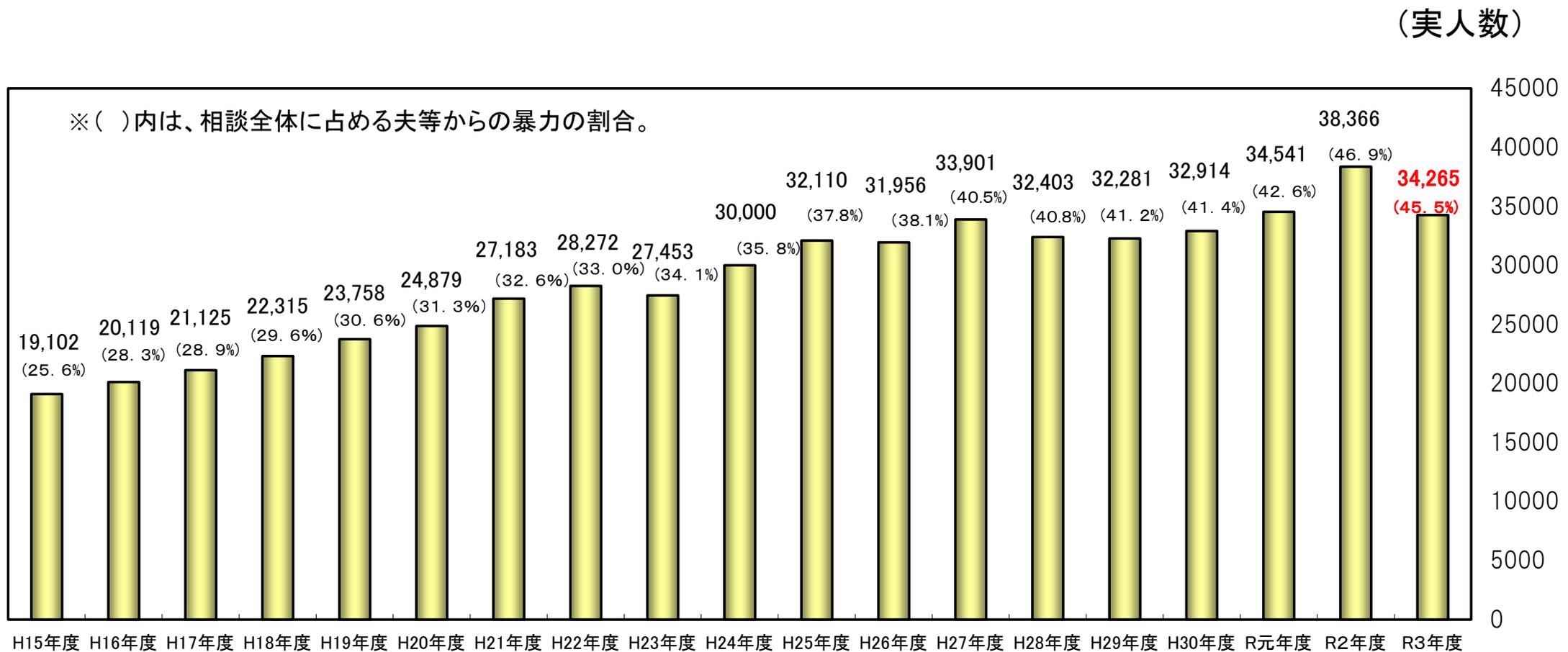


※年齢不明: 2,780人  
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所及び婦人相談員による相談

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

○ 婦人相談所及び婦人相談員における、夫等からの暴力の相談人数は、H25年度までは増加傾向で、その後増減を繰り返している。

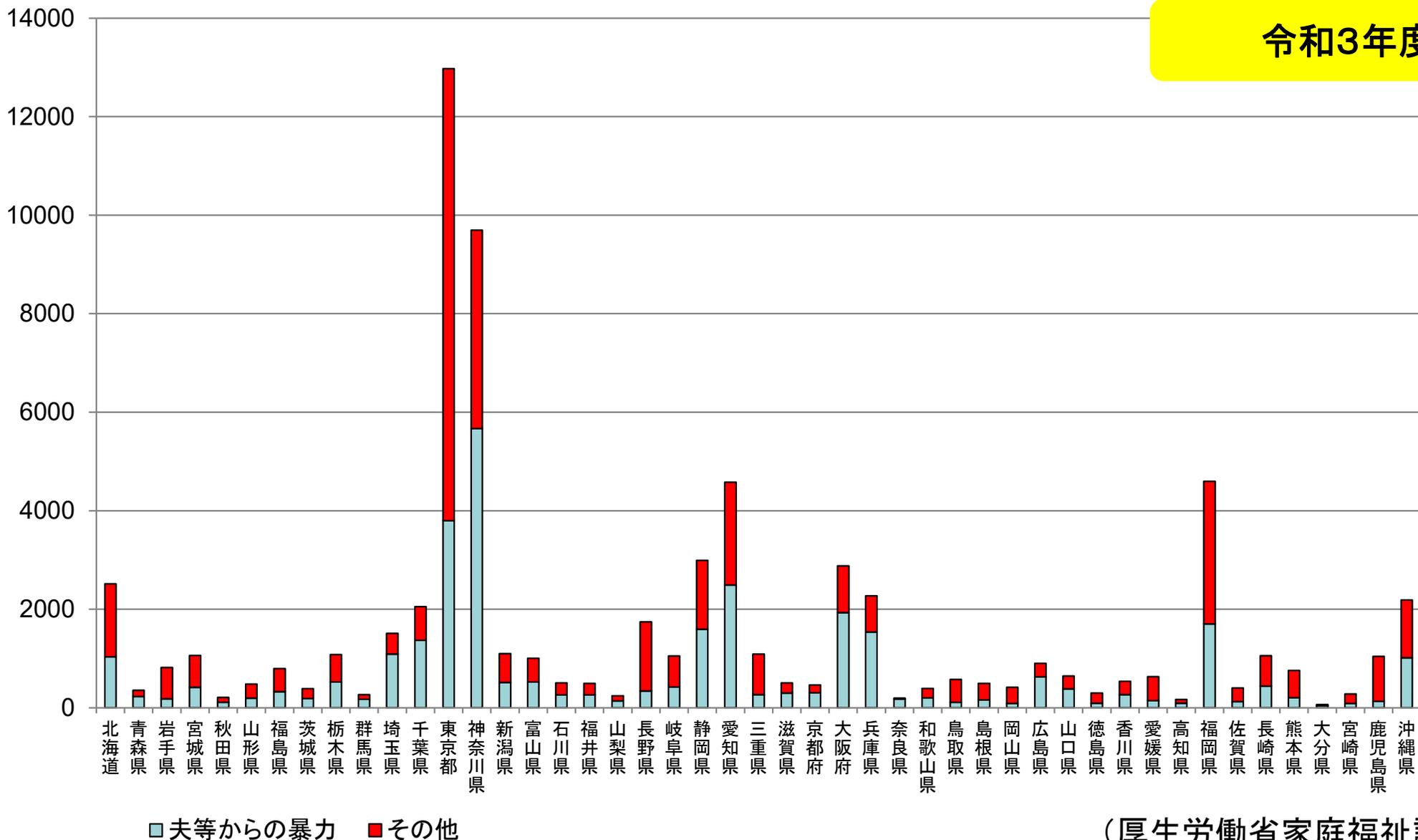


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談人数（都道府県別）

○夫等の暴力に限らず来所相談人数の都道府県ごとの差が非常に大きい。

令和3年度



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## 2. 婦人相談所について

# 婦人相談所の都道府県別設置状況

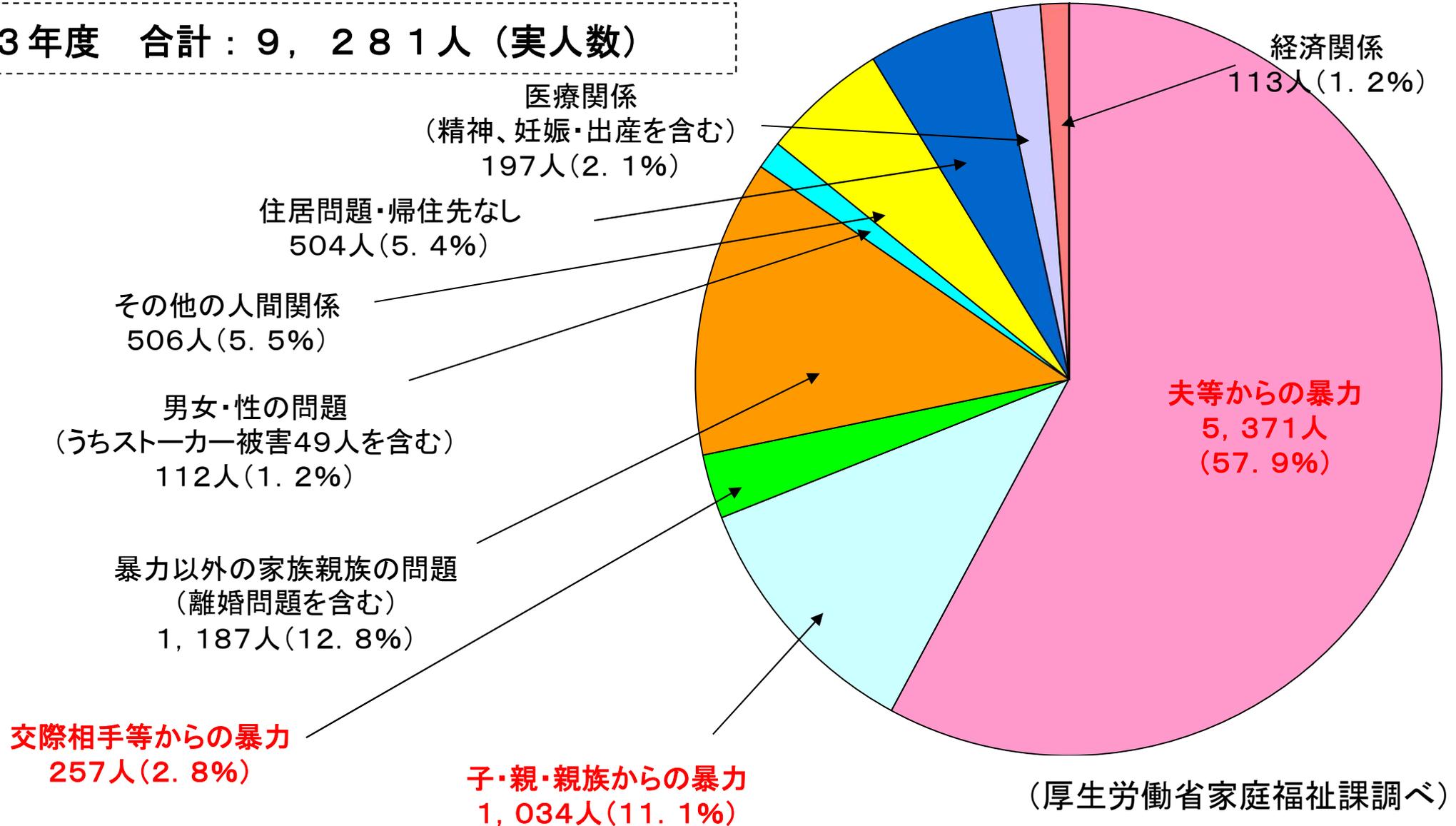
(令和4年4月1日)

1	北海道	北海道立女性相談援助センター	26	京都府	京都府家庭支援総合センター
2	青森県	青森県女性相談所	27	大阪府	大阪府女性相談センター
3	岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28	兵庫県	兵庫県女性家庭センター
4	宮城県	宮城県女性相談センター	29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5	秋田県	秋田県女性相談所	30	和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6	山形県	山形県女性相談センター	31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7	福島県	福島県女性のための相談支援センター	32	島根県	島根県女性相談センター
8	茨城県	茨城県女性相談センター			(島根県女性相談センター西部分室)
9	栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33	岡山県	岡山県女性相談所
10	群馬県	群馬県女性相談所	34	広島県	広島県西部こども家庭センター
11	埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35	山口県	山口県男女共同参画相談センター
12	千葉県	女性サポートセンター	36	徳島県	徳島県中央こども女性相談センター
13	東京都	東京都女性相談センター			徳島県南部こども女性相談センター
		(東京都女性相談センター 多摩支所)			徳島県西部こども女性相談センター
14	神奈川県	神奈川県立女性相談所	37	香川県	香川県子ども女性相談センター
15	新潟県	新潟県女性福祉相談所	38	愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター
16	富山県	富山県女性相談センター	39	高知県	高知県女性相談支援センター
17	石川県	石川県女性相談支援センター	40	福岡県	福岡県女性相談所
18	福井県	福井県総合福祉相談所	41	佐賀県	佐賀県婦人相談所
19	山梨県	山梨県女性相談所	42	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20	長野県	長野県女性相談センター	43	熊本県	熊本県女性相談センター
21	岐阜県	岐阜県女性相談センター	44	大分県	大分県婦人相談所
22	静岡県	静岡県女性相談センター	45	宮崎県	宮崎県女性相談所
23	愛知県	愛知県女性相談センター	46	鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24	三重県	三重県女性相談所	47	沖縄県	沖縄県女性相談所
25	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	合計		全国49か所

# 婦人相談所が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の57.9%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の71.8%を暴力被害の相談が占めている。

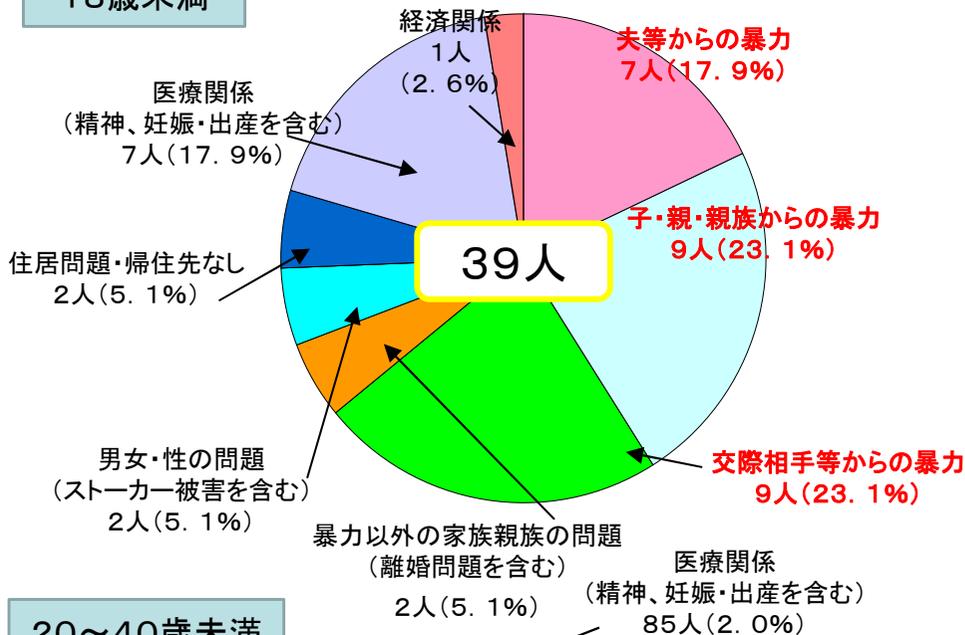
令和3年度 合計：9,281人（実人数）



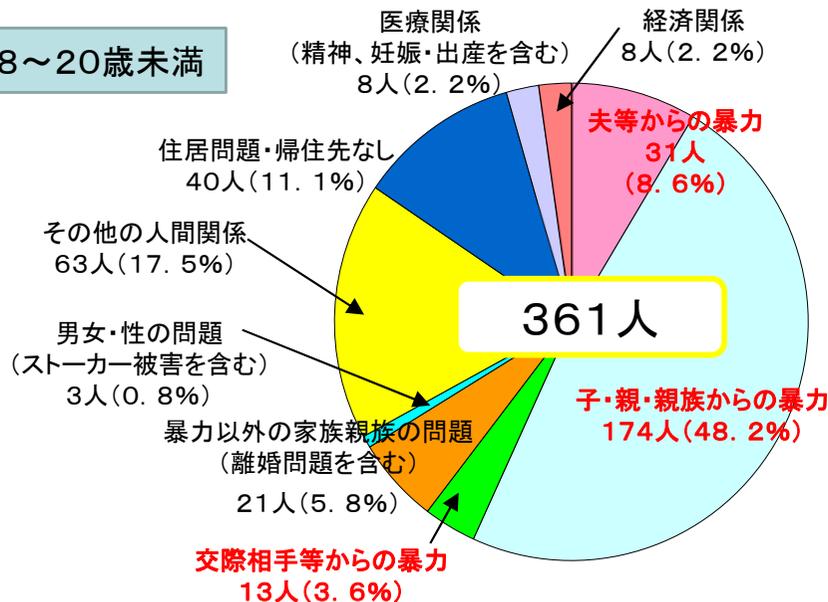
# 婦人相談所が受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、子・親・親族からの暴力、交際相手等からの暴力がそれぞれ23.1%、夫等からの暴力、医療関係（精神、妊娠・出産を含む）がそれぞれ17.9%の順が多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の3.9%。相談内容では、子・親・親族からの暴力48.2%、その他の人間関係17.5%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の45.3%。相談内容では、夫等からの暴力56.8%、暴力以外の家族親族の問題12.2%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の49.2%。相談内容では、夫等からの暴力63.6%、暴力以外の家族親族の問題13.7%の順が多い。

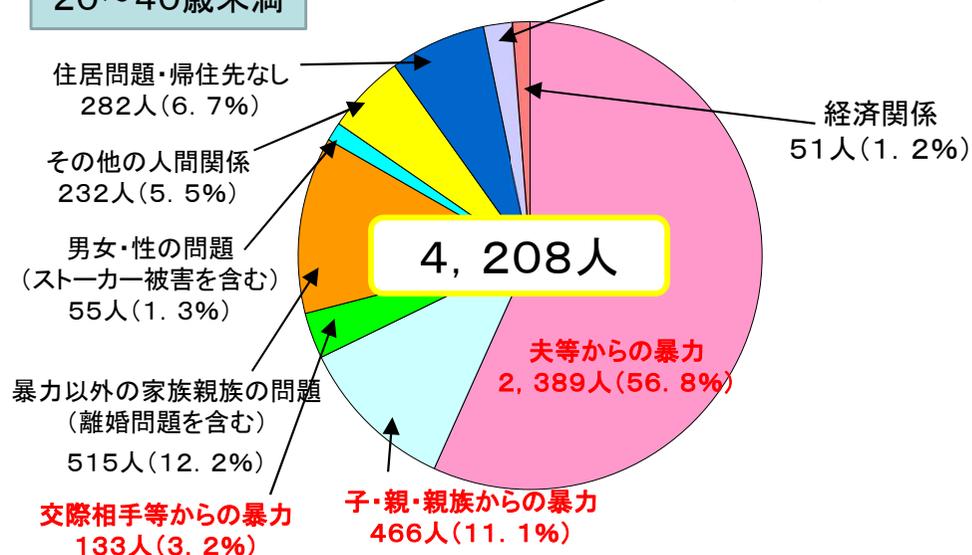
## 18歳未満



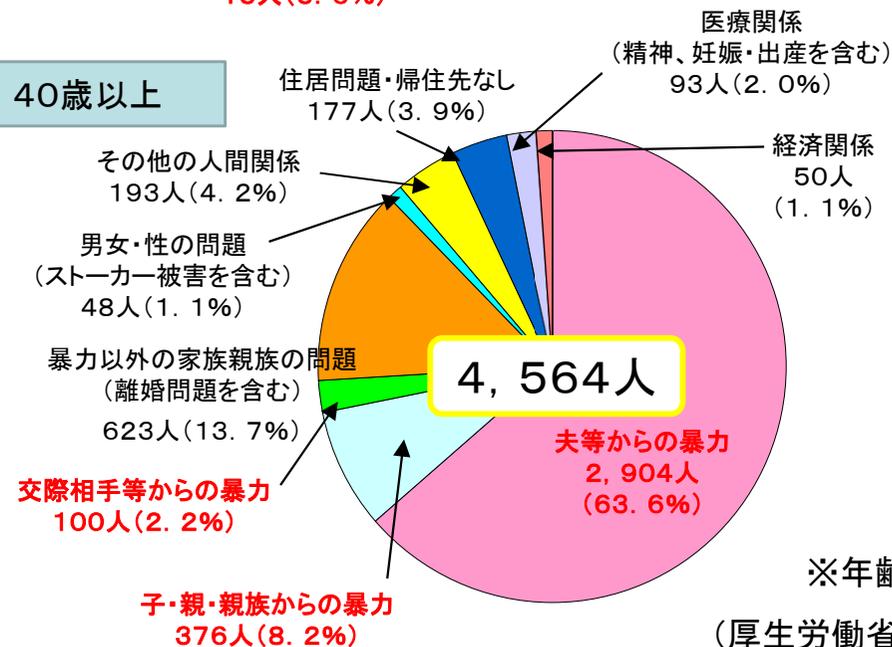
## 18～20歳未満



## 20～40歳未満



## 40歳以上



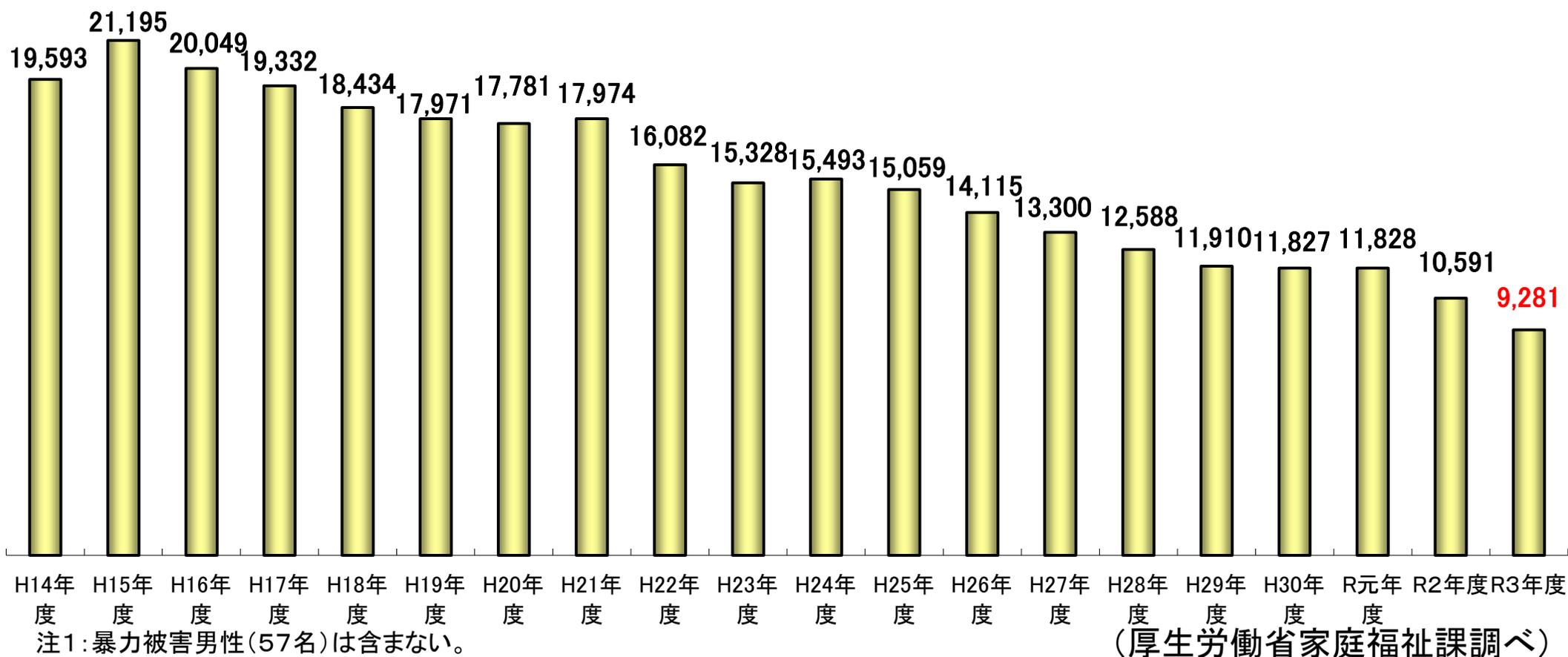
※年齢不明: 109人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所の来所相談人数の推移

○来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

(実人数)



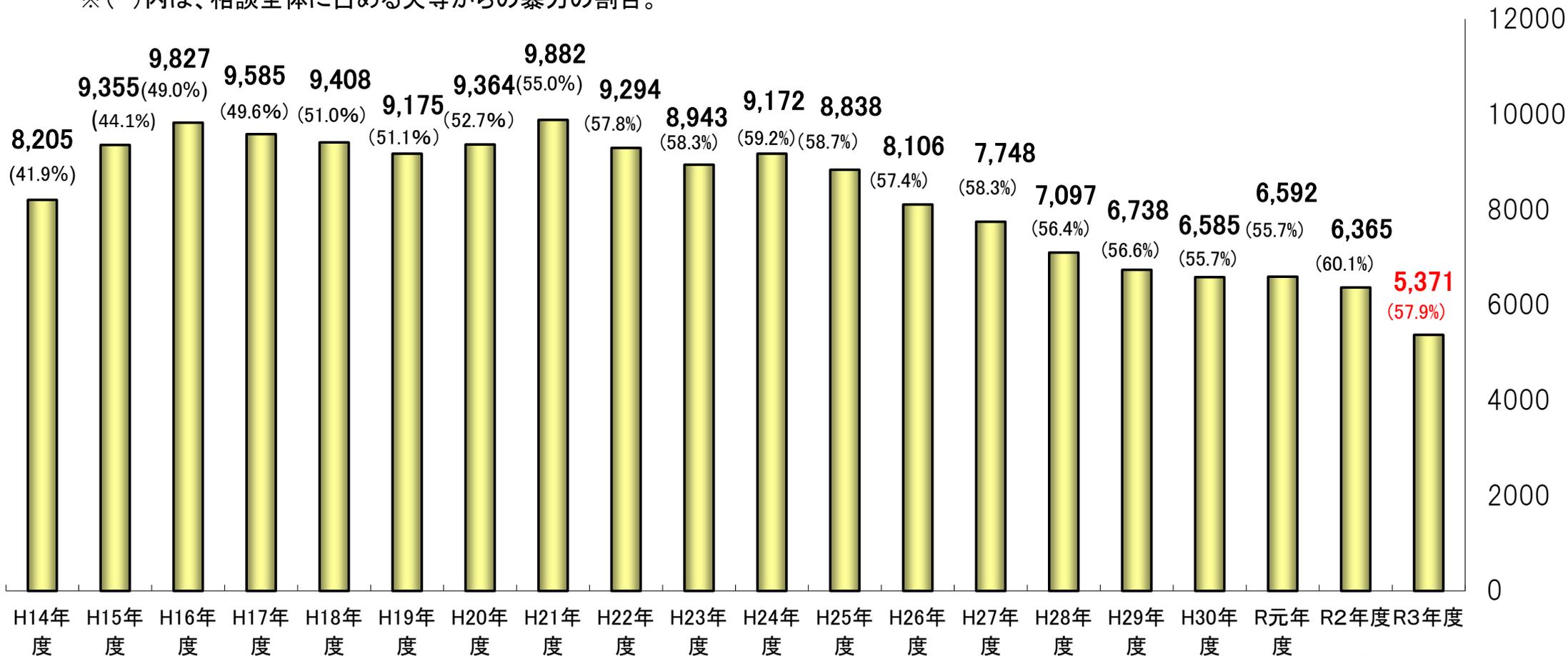
# 婦人相談所の相談人数の推移

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

- 婦人相談所における夫等からの暴力の相談人数は年間5,371人となっている。
- 相談人数は、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は、横ばい傾向であったが、平成25年度から徐々に減少してきている。

※( )内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

(実人数)

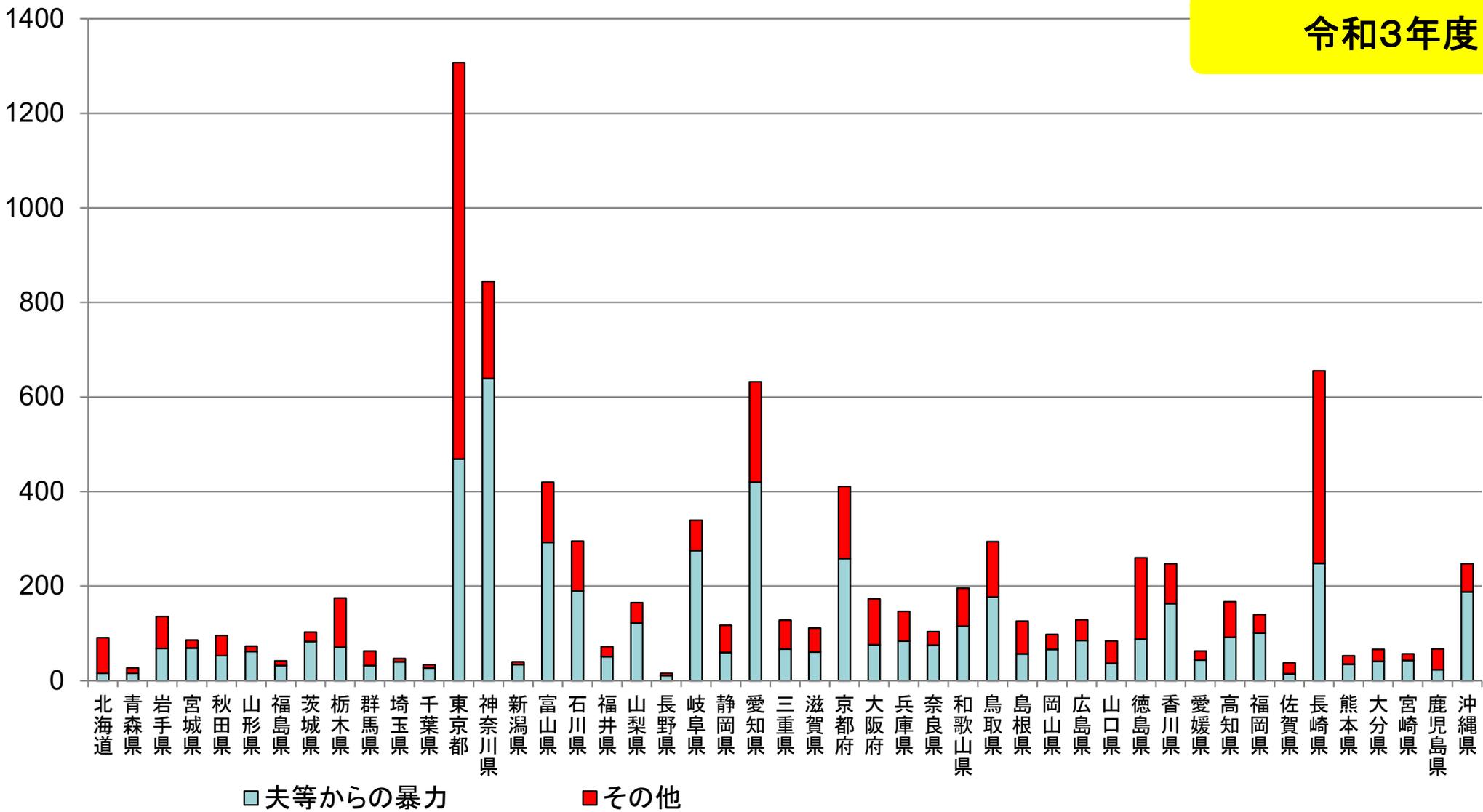


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所における来所による都道府県別相談人数

○来所相談人数のうち夫等からの暴力の占める割合は都道府県毎に差がある。

令和3年度



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 児童相談所との連携の状況（令和3年度）

- 婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとったのは1,319人。
- 相談のうち64.9%が父親等からの虐待によるもの。被害女性本人からの虐待は6.4%。
- 連携を受けて児童相談所がとった対応としては、児童相談所による一時保護は5.9%、児童福祉施設入所は3.2%。

件数	婦人相談所と児童相談所が連携をとった件数						婦人相談所との連携を受けて児童相談所がとった対応							
	児童虐待に関する相談				その他の相談	合計	一時保護	児童福祉施設入所	児童福祉司指導	市町村へ引継ぎ	継続指導	終結	その他	合計
	父等からの虐待	母からの虐待	両親からの虐待	その他										
	856 (64.9%)	85 (6.4%)	134 (10.2%)	57 (4.3%)	187 (14.2%)	1,319 (100%)	78 (5.9%)	42 (3.2%)	128 (9.7%)	197 (14.9%)	356 (27.0%)	218 (16.5%)	300 (22.7%)	1,319 (100%)

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

# 婦人相談所一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。  
(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。  
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、  
人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となる  
よう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

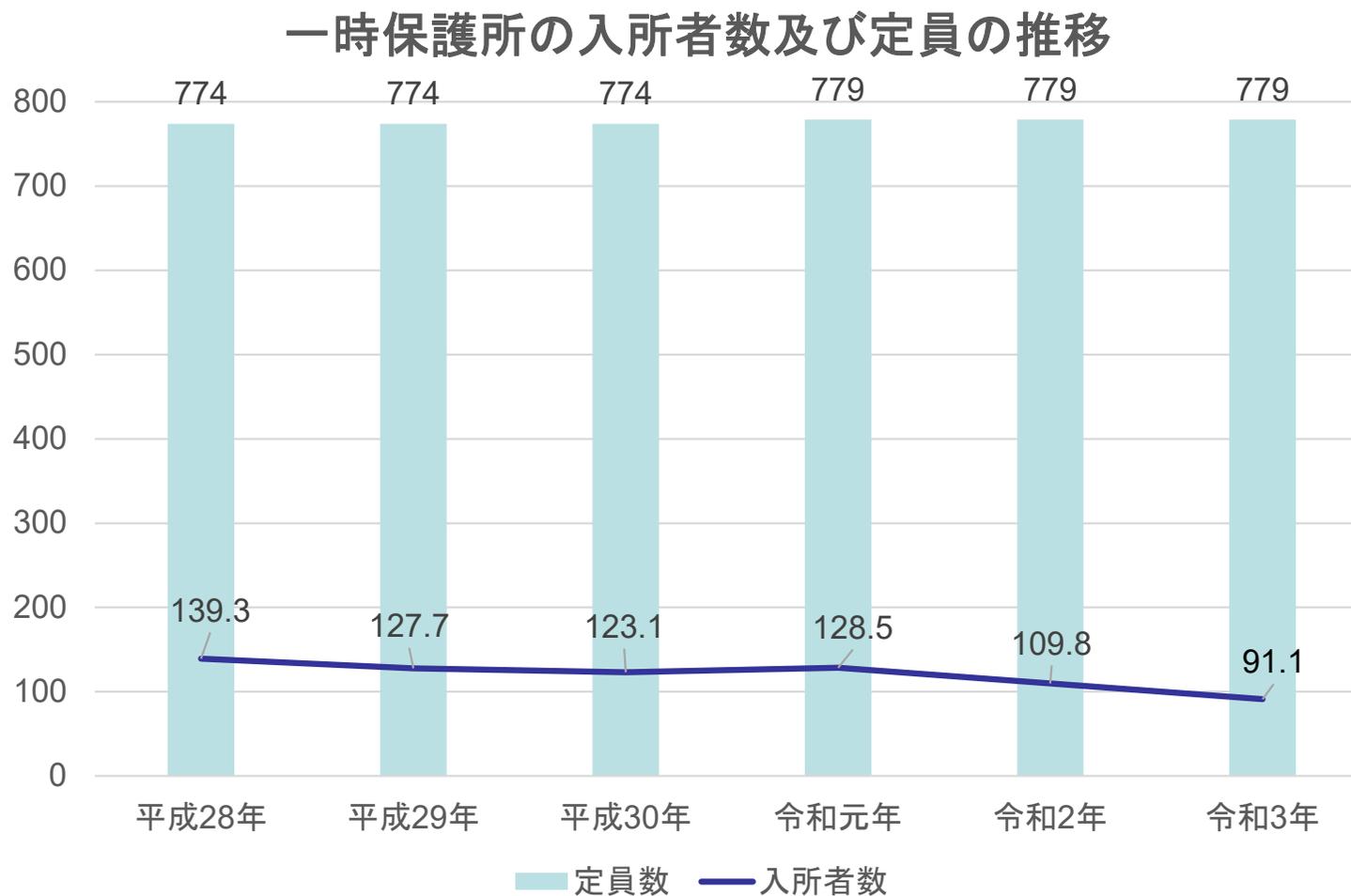
平成28年4月～

「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、  
ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

令和元年7月～

「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」(令和元年6月21日)を踏まえ、定員を超える場合にのみ一時保護委託が可能としている対象者についても、保護が必要な被害女性本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護が可能となるよう、売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者、売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者及び家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者を一時保護の委託対象に加えた。

# 一時保護所の入所者数及び定員の推移

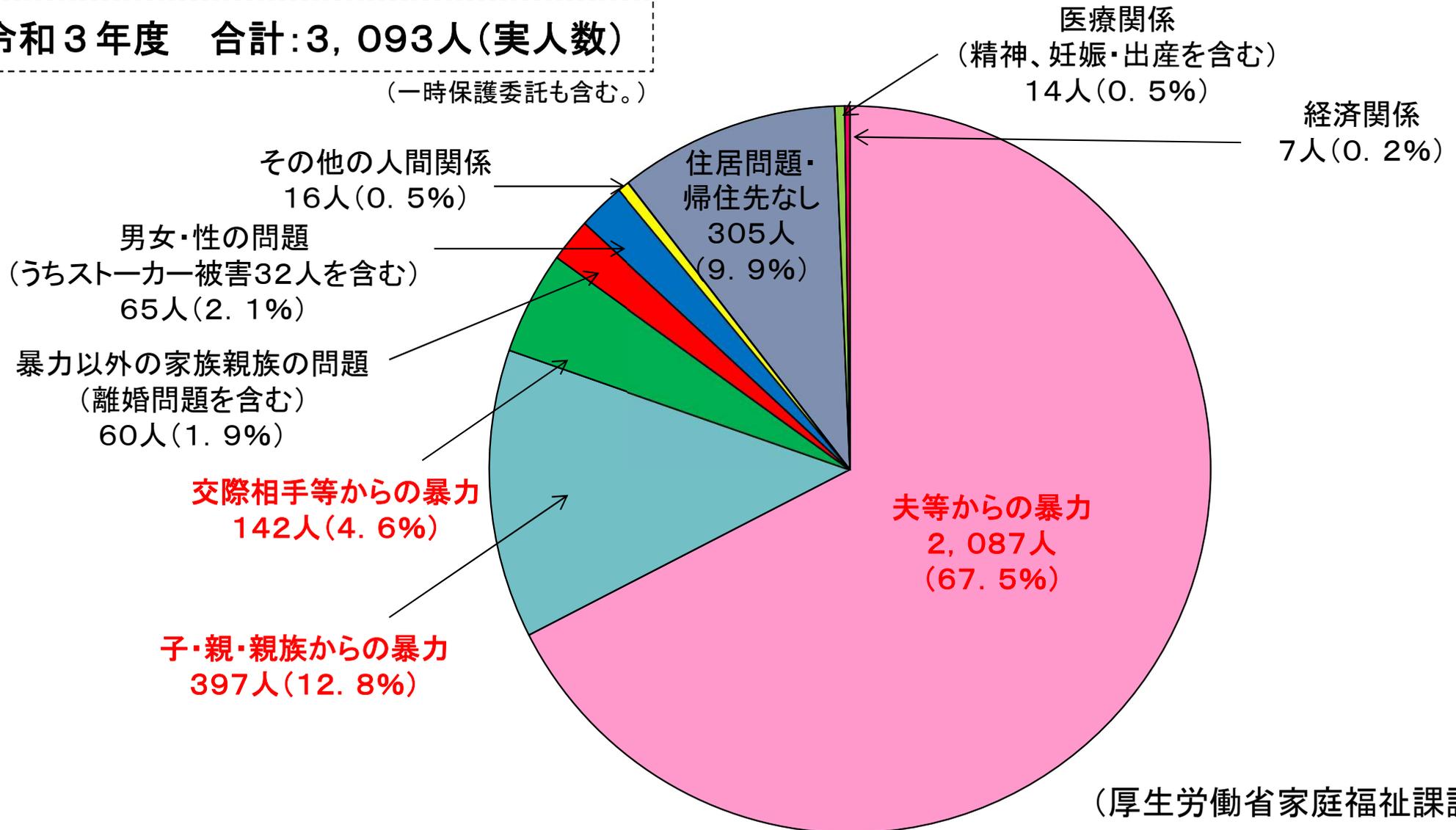


# 婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の67.5%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の84.9%を暴力被害が占めている。

令和3年度 合計:3,093人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

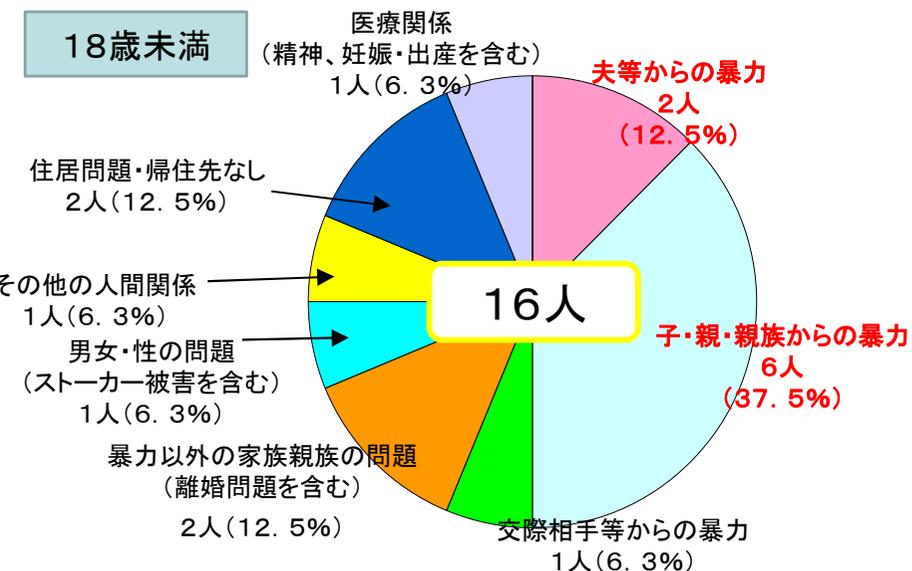


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

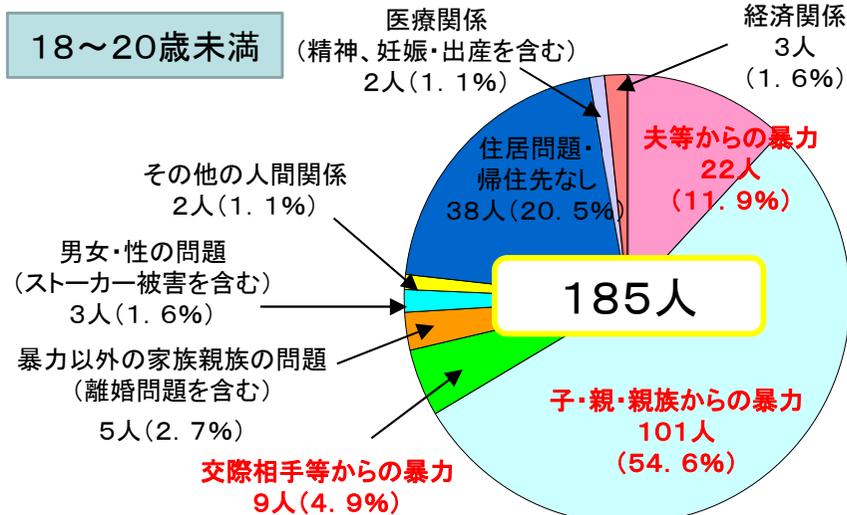
# 婦人相談所における一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.5%。保護理由では、子・親・親族からの暴力37.5%、夫等からの暴力、住居問題・帰宅先なしがそれぞれ12.5%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の6.0%。保護理由では、子・親・親族からの暴力54.6%、住居問題・帰宅先なし20.5%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の51.6%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力71.4%、住居問題・帰宅先なし9.6%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の41.9%。保護理由では、夫等からの暴力71.2%、子・親・親族からの暴力12.0%の順が多い。

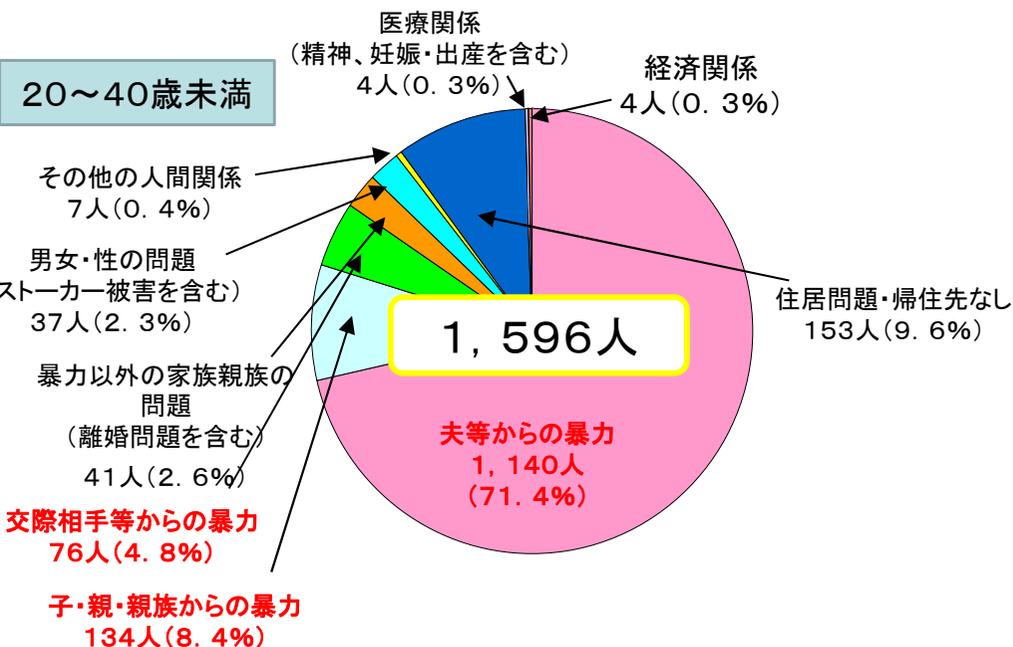
## 18歳未満



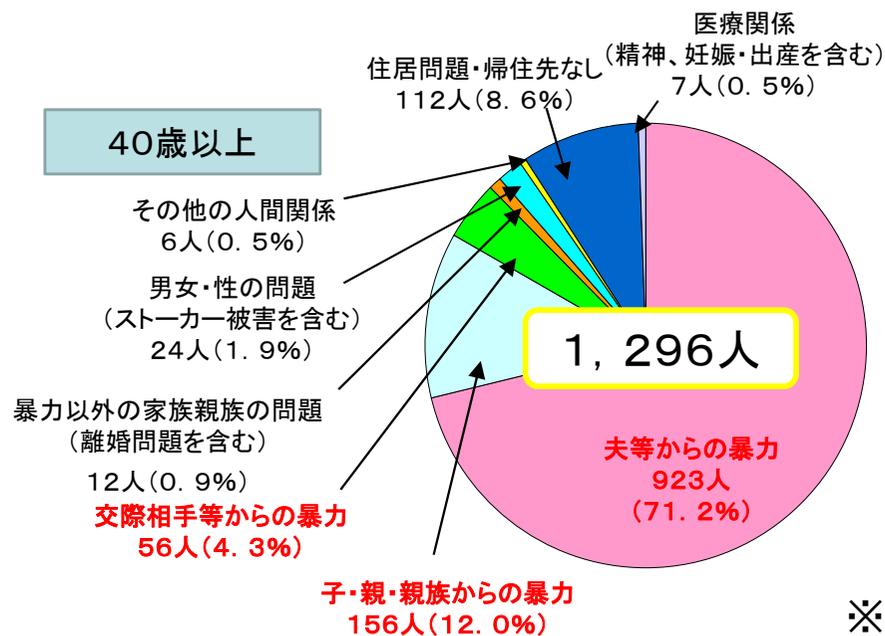
## 18~20歳未満



## 20~40歳未満



## 40歳以上



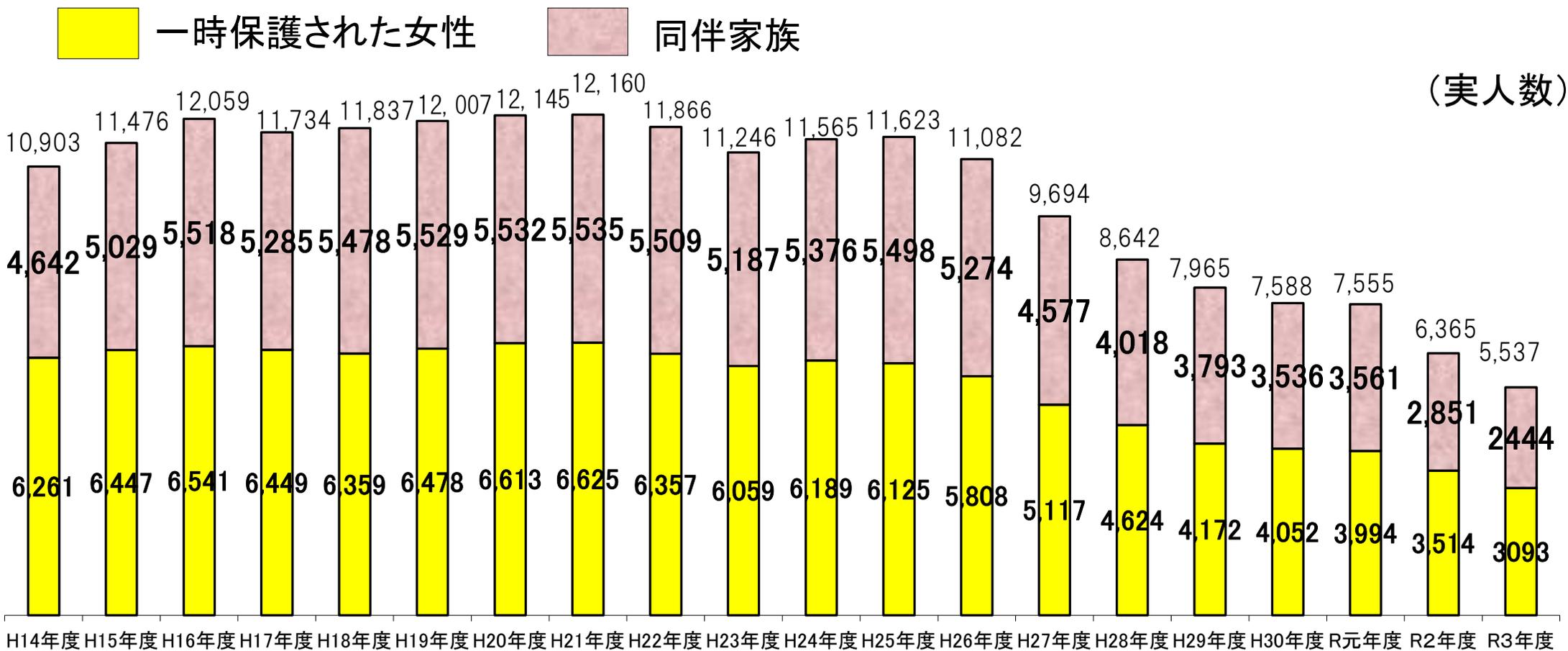
※年齢不明:0人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は3,093人。同伴家族の数が2,444人で、合計5,537人となっている。(一時保護委託を含む。)

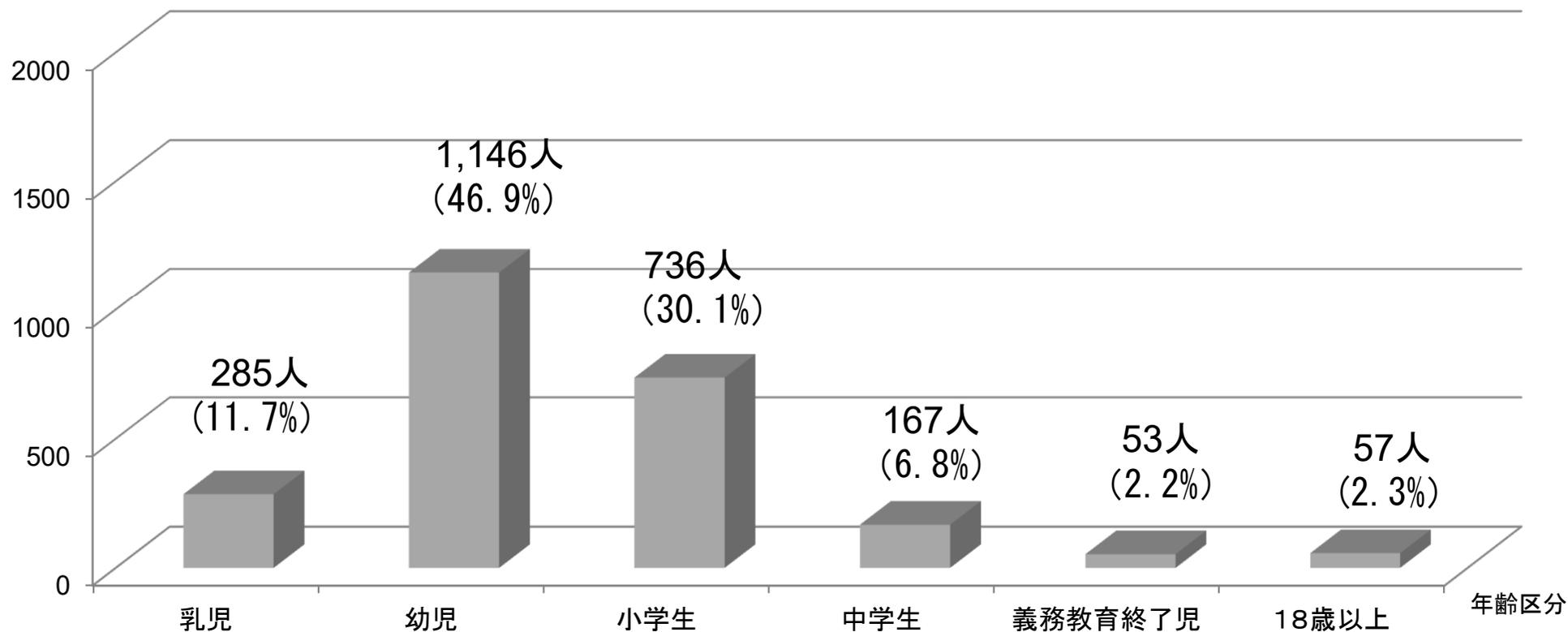
○一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## 一時保護同伴家族の状況(令和3年度)

- 58.6%が乳児・幼児。30.1%が小学生。同伴家族の97.7%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:2,444人(実人員)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所による一時保護の在所期間

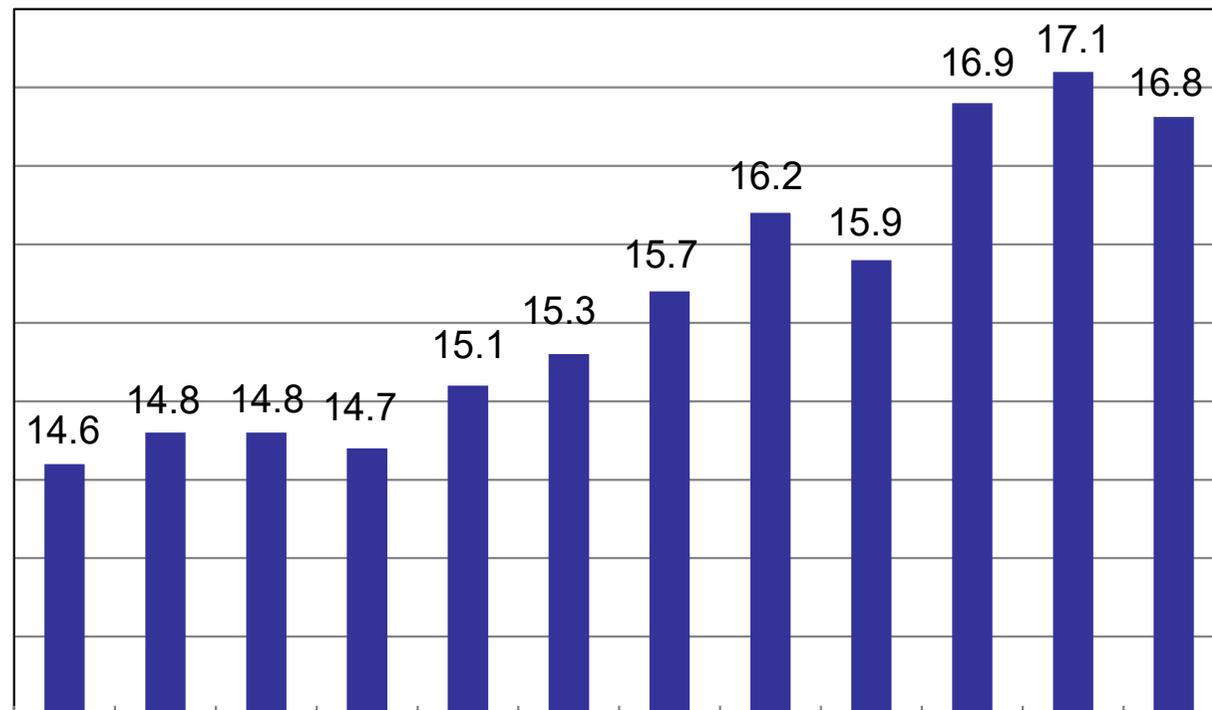
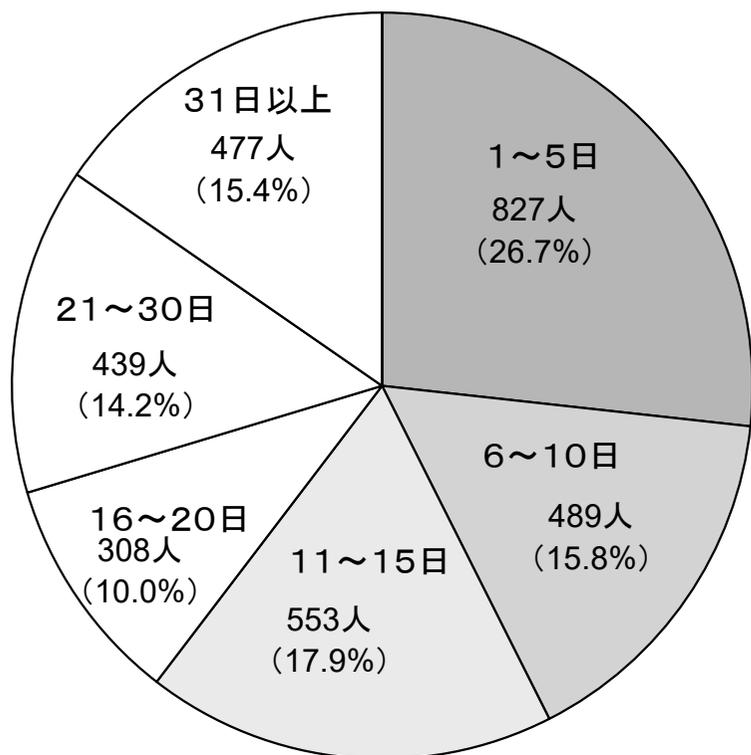
- 一時保護の平均在所日数は令和3年度は16.8日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、増加傾向にある。

令和3年度 合計:3,093人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

## 平均在所日数の推移

(日)



H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年 R2年度 R3年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 一時保護された女性の一時保護後の主な状況

( 令和3年度中の退所者：2,987人の内訳 )

退所先		(R3年度)		(参考：R2年度)	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	306	10.2	328	9.5
	母子生活支援施設	359	12.0	400	11.6
	その他の社会福祉施設	335	11.2	406	11.8
民間団体		250	8.4	290	8.4
自立		428	14.3	455	13.2
帰宅		473	15.8	531	15.4
帰郷（実家等）		383	12.8	498	14.4
知人・友人宅		102	3.4	140	4.1
病院		74	2.5	96	2.8
その他		277	9.3	310	9.0
計		2,987	100.0	3,454	100.0

※このほかに、同伴家族が2,335人いる。うち2,262人(96.9%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は58人(2.5%)、帰宅が1人(0.04%)、  
 その他が14人(0.6%)。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、令和4年4月1日現在で332施設。  
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 令和3年度における一時保護委託人数は、1,954人。  
(女性本人936人、同伴家族1,018人)である。
- 女性本人の平均在所日数17.1日となっている。(一時保護委託ケース)

## 一時保護の委託契約施設数(令和4年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
力所数 (注2)	111 (113)	64 (65)	57 (60)	28 (28)	22 (22)	22 (22)	11 (10)	17 (13)	332 (333)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、令和3年4月1日現在

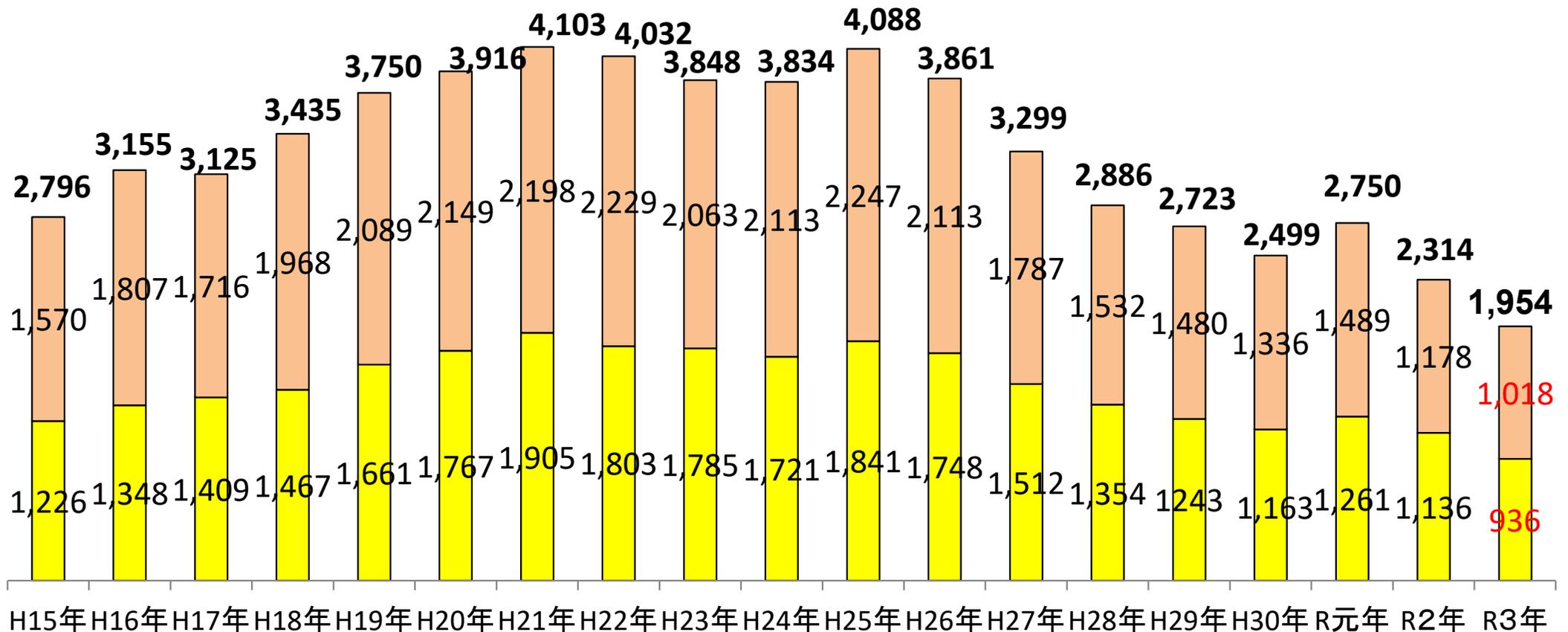
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 一時保護委託の推移

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成15年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成26年度から減少傾向にある。

■ 一時保護された女性    ■ 同伴家族

(実人員)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

(附票) 婦人相談所における一時保護委託状況(女性本人)

令和3年度

	一時保護人数									
	合計	うち一時保護委託人数								計
		婦人保護施設	母子生活支援施設	(母子生活支援施設 児童福祉施設 を除外)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	
北海道	148	0	2	0	0	0	0	90	0	92
青森県	14	0	3	0	0	0	0	0	0	3
岩手県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	21	0	6	0	0	0	0	0	0	6
山形県	8	0	2	0	0	0	0	0	0	2
福島県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	65	0	2	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	53	0	5	0	0	0	0	8	0	13
群馬県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	54	0	2	0	0	0	0	9	0	11
千葉県	90	3	2	0	0	0	0	0	0	5
東京都	572	200	1	0	0	0	0	3	0	204
神奈川県	236	17	0	0	0	0	0	44	0	61
新潟県	37	0	10	0	0	0	0	6	0	16
富山県	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	16	0	1	0	0	0	0	0	0	1
山梨県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	16	0	7	0	0	0	0	0	0	7
岐阜県	56	0	10	0	0	0	0	0	0	10
静岡県	48	1	4	0	0	0	0	3	0	8
愛知県	116	12	36	0	0	0	0	0	0	48
三重県	33	4	19	0	0	0	0	0	0	23

	一時保護人数									
	合計	うち一時保護委託人数								計
		婦人保護施設	母子生活支援施設	(母子生活支援施設 児童福祉施設 を除外)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	
滋賀県	67	0	20	0	0	0	0	0	0	20
京都府	79	0	1	0	0	0	0	0	0	1
大阪府	268	152	37	1	0	2	0	4	0	196
兵庫県	149	35	4	0	0	0	0	17	0	56
奈良県	44	0	18	0	0	0	0	0	0	18
和歌山県	68	0	1	0	0	0	1	0	0	2
鳥取県	21	0	14	0	0	0	0	3	0	17
島根県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	65	0	0	0	0	0	0	1	0	1
広島県	80	5	19	0	0	0	0	2	0	26
山口県	13	0	1	0	0	0	0	1	1	3
徳島県	17	0	0	0	0	0	0	2	0	2
香川県	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	13	0	1	0	0	0	0	0	0	1
高知県	21	0	1	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	109	16	48	0	0	0	0	3	0	67
佐賀県	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	29	0	2	0	0	0	0	0	0	2
大分県	30	0	3	1	1	0	0	0	0	5
宮崎県	23	0	0	1	0	0	0	0	0	1
鹿児島県	16	2	2	0	0	0	0	0	0	4
沖縄県	43	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	3,093	447	284	3	1	2	2	196	1	936

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所の職員配置状況（職種別、常勤・非常勤別）

（単位：人）

職種	常勤		非常勤		合計		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
所長	15	36	0	0	15	36	
相談指導員	81	98	1	2	82	100	
心理判定員	9	64	5	11	14	75	
医師	1	3	4	1	5	4	
事務職員	51	74	6	7	57	81	
婦人相談員	9	13	194	7	203	20	
その他職員	電話相談員	0	0	51	12	51	12
	警備員	0	0	4	4	4	4
	その他	4	35	28	39	32	74
合計	170	323	293	83	463	406	

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

# 一時保護所の職員配置状況（職種別、常勤・非常勤別）

（単位：人）

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		1	36	0	0	1	36
主任指導員		15	44	0	0	15	44
指導員		39	80	57	28	96	108
保健師		0	8	1	0	1	8
看護師		5	4	6	4	11	8
栄養士		2	5	4	1	6	6
その他職員	宿直員	0	0	69	61	69	61
	警備員	0	0	10	6	10	6
	その他	2	46	19	41	21	87
保育士		3	0	6	1	9	1
心理療法担当職員		3	19	7	13	10	32
調理員		3	6	11	12	14	18
同伴児童対応職員	保育士	0	0	12	11	12	11
	その他	1	0	9	13	10	13
個別対応職員		0	0	4	0	4	0
合計		74	248	215	191	289	439

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

# 婦人相談所に係る職員配置基準及び設備基準について

## 1. 婦人相談所の職員配置基準(最低基準)

婦人相談所に関する政令(昭和32・4・1政令56)	婦人相談所設置要綱(昭和38・3・19次官通知)
<p>(婦人相談所の職員)</p> <p>第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。</p> <p>2 判定をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号の一に該当するものうちから任用するように努めなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずる者</p> <p>3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するものうちから任用しなければならない。</p>	<p>第二 職員</p> <p>1 職員の設置等 (略)</p> <p>相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。</p> <p>また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。</p> <p>(略)</p>

## 2. 婦人相談所一時保護所の職員配置基準(予算上)

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)
51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)

(注)( )書きは、非常勤の別掲である。

## 3. 婦人相談所一時保護所の職員配置(加算)

- 指導員加算(厚生労働大臣が必要と認めた数)
- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設2名まで雇い上げ)
- 心理療法担当職員雇上費加算(1名)※加算要件緩和(「年度当初に被害女性又はその同伴する家族等が10名以上→被害女性又はその同伴する家族等が当該年度を通じて常時1名以上に緩和」)R2～
- 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
- 個別対応職員加算(1名)※虐待・DV補助金(婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業)H30～
- 同伴児童学習指導員加算(1名)※虐待・DV補助金(同伴児童学習支援事業)R2～
- 同伴児童通学支援加算※虐待・DV補助金(同伴児童通学支援事業)R2～
- 一時保護委託費の拡充(同伴児童学習支援加算、心理的ケア対応加算、個別対応加算、人身取引被害者等支援加算)※婦人保護事業費負担金

【参考】外国人婦女子緊急一時保護経費として通訳雇上費(その他、旅費、医療費)＜婦人相談所本体の加算＞

#### 4. 婦人相談所の設備基準(婦人相談所設置要綱(昭和38・3・19次官通知))

##### 第三構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

##### (1) 管理及び相談等関係

ア 所長室兼応接室

イ 事務室

ウ 相談室

エ 診療室

オ 判定室

カ 宿直室

キ 便所

##### (2) 一時保護関係

ア 居室

イ 浴室

ウ 洗面所

エ 食堂

オ 調理室

カ 洗濯場

キ 便所

ク 指導員室

##### (3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

##### (1) 居室

ア 入所者一人当り居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。

イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。

ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。

エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

##### (2) その他

ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。

# 婦人相談所の指導的職員に対する研修体制の充実

## 目的・ねらい

婦人保護の中核を担う都道府県レベルの研修の指導者(講師)となることを通じ、継続的に婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図る

1. 婦人保護事業およびDV対策の動向、実施機関(所長や婦人相談所等)の役割を説明できる。
2. 暴力・虐待の被害を受けた女性と同伴児童へのケアの基本的な視点と、それをふまえた一時保護の実施について、説明できる。
3. 暴力・虐待の被害を受けた母子の保護・支援における関係機関(性犯罪被害者の支援機関を含む)との連携・協働の意義をふまえ、現状の事業運営の課題を整理し提示できる。
4. 所属組織ないし地域における保護支援における連携の課題をふまえ、保護支援の充実にむけた組織的取組みに関する企画を、具体的に立案することができる。

実施期間 令和3年11月24日(水)～26日(金)

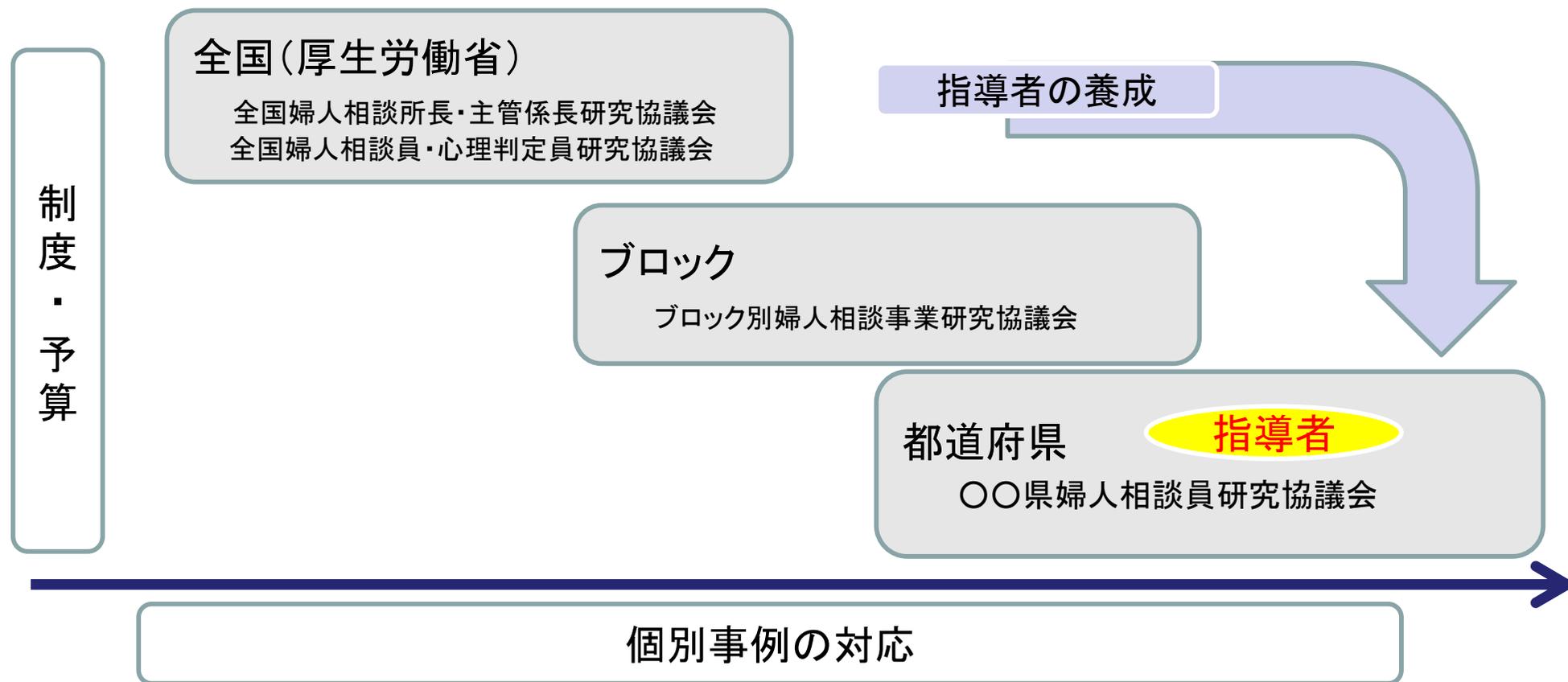
実施場所 国立保健医療科学院(埼玉県和光市)

参加定員 20名

参加資格 暴力・虐待の被害を受けた母子等に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場にある職員

# 婦人相談所の指導的職員に対する研修の位置付け

## 研修における修得内容の比重



## 婦人相談所指導者研修

国において、各都道府県の指導的職員を対象に実施し、専門性の蓄積等を行い、複雑化する被害者のニーズに応えることができる支援技術の普及を図る

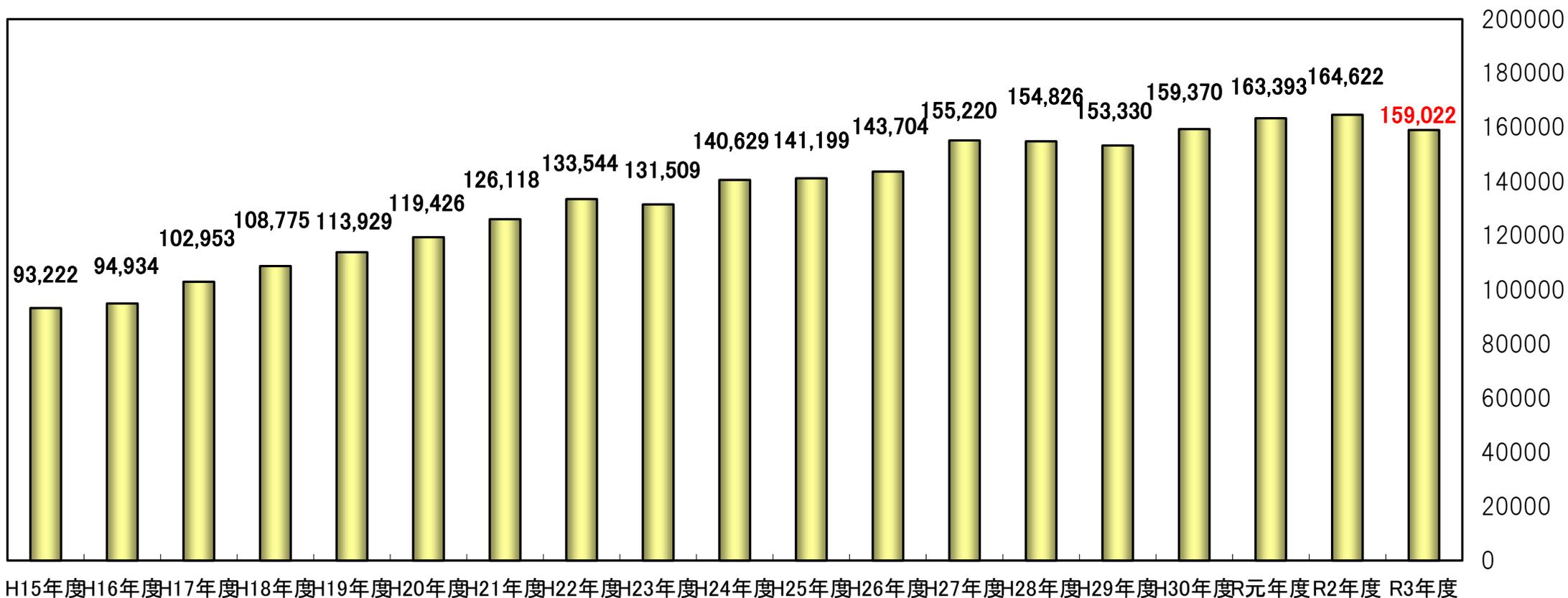
## 《指導者に求められる要素》

- 自身の実践経験
- ケース対応に必要な専門的知識・技術
- 管内における研修機会の確保
- 組織的対応に向けたマネジメント

### 3. 婦人相談員について

# 婦人相談員による相談の状況(実人員)

- 婦人相談員が受け付けた相談実人員(来所相談及び電話相談等)は、増加傾向となっている。
- DV防止法全面施行の平成14年度(93,574件)と比較すると、令和3年度の相談実人員は、約1.70倍の増加となっている。

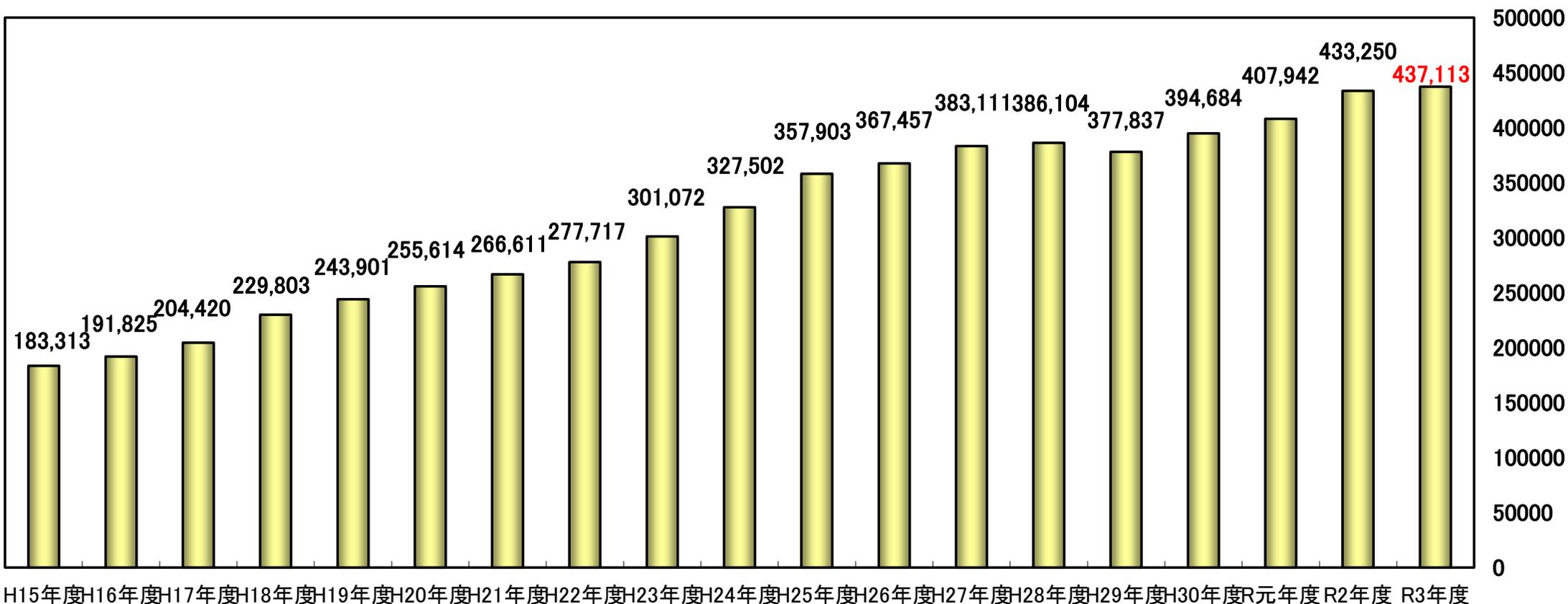


※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員による相談の状況(延べ件数)

- 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数(来所相談及び電話相談等)は、年々増加している。
- DV防止法全面施行の平成14年度(174,704件)と比較すると、令和3年度の相談延べ件数は、約2.50倍の伸びとなっている。



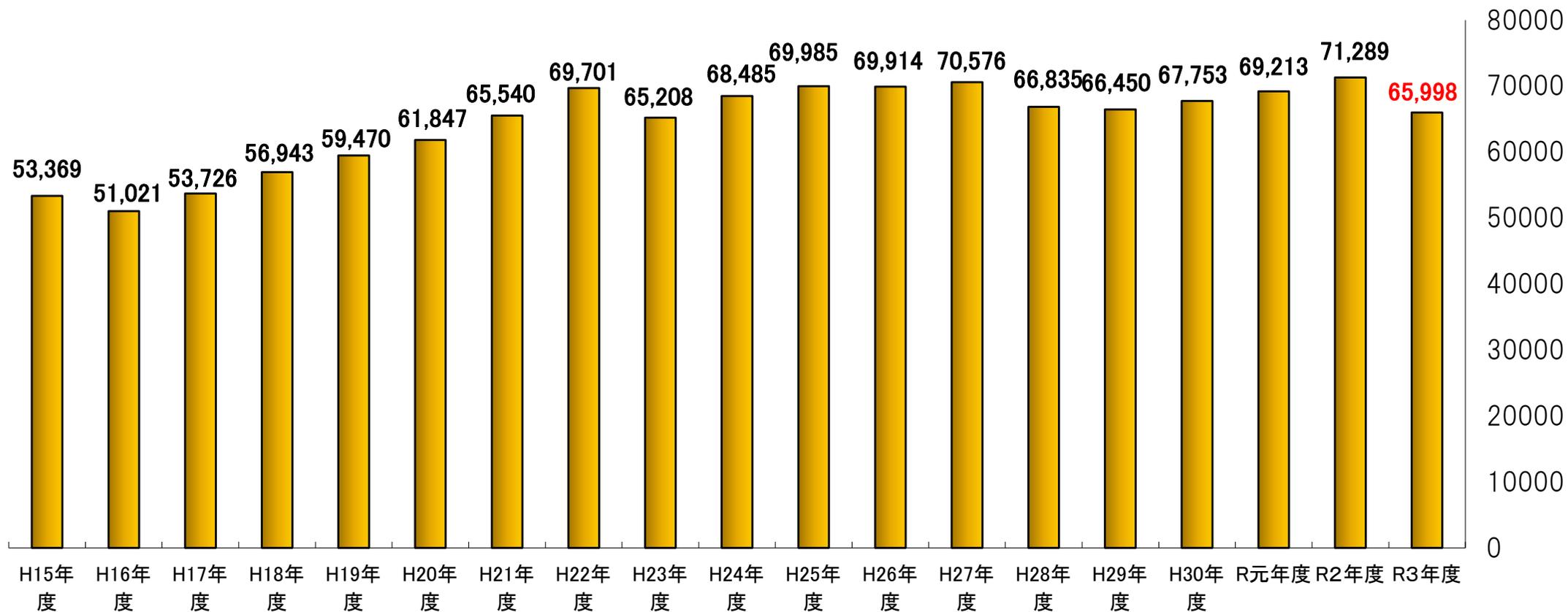
※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員による来所相談人数の推移(実人員)

○来所相談件数は、平成22年度から横ばい傾向にある。

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置されている婦人相談員が受けた来所相談人数



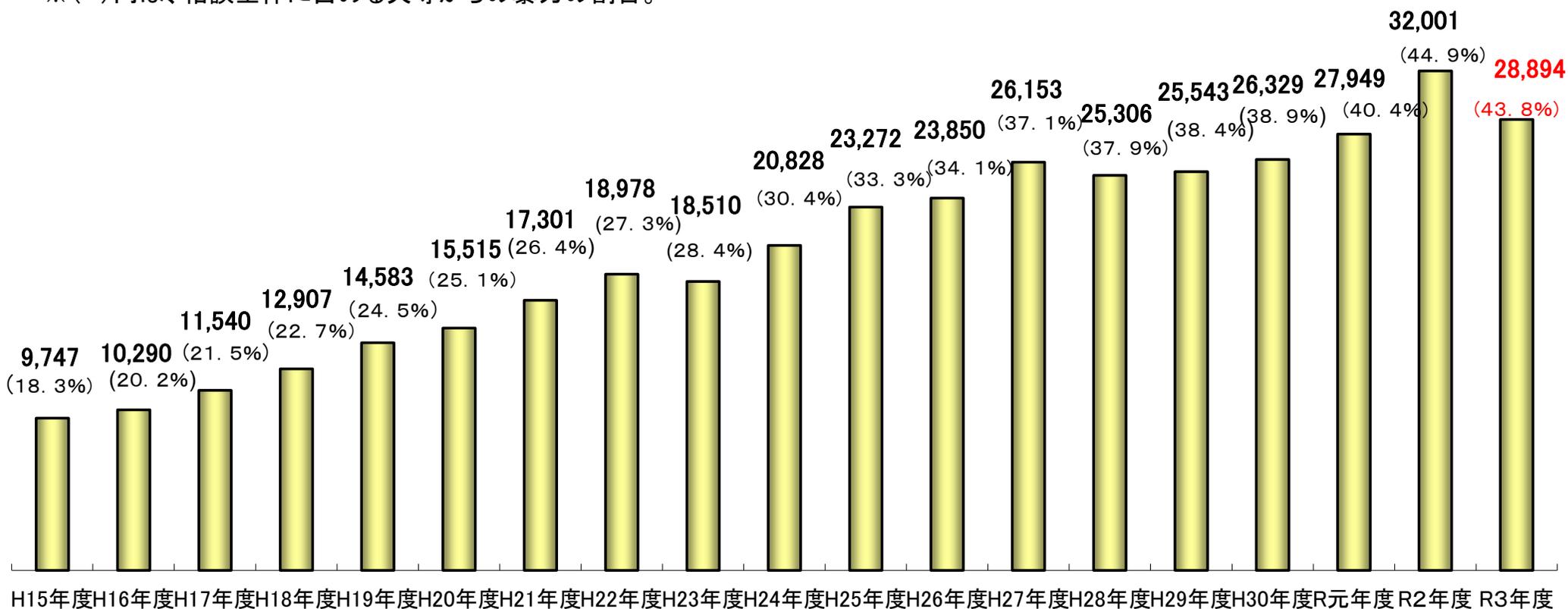
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員による相談人数の推移(実人員)

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

○婦人相談員における夫等からの暴力の相談人数の相談全体に占める割合は年々増加している。

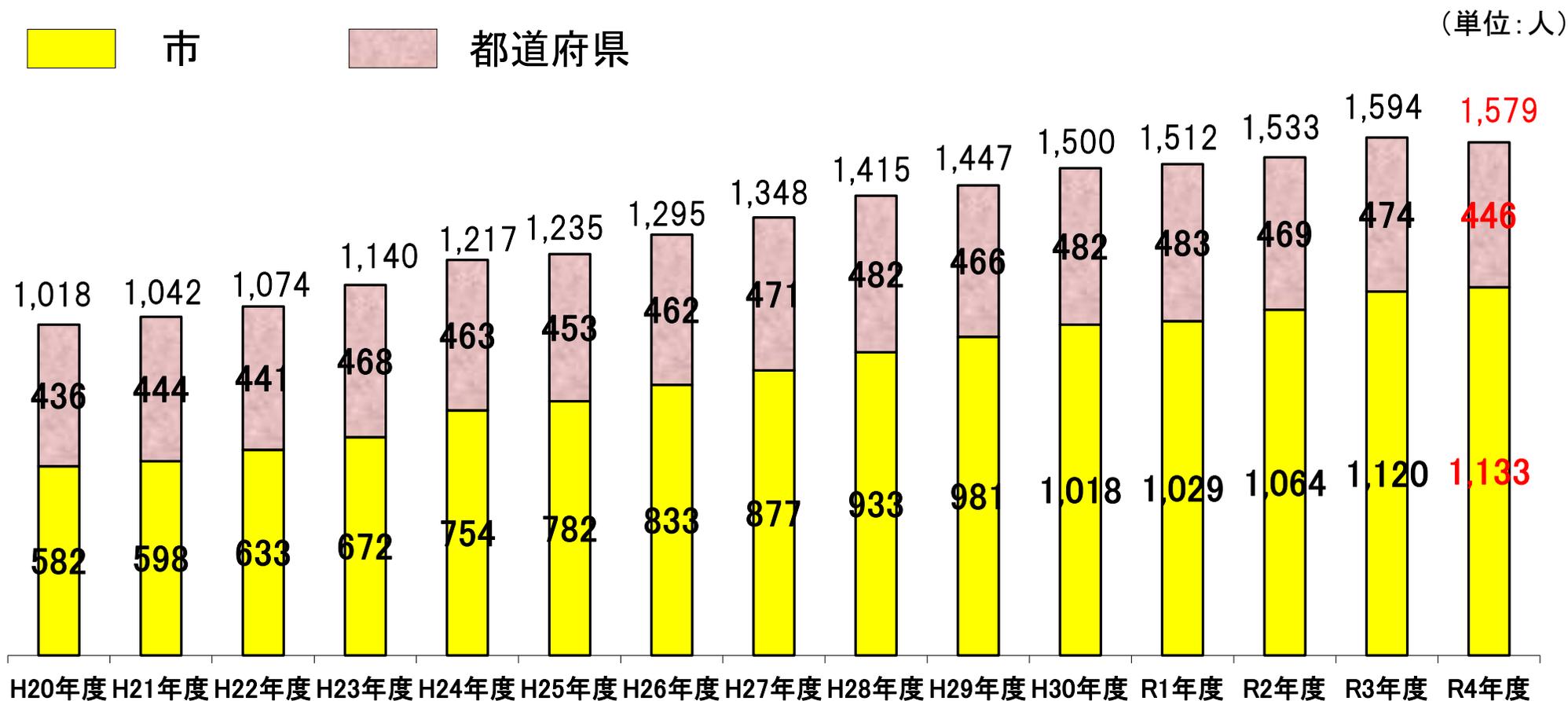
※( )内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員の推移

- 婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。
- 婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加していたが、令和4年度では平成20年度以降初めて減少した。



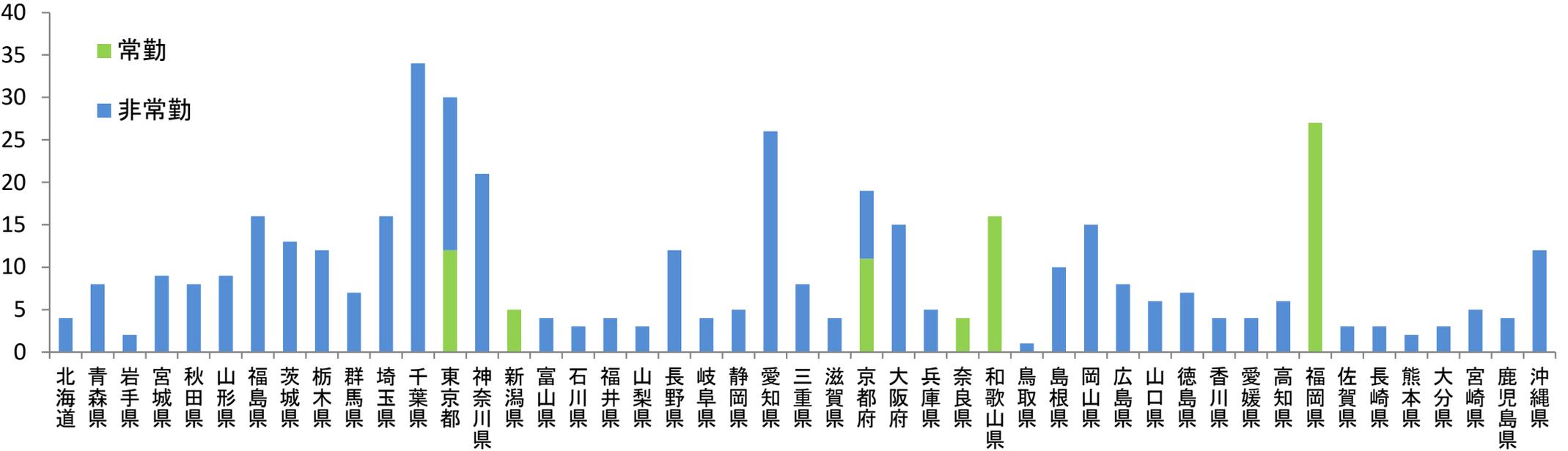
令和4年4月1日現在

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員の都道府県別委嘱状況

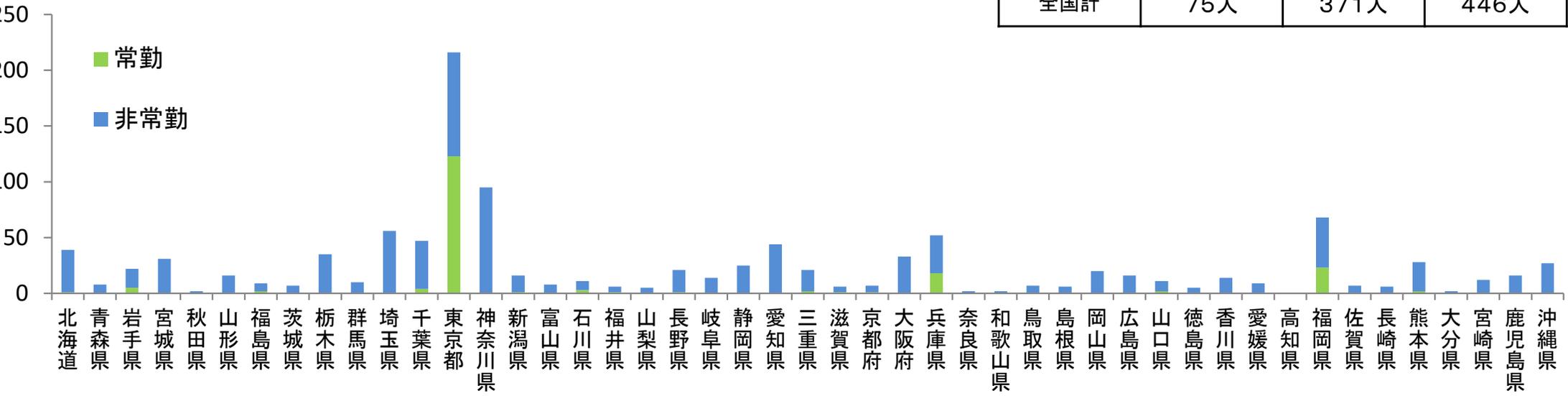
(県)

■ 常勤  
■ 非常勤



(市)

■ 常勤  
■ 非常勤



	常勤	非常勤	合計
全国計	75人	371人	446人

	常勤	非常勤	合計
全国計	198人	935人	1,133人

令和4年4月1日現在

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員の配置状況と在職年数

○総数1,579人のうち273人、17.3%が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

○3年未満の相談員が都道府県では38.1%、市では41.6%を占めている。

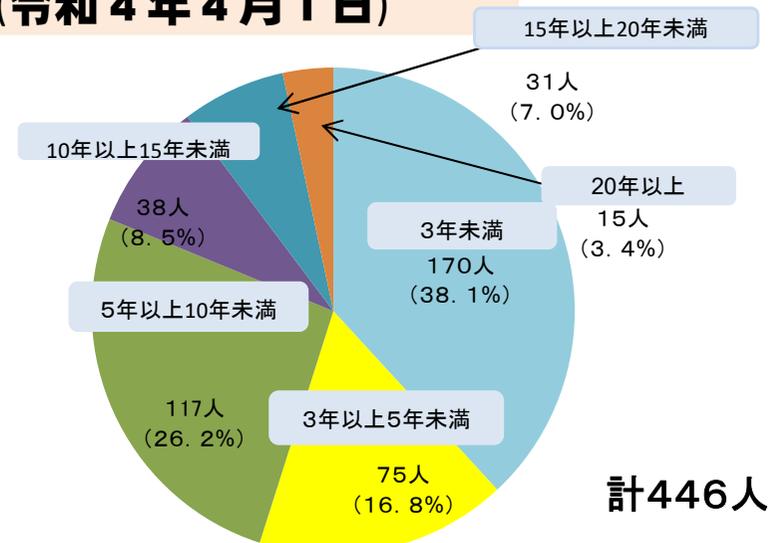
## 配置状況(令和4年4月1日)

(単位:人)

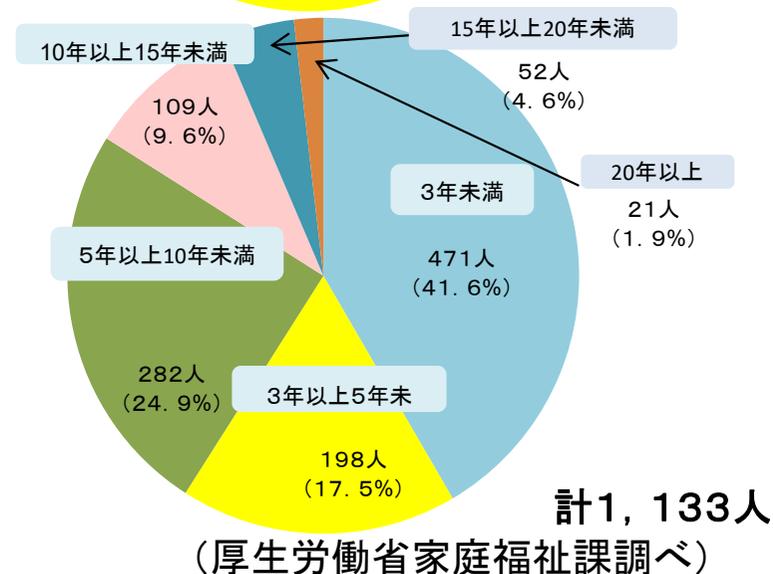
## 在職年数(令和4年4月1日)

	県	市	合計		県	市	合計
北海道	4	39	43	滋賀県	4	8	12
青森県	8	8	16	京都府	19	7	26
岩手県	2	22	24	大阪府	15	35	50
宮城県	9	30	39	兵庫県	5	54	59
秋田県	8	2	10	奈良県	4	2	6
山形県	9	15	24	和歌山県	16	2	18
福島県	16	9	25	鳥取県	1	7	8
茨城県	13	7	20	島根県	10	6	16
栃木県	12	38	50	岡山県	15	23	38
群馬県	7	11	18	広島県	8	16	24
埼玉県	16	56	72	山口県	6	11	17
千葉県	34	48	82	徳島県	7	5	12
東京都	30	216	246	香川県	4	15	19
神奈川県	21	98	119	愛媛県	4	9	13
新潟県	5	17	22	高知県	6	0	6
富山県	4	8	12	福岡県	27	70	97
石川県	3	11	14	佐賀県	3	7	10
福井県	4	6	10	長崎県	3	8	11
山梨県	3	5	8	熊本県	2	17	19
長野県	12	24	36	大分県	3	2	5
岐阜県	4	13	17	宮崎県	5	12	17
静岡県	5	27	32	鹿児島県	4	19	23
愛知県	26	47	73	沖縄県	12	23	35
三重県	8	18	26	合計	446	1,133	1,579

(県)



(市)



# 婦人相談員の配置状況

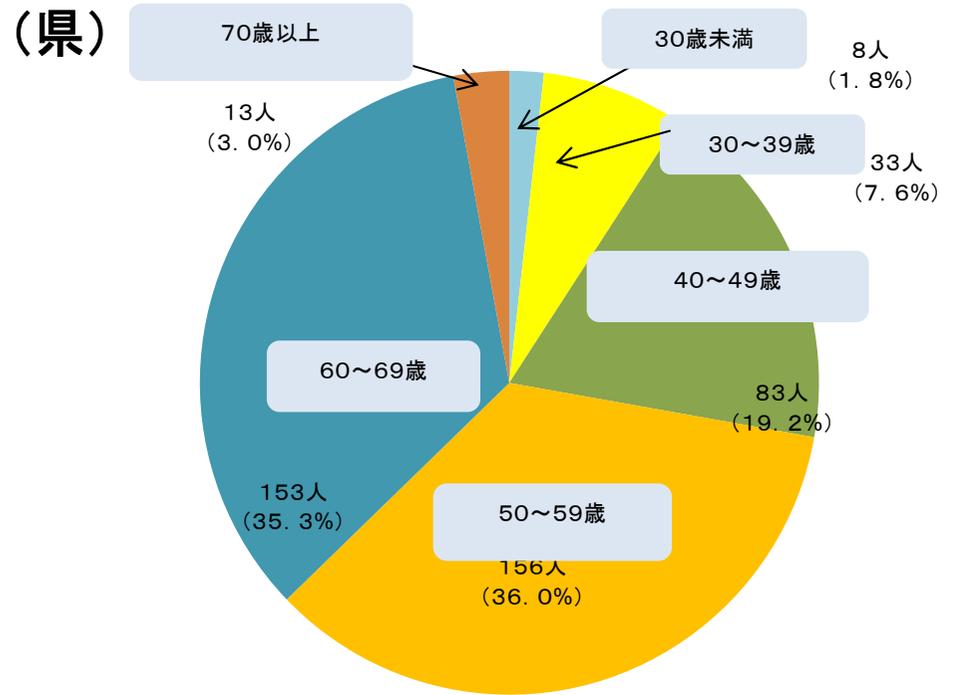
令和4年4月1日現在

都道府県	都道府県知事 による委嘱	市長による委嘱	計	市区数 (A)	婦人相談員 配置市区数(B)	配置率 (B/A%)
1 北海道	4	39	43	35	12	34.3%
2 青森	8	8	16	10	5	50.0%
3 岩手	2	22	24	14	14	100.0%
4 宮城	9	30	39	14	4	28.6%
5 秋田	8	2	10	13	1	7.7%
6 山形	9	15	24	13	13	100.0%
7 福島	16	9	25	13	5	38.5%
8 茨城	13	7	20	32	4	12.5%
9 栃木	12	38	50	14	14	100.0%
10 群馬	7	11	18	12	5	41.7%
11 埼玉	16	56	72	40	16	40.0%
12 千葉	34	48	82	37	14	37.8%
13 東京	30	216	246	49	49	100.0%
14 神奈川	21	98	119	19	18	94.7%
15 新潟	5	17	22	20	6	30.0%
16 富山	4	8	12	10	4	40.0%
17 石川	3	11	14	11	5	45.5%
18 福井	4	6	10	9	5	55.6%
19 山梨	3	5	8	13	2	15.4%
20 長野	12	24	36	19	18	94.7%
21 岐阜	4	13	17	21	9	42.9%
22 静岡	5	27	32	23	17	73.9%
23 愛知	26	47	73	38	9	23.7%
24 三重	8	18	26	14	14	100.0%
25 滋賀	4	8	12	13	7	53.8%
26 京都	19	7	26	15	4	26.7%
27 大阪	15	35	50	33	13	39.4%
28 兵庫	5	54	59	29	19	65.5%
29 奈良	4	2	6	12	1	8.3%
30 和歌山	16	2	18	9	1	11.1%
31 鳥取	1	7	8	4	4	100.0%
32 島根	10	6	16	8	2	25.0%
33 岡山	15	23	38	15	4	26.7%
34 広島	8	16	24	14	10	71.4%
35 山口	6	11	17	13	10	76.9%
36 徳島	7	5	12	8	4	50.0%
37 香川	4	15	19	8	8	100.0%
38 愛媛	4	9	13	11	6	54.5%
39 高知	6	0	6	11	0	0.0%
40 福岡	27	70	97	29	11	37.9%
41 佐賀	3	7	10	10	5	50.0%
42 長崎	3	8	11	13	4	30.8%
43 熊本	2	17	19	14	14	100.0%
44 大分	3	2	5	14	1	7.1%
45 宮崎	5	12	17	9	4	44.4%
46 鹿児島	4	19	23	19	8	42.1%
47 沖縄	12	23	35	11	11	100.0%
<b>合計</b>	<b>446</b>	<b>1133</b>	<b>1579</b>	<b>815</b>	<b>414</b>	<b>50.8%</b>

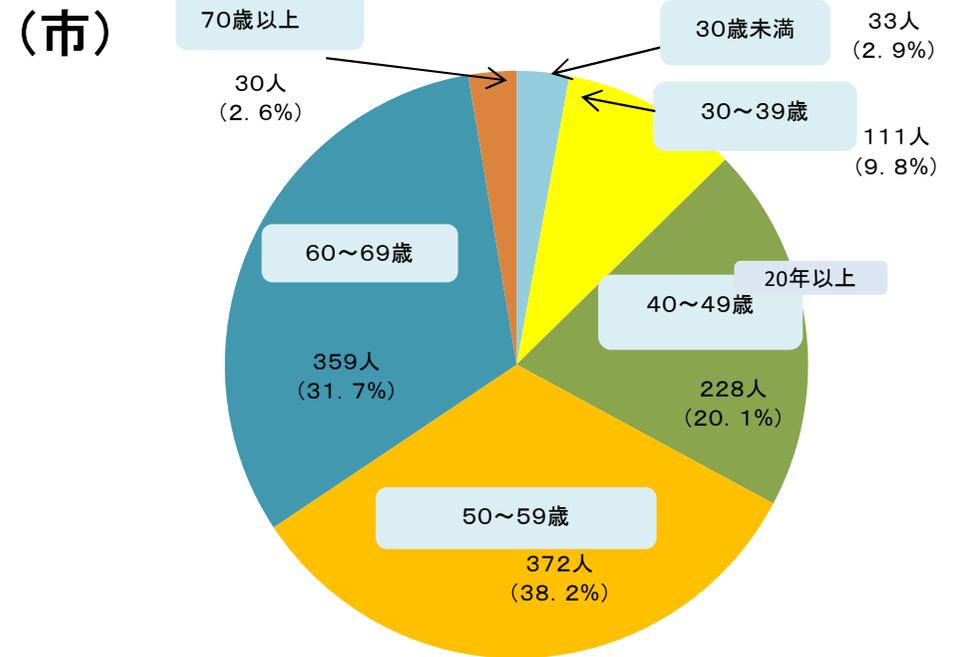
# 婦人相談員の年齢階級

○都道府県、市ともに50歳以上が7割以上を占めている。

## 年齢階級(令和4年4月1日)



計446人



計1,133人

# 婦人相談員の配置状況(機関別)

令和4年4月1日現在

	本 庁	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	婦人相談所	その他	計 (人)
都道府県	1	66	118	224	37	446
市	338	38	679	0	78	1,133
計	339	104	797	224	115	1,579

※東京都特別区(23区)を含む。

※婦人相談員については、売春防止法第35条の規定により、都道府県知事は委嘱するものとし、市長は委嘱することができることされている。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談員の兼務状況

配置状況(令和4年4月1日)

(単位:人)

	専従	兼務					合計
		家庭相談員	母子自立支援員	家庭相談員 母子自立支援員	DVセンター	その他	
都道府県	296	8	101	17	11	13	150
市	593	75	303	76	21	65	540
計	889	83	404	93	32	78	690

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## 4. 婦人保護施設について

# 婦人保護施設の都道府県別設置状況

令和4年4月1日現在

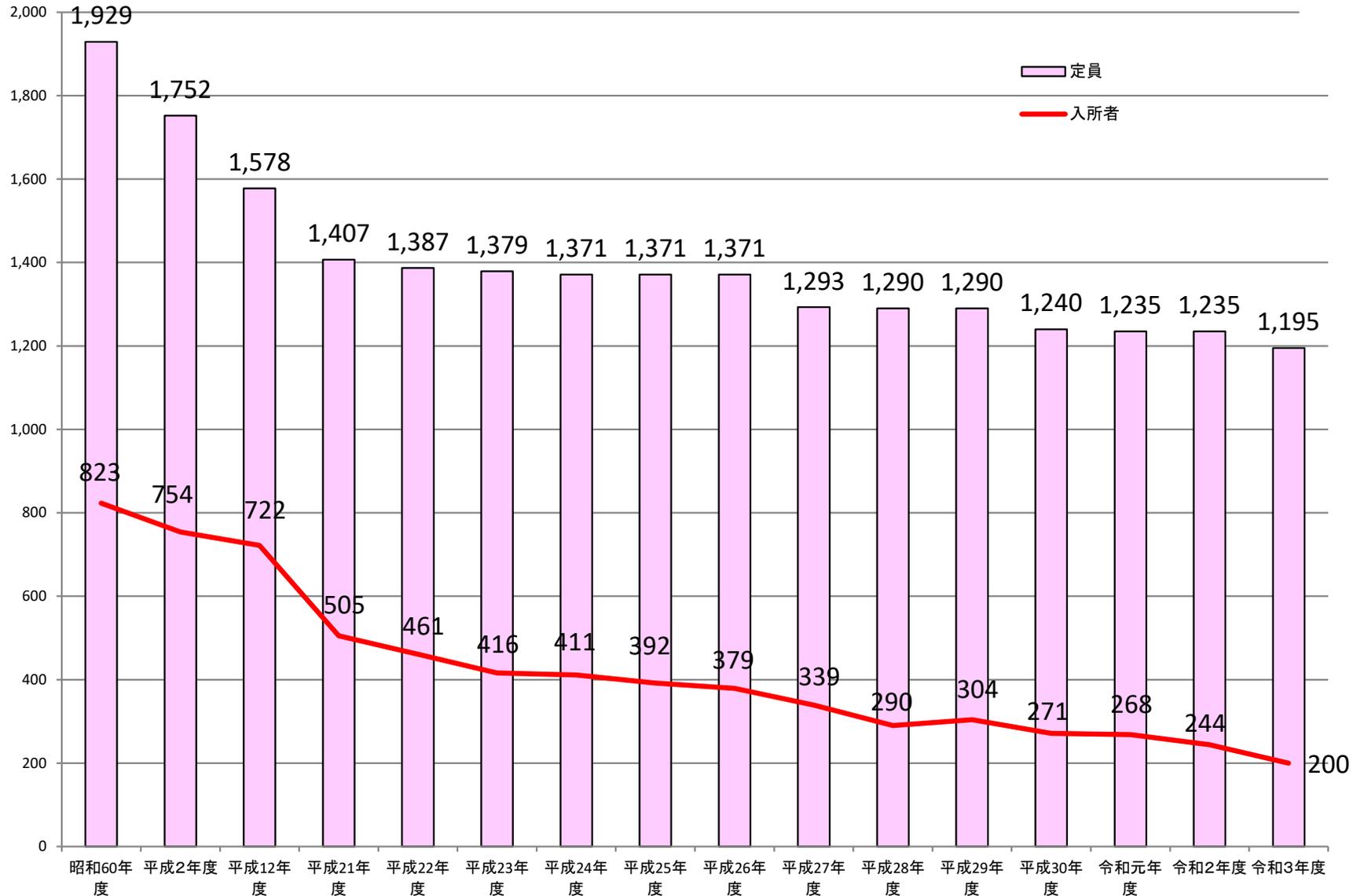
都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	公設公営
青森	—	—
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	公設民営
秋田	秋田県陽光園	公設民営
山形	金谷寮	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群馬	三山寮	公設公営
埼玉	埼玉県婦人相談センター	公設公営
千葉	婦人保護施設 望みの門学園	民設民営
	かにた婦人の村	民設民営
東京	救世軍新生寮	民設民営
	いこいの家	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	救世軍婦人寮	民設民営
	慈愛寮	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	公設民営
新潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富山	—	—
石川	石川県白百合寮	公設公営
福井	福井県若草寮	公設公営
山梨	山梨県婦人保護施設	公設公営
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	公設公営
岐阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	公設民営
愛知	愛知県立白菊荘	民設民営
	愛知県立成願荘	民設民営

都道府県名	名 称	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	〃 のぞみ寮	公設民営
兵庫	神戸婦人寮	民設民営
	姫路婦人寮	民設民営
奈良	—	—
和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	公設公営
鳥取	—	—
島根	—	—
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	公設公営
広島	シャロン・ハウス	民設民営
山口	山口県大内寮	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	公設公営
香川	玉藻寮	公設公営
愛媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高知	—	—
福岡	アベニール福岡	公設民営
佐賀	婦人保護施設 たちばな	民設民営
長崎	県立清和寮	公設公営
熊本	—	—
大分	大分県婦人寮	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	婦人保護施設フェリオ鹿児島	民設民営
沖縄	うるま婦人寮	公設民営
	全国47か所	

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年  
42.7%



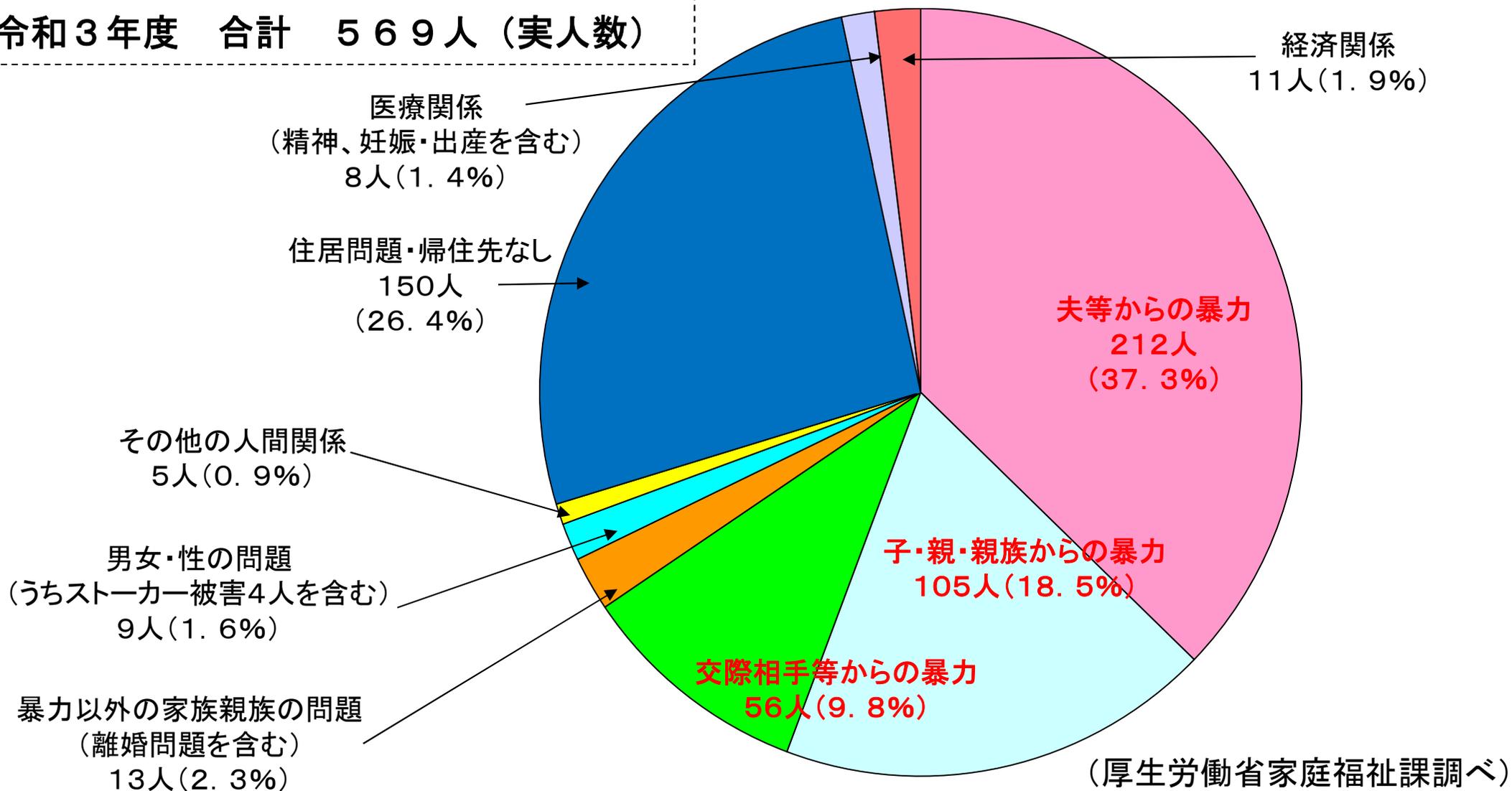
令和3年度  
16.7%

注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均入所者数は年間平均入所者数

# 婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の37.3%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の65.6%を占めている。
- ※ なお、在所者569人のほかに、同伴家族248人(うち同伴児童243人)が入所している。
- ※ 在所者569人の平均在所日数は、128.0日

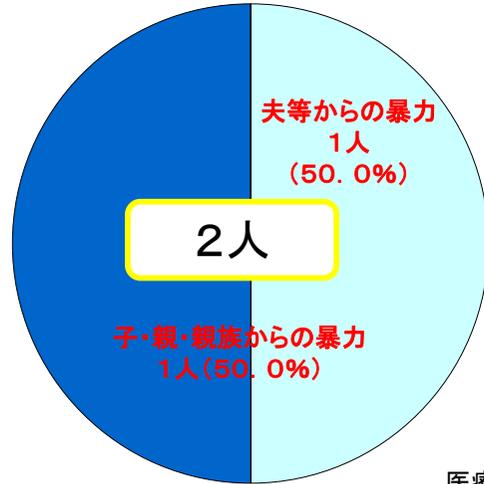
令和3年度 合計 569人 (実人数)



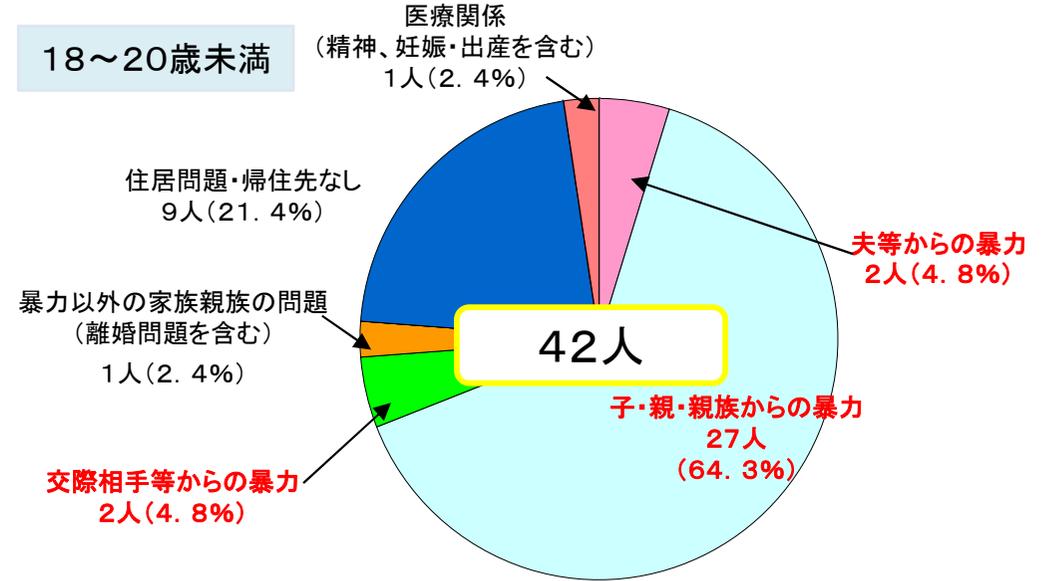
# 婦人保護施設における在所者の入所理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。保護理由では、子・親・親族からの暴力、夫等からの暴力がそれぞれ50.0%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の7.4%。保護理由では、子・親・親族からの暴力64.3%、住居問題・帰住先なし21.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の49.4%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力40.9%、住居問題・帰住先なし25.6%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の42.9%。保護理由では、夫等からの暴力38.9%、住居問題・帰住先なし27.9%の順が多い。

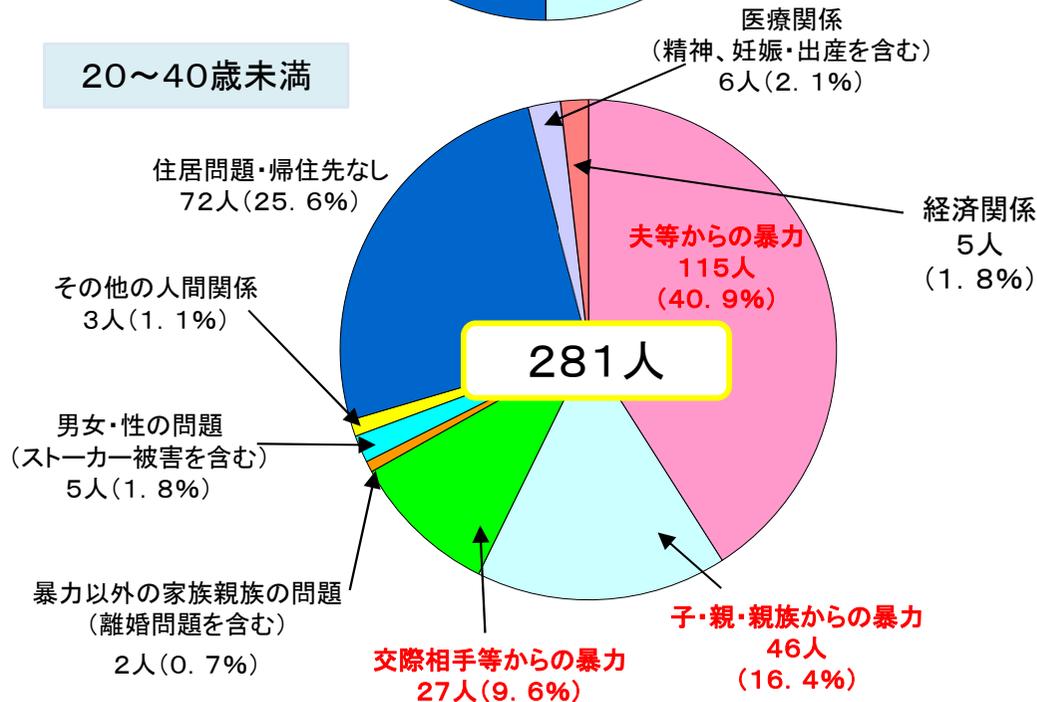
## 18歳未満



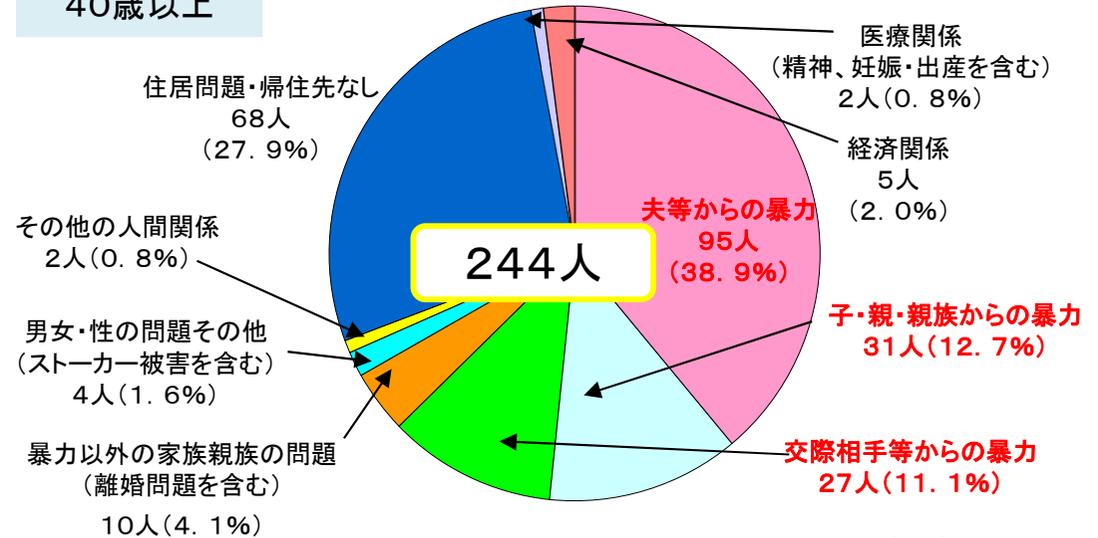
## 18～20歳未満



## 20～40歳未満



## 40歳以上



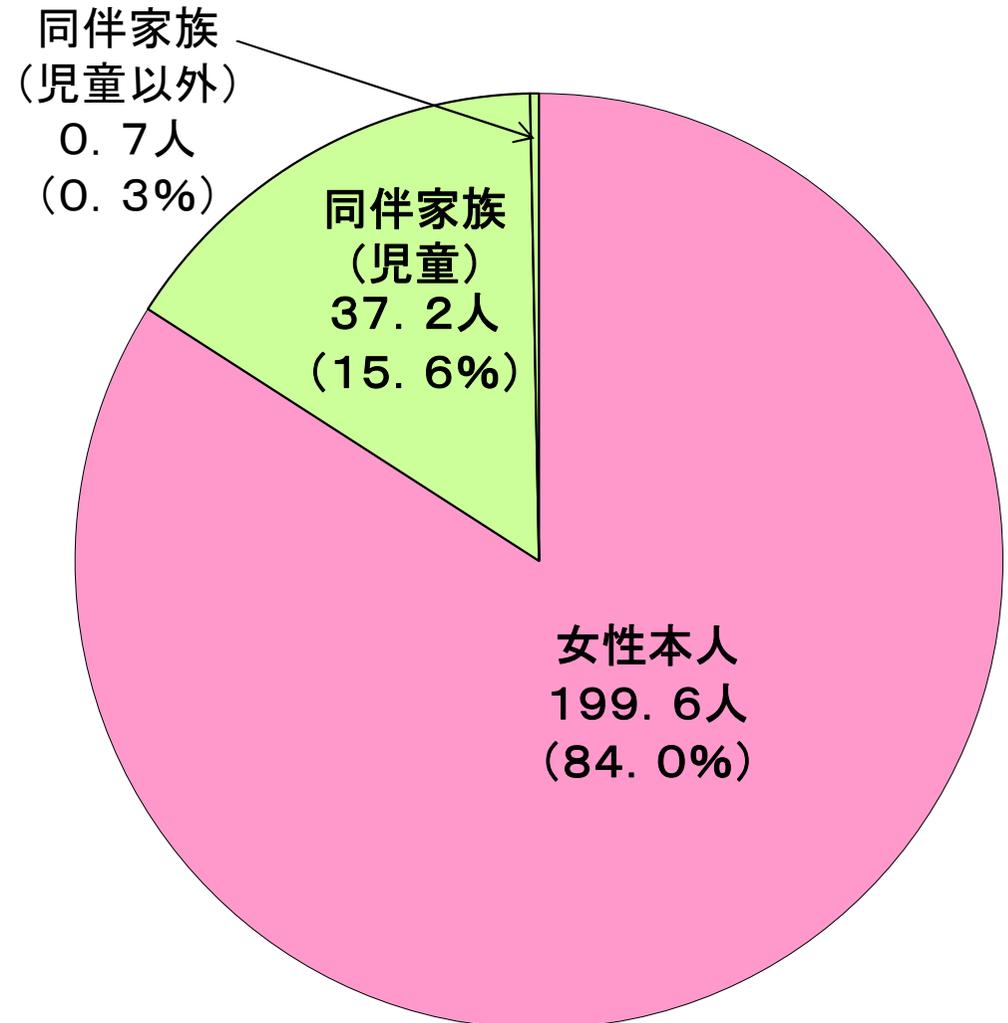
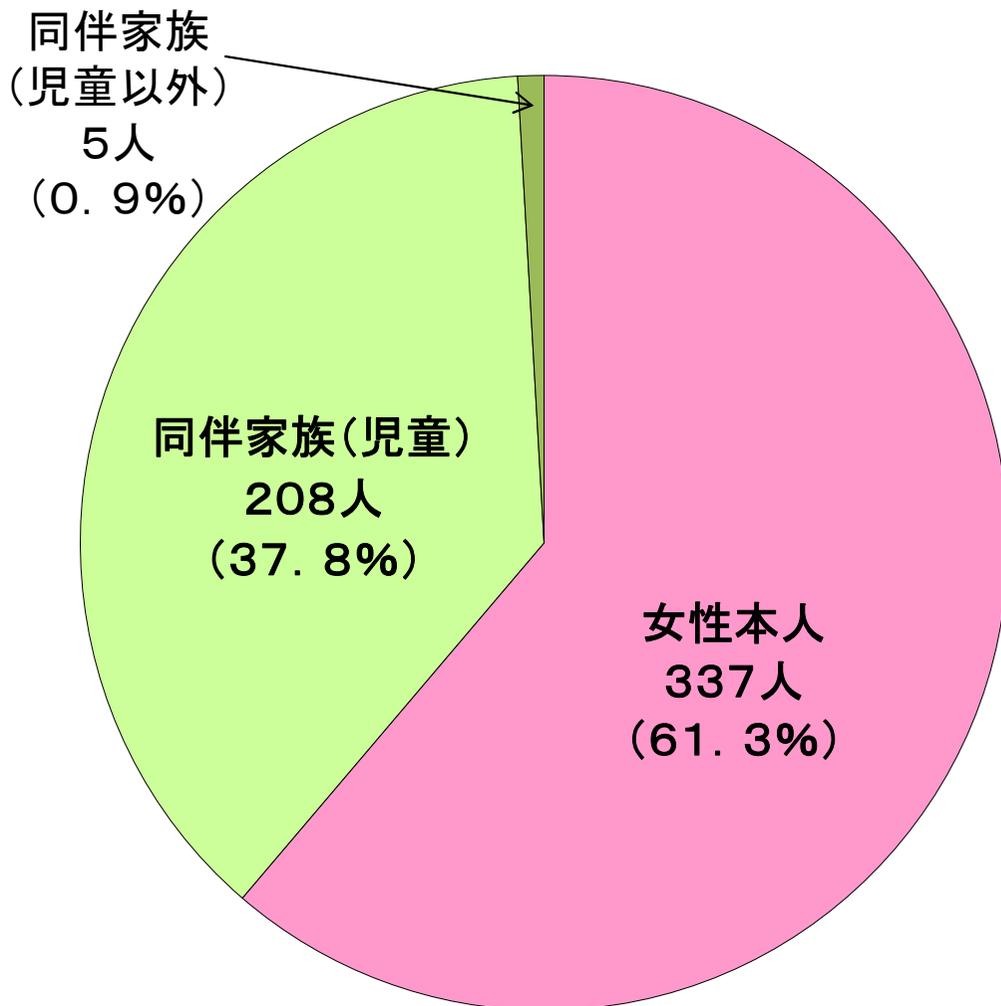
※年齢不明: 0人  
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が37.8%を占めるが、平均在所人数で見ると同伴児童は15.6%となっている。

令和3年度婦人保護施設新規入所者 550人

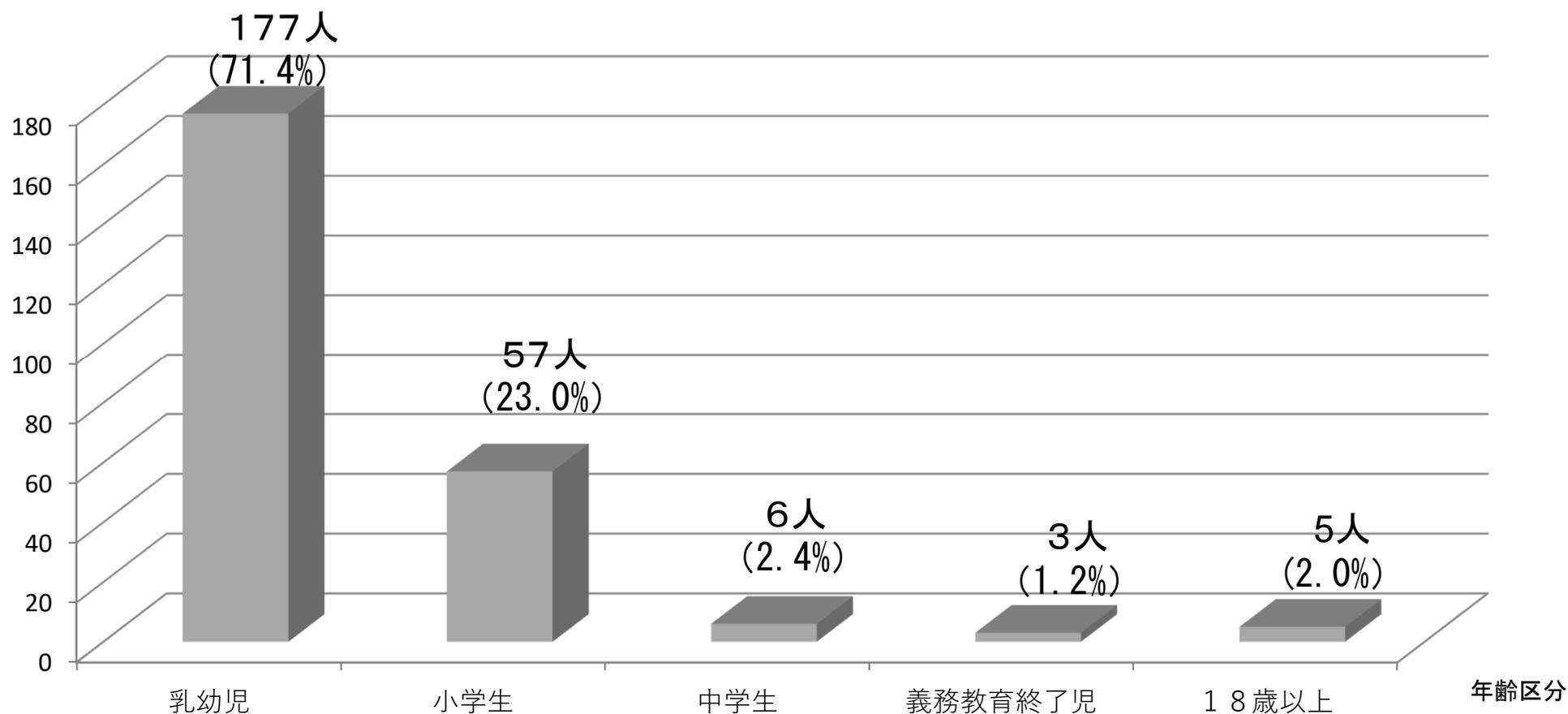
令和3年度婦人保護施設平均在所人数 237.5人



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## 婦人保護施設における同伴家族の状況(令和3年度)

○約7割が乳幼児。約2割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。



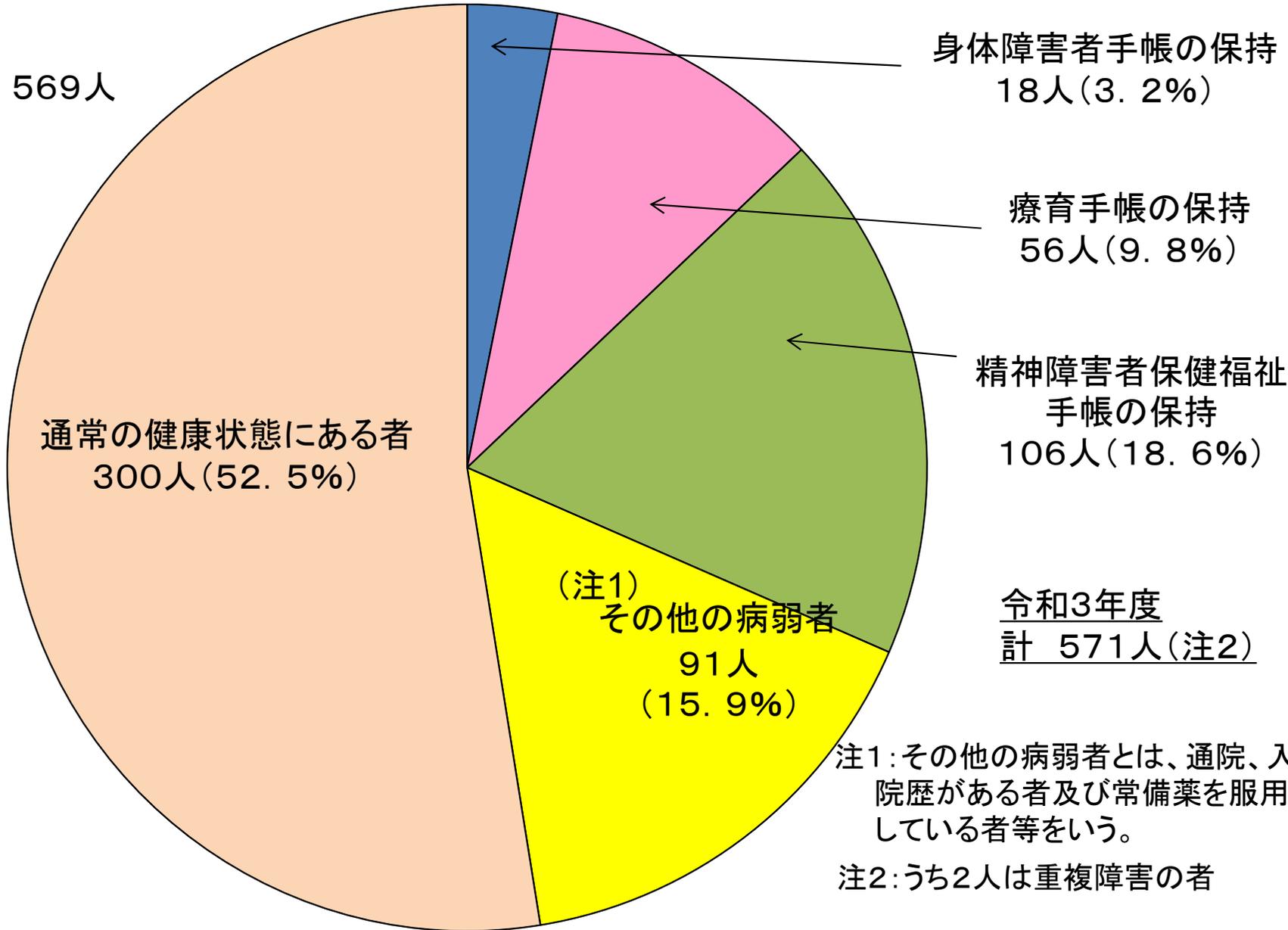
合計:248人(実人数)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考) 令和3年度  
婦人保護施設入所者数 569人



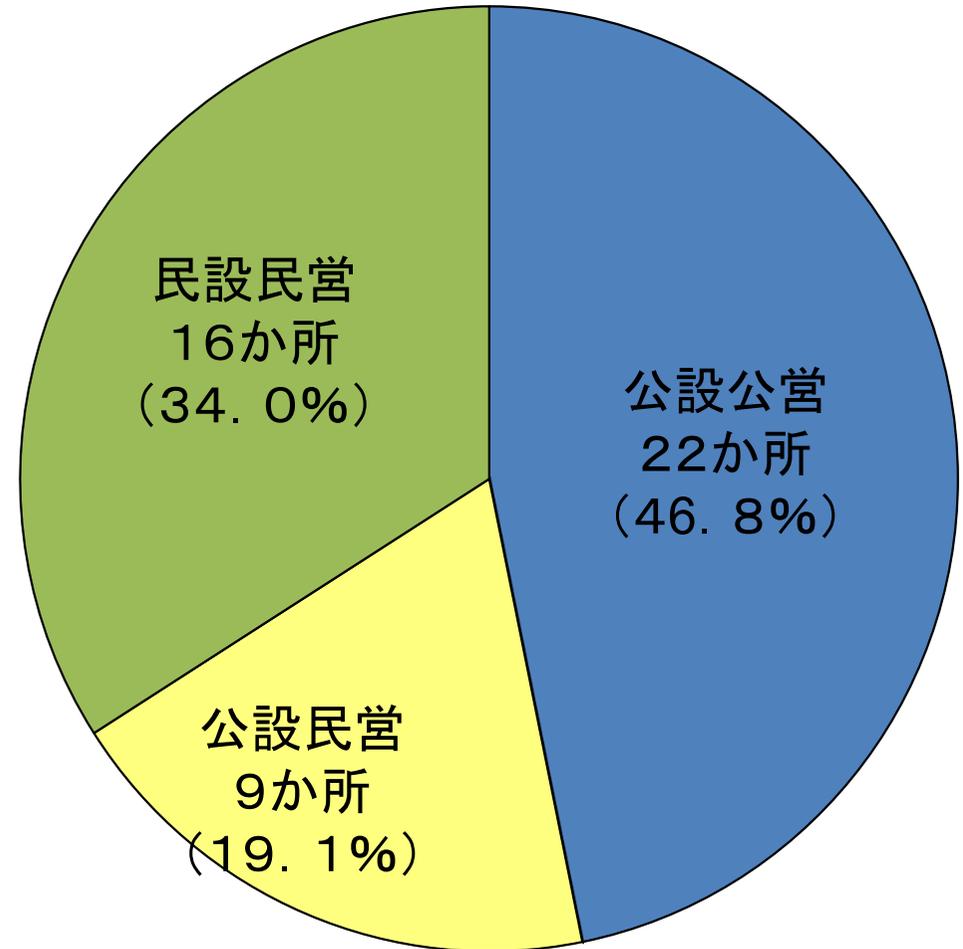
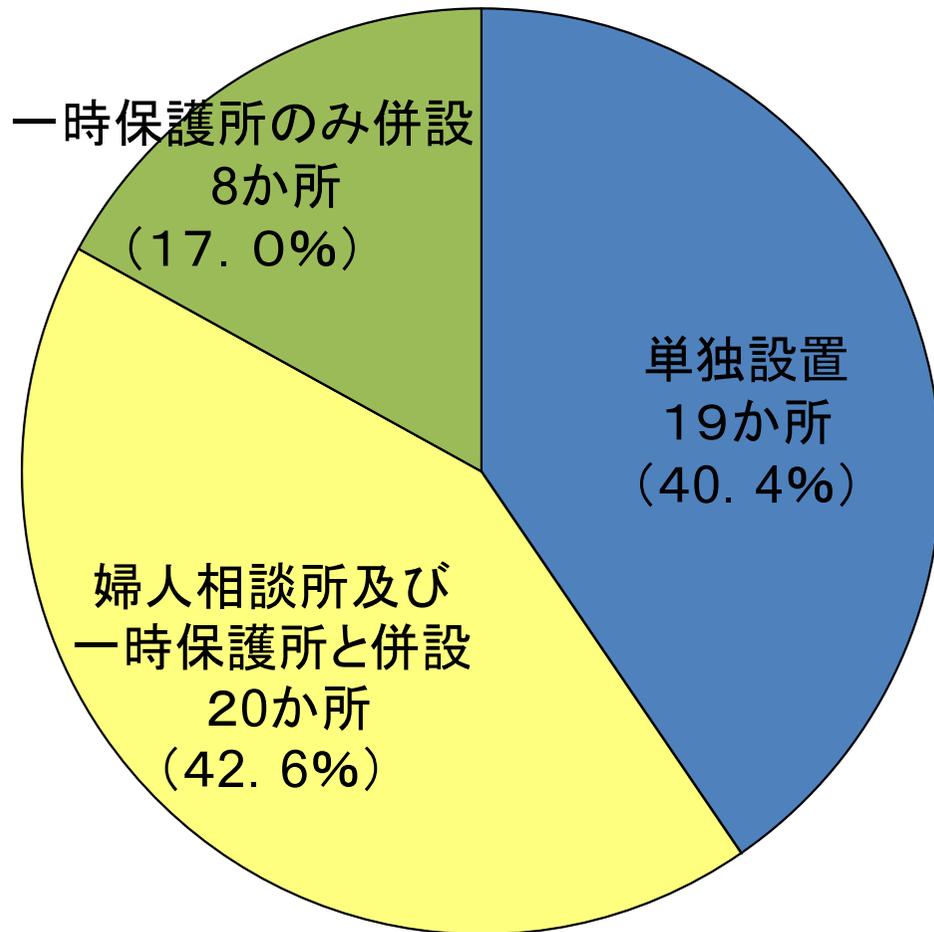
**婦人保護施設退所理由**  
**(令和3年度中の退所者：329人の内訳)**

退所理由	(R3年度)	
	人	%
自立	131	39.8%
帰宅	20	6.1%
帰郷	36	10.9%
結婚	0	0.0%
他の社会福施設等へ入所	99	30.1%
病院へ入院	3	0.9%
無断退所	5	1.5%
その他	35	10.6%
合計	329	100.0%

# 婦人保護施設の設置状況

- 全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が20か所。
- 婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は19か所。  
このうち、設置主体が都道府県の施設が5か所、民間施設が14か所。

婦人保護施設 47か所(令和4年4月1日)



# 婦人保護施設の職員配置状況(職種別、常勤・非常勤別)

(単位:人)

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		24	23	0	0	24	23
主任指導員		13	36	0	0	13	36
指導員		89	47	18	24	107	71
事務員		27	46	1	2	28	48
看護師		18	7	2	4	20	11
保健師		0	6	0	0	0	6
その他職員	宿直員	6	0	35	61	41	61
	警備員	0	0	11	8	11	8
	その他	4	10	19	26	23	36
個別対応職員		9	0	2	1	11	1
心理療法担当職員		4	16	12	8	16	24
医師		0	0	0	3	0	3
調理員		33	3	21	12	54	15
栄養士		18	7	1	1	19	8
同伴児童対応職員	保育士	2	0	8	14	10	14
	その他	0	0	3	11	3	11
合計		247	201	133	175	380	376

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人保護施設に係る職員配置基準及び設備基準について

## 1. 婦人保護施設の職員配置基準(最低基準)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14・3・27厚労令49)	予算上の配置基準																																								
<p>(職員)</p> <p>第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。</p> <p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。</p> <p>二 罰金以上の刑に処されたことのない者であること。</p> <p>三 心身ともに健全な者であること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>施設長</th> <th>事務員</th> <th>主任指導員</th> <th>指導員</th> <th>看護師</th> <th>栄養士</th> <th>調理員等</th> <th>嘱託医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>長期収容施設</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)括弧書きは、非常勤職員の別掲である。</p>		総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医	50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)	51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)	長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)
	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医																																
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)																																
51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)																																
長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)																																

## 2. 婦人保護施設の職員配置(加算)

- 指導員加算(厚生労働大臣が必要と認めた数)
- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設1名まで雇い上げ)
- 心理療法担当職員雇上費加算(1名)
- 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
- 精神科雇上費(精神に障害のある者が10人以上の場合、@13,570円/回)
- 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算(通訳者:日額10,790円、CW:日額7,180円)
- 個別対応職員加算(1名)H30～
- 同伴児童学習指導員加算(1名)R2～
- 同伴児童通学支援加算R2～
- 民間団体支援専門員(1名)R4～
- 連携強化のための心理療法担当職員(1名)R4～

### 3. 婦人保護施設の設備基準(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14・3・27厚労令49))

#### 第十条

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 居室

- イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。
- ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
- ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。  
ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

#### 二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

#### 三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

#### 四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

#### 五 その他の設備

- イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

# 婦人保護長期入所施設運営要領(平成24年3月30日 雇用均等・児童家庭局長通知)

## 1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名称 かにた婦人の村 所在地 (略)

## 2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の(1)及び(2)に該当する者とする。

(1)知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。

(2)身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

## 3 入所

### (1)入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

### (2)入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

### (3)入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

## 4 支援

(1)婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2)入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3)入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

## 5 退所等

(1)要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2)施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

## 6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

## 7 経費(略)

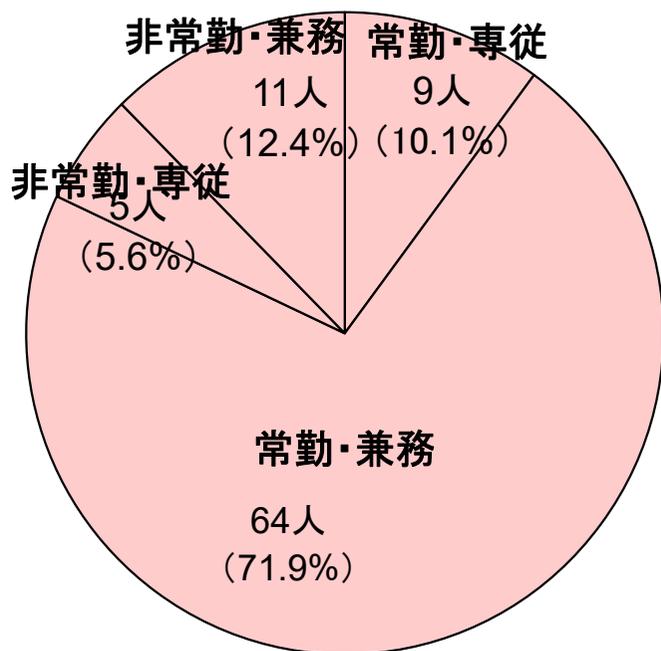
## 5. 心理判定員等の現状について

# 心理判定員等の現状①

- 心理判定員のうち82.0%が常勤であるが、そのうち87.7%が兼務職員となっている。
- 心理療法担当職員(一時保護所)のうち52.3%が常勤であるが、そのうち86.4%が兼務職員となっている。
- 心理療法担当職員(婦人保護施設)のうち50.0%が常勤であるが、そのうち80.0%が兼務職員となっている。

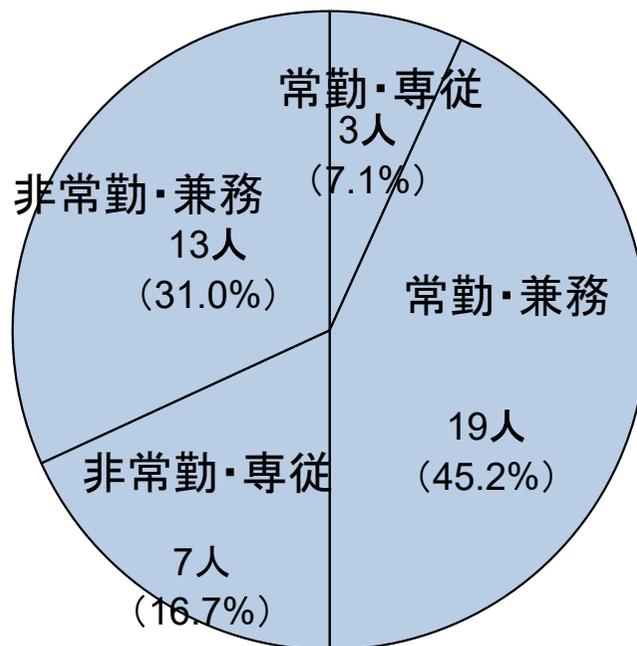
令和4年4月1日現在

心理判定員(婦人相談所本体)



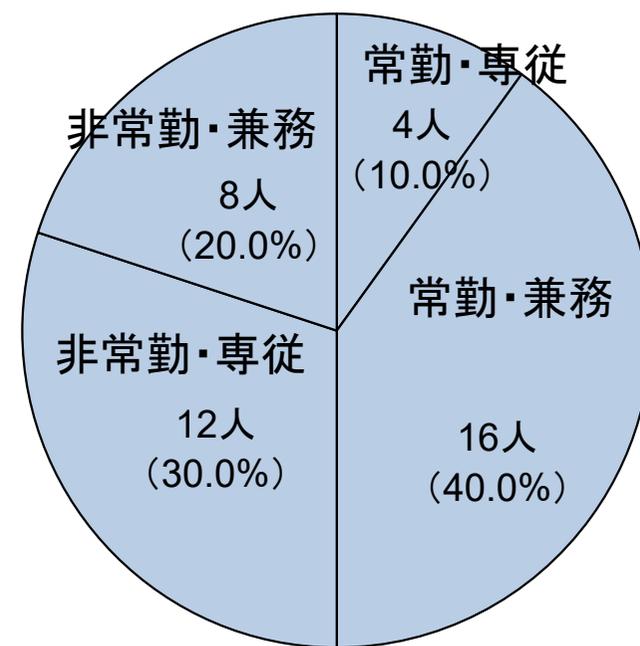
合計: 89人

心理療法担当職員(一時保護所)



合計: 42人

心理療法担当職員(婦人保護施設)



合計: 40人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 心理判定員等の現状②

令和4年4月1日現在

心理判定員(婦人相談所本体)

	常勤		非常勤			常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務		専従	兼務	専従	兼務
北海道	0	0	0	0	滋賀	0	0	1	0
青森	0	0	0	0	京都	0	0	0	1
岩手	0	5	0	0	大阪	0	0	0	0
宮城	0	0	0	1	兵庫	1	0	0	0
秋田	1	0	0	0	奈良	0	0	0	0
山形	0	11	0	2	和歌山	0	0	0	0
福島	0	2	0	0	鳥取	0	7	0	0
茨城	0	0	0	0	島根	1	1	0	0
栃木	0	0	0	1	岡山	0	2	0	0
群馬	0	0	0	1	広島	0	9	0	0
埼玉	0	2	0	0	山口	0	1	0	0
千葉	0	1	0	0	徳島	0	1	0	0
東京	3	2	0	0	香川	1	0	0	0
神奈川	0	0	2	0	愛媛	0	1	0	0
新潟	0	5	0	0	高知	0	0	0	1
富山	0	0	0	1	福岡	0	0	0	0
石川	0	7	0	0	佐賀	0	1	0	0
福井	0	1	0	0	長崎	0	0	0	0
山梨	0	1	0	0	熊本	0	0	0	2
長野	0	2	0	0	大分	0	0	0	1
岐阜	0	0	0	0	宮崎	0	1	0	0
静岡	1	0	0	0	鹿児島	0	1	0	0
愛知	0	0	0	0	沖縄	0	0	1	0
三重	1	0	1	0	合計	9	64	5	11

心理療法担当職員(婦人相談所一時保護所)

	常勤		非常勤			常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務		専従	兼務	専従	兼務
北海道	1	0	0	0	滋賀	0	0	0	0
青森	0	0	1	0	京都	0	0	0	1
岩手	0	0	0	0	大阪	1	0	1	0
宮城	0	0	0	1	兵庫	0	0	0	0
秋田	0	0	1	0	奈良	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	和歌山	0	0	0	0
福島	0	2	0	0	鳥取	0	1	0	0
茨城	0	0	1	0	島根	0	1	0	0
栃木	0	0	0	1	岡山	0	0	0	1
群馬	0	0	0	1	広島	0	0	0	1
埼玉	0	2	0	0	山口	0	0	0	0
千葉	0	1	1	0	徳島	0	1	0	0
東京	0	2	0	0	香川	0	0	0	1
神奈川	0	0	0	0	愛媛	0	1	0	0
新潟	0	5	0	0	高知	0	0	0	1
富山	0	0	0	1	福岡	1	0	0	0
石川	0	0	0	0	佐賀	0	0	0	0
福井	0	1	0	0	長崎	0	0	0	1
山梨	0	0	0	0	熊本	0	0	0	2
長野	0	2	0	0	大分	0	0	0	1
岐阜	0	0	1	0	宮崎	0	0	0	0
静岡	0	0	1	0	鹿児島	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	沖縄	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	合計	3	19	7	13

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 心理判定員等の現状③

令和4年4月1日現在

## 心理療法担当職員(婦人保護施設)

		常勤		非常勤				常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務			専従	兼務	専従	兼務
北海道	北海道立女性相談援助センター	0	0	0	0	静岡県	清流荘	0	0	0	0
岩手県	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑	0	0	0	0	愛知県	白菊荘	1	0	0	0
宮城県	宮城県コスモスハウス	1	0	0	0		成願荘	0	0	0	0
秋田県	秋田県陽光園	0	0	0	0	三重県	婦人保護施設あかつき	0	0	0	0
山形県	山形県婦人保護施設金谷寮	0	0	0	0	滋賀県	中央子ども家庭相談センター	0	0	0	0
福島県	福島県女性のための相談支援センター	0	2	0	0	京都府	京都府家庭支援総合センター	0	0	0	1
茨城県	茨城県立若葉寮	0	0	0	0	大阪府	大阪府立女性自立支援センター(あゆみ寮)	0	1	0	0
栃木県	とちぎ男女共同参画センター	0	0	0	1		大阪府立女性自立支援センター(のぞみ寮)	0	1	0	0
群馬県	三山寮	0	0	0	1	兵庫県	神戸婦人寮	0	0	0	0
埼玉県	埼玉県婦人相談センター	0	2	0	0		姫路婦人寮	0	0	0	0
千葉県	望みの門学園	1	0	0	0	和歌山県	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	0	0	0	0
	かにた婦人の村	0	0	0	0	広島県	呉慈愛寮	0	0	0	0
東京都	救世軍新生寮	1	0	0	0	山口県	山口県大内寮	0	0	0	0
	いこいの家	0	0	0	2	徳島県	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	0	1	0	0
	いずみ寮	0	0	2	0	香川県	香川県子ども女性相談センター	0	0	0	1
	救世軍婦人寮	0	0	5	0	愛媛県	愛媛県さつき寮	0	1	0	0
	慈愛寮	0	0	1	0	福岡県	アベニール福岡	0	0	2	0
神奈川県	女性保護施設さつき寮	0	0	2	0	佐賀県	たちばな	0	0	0	0
新潟県	新潟県あかしや寮	0	5	0	0	長崎県	県立清和寮	0	0	0	1
石川県	石川県白百合寮	0	0	0	0	大分県	大分県婦人寮	0	0	0	1
福井県	福井県若草寮	0	1	0	0	宮崎県	県立きりしま寮	0	0	0	0
山梨県	山梨県女性相談所	0	0	0	0	鹿児島県	婦人保護施設フェリオ鹿児島	0	0	0	0
長野県	県立ときわぎ寮	0	2	0	0	沖縄県	うるま婦人寮	0	0	0	0
岐阜県	岐阜県立千草寮	0	0	0	0	47施設合計		4	16	12	8

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 心理療法担当職員の配置に係る予算(国費)について

配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、自立に向けた支援の強化を図る。

	令和3年度予算額		令和4年度予算額
(婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金<一般会計>の内数)	22億8,190万円	⇒	25億5,516万円

## 1. 趣旨

配偶者からの暴力被害者及び同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。

- ## 2. 沿革
- 平成14年度 創設(非常勤の心理療法担当職員の配置)
  - 平成19年度 拡充(婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化)
  - 令和 2年度 拡充(加算要件の緩和「年度当初に被害女性又はその同伴する家族等が10名以上  
→ 被害女性又はその同伴する家族等が当該年度を通じて常時1名以上」)
  - 令和 3年度 拡充(拡充(一時保護委託する民間支援団体の心理療法担当職員の配置))

## 3. 実施施設

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設

## 4. 補助根拠

法律補助(売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条)

## 5. 補助先・補助率

5/10 (国5/10 都道府県5/10)

## 6. DV被害者への支援について

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

○法の制定：我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

○ 第1章 総則 定義、国及び地方公共団体の責務 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員による相談等、婦人保護施設における保護

第3章 被害者の保護 暴力の発見者による通報等、保護についての説明、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助、福祉事務所による自立支援、関係機関の連携協力、苦情処理

第4章 保護命令 保護命令、管轄裁判所、保護命令申立書、迅速な裁判、保護命令事件の審理方法、保護命令の申立てについての決定等、即時抗告、保護命令の取消、再度の申立て、事件記録の閲覧等、宣誓認証、民事訴訟法の準用、最高裁判所規則

第5章 雑則 第5章の2 補助

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### 第3条（配偶者暴力相談支援センター）

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### 第4条（婦人相談員による相談等）

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### 第5条（婦人保護施設における保護）

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

# DV被害者支援における婦人相談所の役割等

- **支援の中核としての役割**

専門的な援助を必要とする事案、支援の難しい事案への対応、市町村等への助言

- **一時保護の適切な実施**

一時保護実施と婦人保護施設入所決定は極めて重要

- **市町村への支援**

実務面の研修、講師派遣など

- **被害者への援助**

被害者と同伴家族への医学的、心理学的援助

# DV被害者の一時保護における留意点

- 緊急時の安全確保を行う(保護中の同行支援含む)。
- 婦人相談所は福祉事務所、警察等と連携する。
- 婦人相談所は夜間・休日も要否判断できる体制を整える。
- 期間は、最適な援助施策を決定し、施設入所等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の援助に必要な期間。入所者の状況に応じて、期間の延長等の柔軟な設定をする。
- 同伴児童については必要により児童相談所と連携する。
- 多様な委託先を確保し、契約を締結する。
- 一時保護後も希望者には専門的に支援する。
- 広域的対応を円滑に実施する。

# 被害者の保護・支援の充実のために①

- 休日夜間電話相談事業

電話相談員を配置し夜間休日の相談体制強化を図る

- 婦人相談所等機関職員に対する専門研修

二次被害の防止等DV被害者支援の特性について職務関係者への研修を実施

- 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業

連携強化のための婦人相談所と関係機関との連絡会議やケース会議の開催等

- 広域措置

緊急に保護された被害者に対し、加害者等の追跡から安全確保のための他県への移送等

- 身元保証人確保対策事業

一時保護所・婦人保護施設等退所する被害者の身元保証の確保のための事業の推進

- 婦人相談員活動強化費

婦人相談員の調査・指導のための旅費等を補助

- 夜間警備体制加算

一時保護所・婦人保護施設・母子生活支援施設におけるDV被害者や職員の安全確保

# 被害者の保護・支援の充実のために②

- 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置

暴力被害者等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等により心理的回復を図る

- 法的対応機能強化事業

弁護士等による法的な調整や援助を得る

- 一時保護委託

被害者の状況に応じ、より適切な施設において保護を実施することが可能。H20～委託費の充実を図った。

- 外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費を支給

- 外国人DV被害者や人身取引被害者を支援する専門通訳者養成研修

人身取引被害者や外国人DV被害者の相談、一時保護等の支援を行う婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳者を養成する研修を実施し、人身取引被害者等への支援を確保する。

# 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

## 配偶者からの暴力

》》》》 いろいろな形態があります。

(「配偶者からの暴力で悩んでいる方へ」(内閣府・男女共同参画局)を元に作成)

### 配偶者

男性・女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。

※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も含まれる。

### 暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。

※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

## 相談

》》》》 いろいろな機関で相談を行っています。

### 配偶者暴力相談支援センター

○都道府県が設置する婦人相談所その他適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

○また、市町村の支援センターもあります。

- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は支援センターによって異なります。

## 警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護 》》》》 とりあえず加害者から逃れたい。

### 婦人相談所

各都道府県に必ず1つ設置されています。

○各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

○お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。(一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。)

## 保護命令

》》》》 加害者が近寄ってこないようにしたい

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに限ります。

### 被害者への接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6ヶ月です。

### 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等※<sup>1</sup>の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

期間は6ヶ月※<sup>2</sup>です。

※<sup>1</sup>対象は、①被害者と同居する被害者の未成年の子供、②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。 ※<sup>2</sup>被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

※<sup>3</sup>対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

### 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されません。

期間は6ヶ月※<sup>3</sup>です。

### 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2ヶ月です。

- 事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。
- 命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

自立支援

》》》》 自立して生活がしたい。

### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

- 就業の促進 職業紹介、職業訓練等に関する情報提供
- 住宅の確保 公営住宅等に関する情報提供
- 援 護 生活保護、児童扶養手当の受給等に関する情報提供

# 「児童虐待」と「配偶者からの暴力」への対応

	児童虐待への対応	配偶者からの暴力への対応
対応の根拠	児童福祉法 児童虐待の防止に関する法律	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
通 告	児童虐待を受けたと思われる児童の発見者は通告する義務がある	被害者を発見した者は通報するよう努めなければならない (ただし被害者の意志を尊重)
立入調査	都道府県が立ち入り調査できる	制度がない
一時保護の実施機関	各児童相談所	婦人相談所(各都道府県に1カ所)
一時保護対象者	児童(18歳未満)	被害者及び同伴する家族
一時保護を決定する判断基準	児童の安全が守られるか (親権者の同意が得られない場合でも職権で保護できる)	被害者の安全が守られるか (ただし被害者の意志を尊重)
児童の一時保護の通知の取扱い	児童を一時保護した旨を親権者に通知 ★H19児童虐待防止法改正により、保護者の連れ戻し等の恐れがある場合は、児童の居所等を明らかにしないでよいとされている。(12条3項)	被害者とともに児童が一時保護された場合、児童の親権者に通知しない
法的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所が親権者の意に反して施設入所措置を執る場合には家庭裁判所の承認を得て行う</li> <li>●親権喪失宣告の請求について児童相談所長も行うことができる</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体的暴力及び脅迫を受けた被害者の申立てにより、地方裁判所は配偶者に保護命令を発令することができる</li> <li>●被害者の同居する子どもへの接近禁止命令も併せて発令することができる</li> <li>●加えて、被害者の親族等への接近禁止命令を併せて発令することができる</li> <li>●電話等禁止命令を併せて発令することができる</li> </ul>

※『DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究』

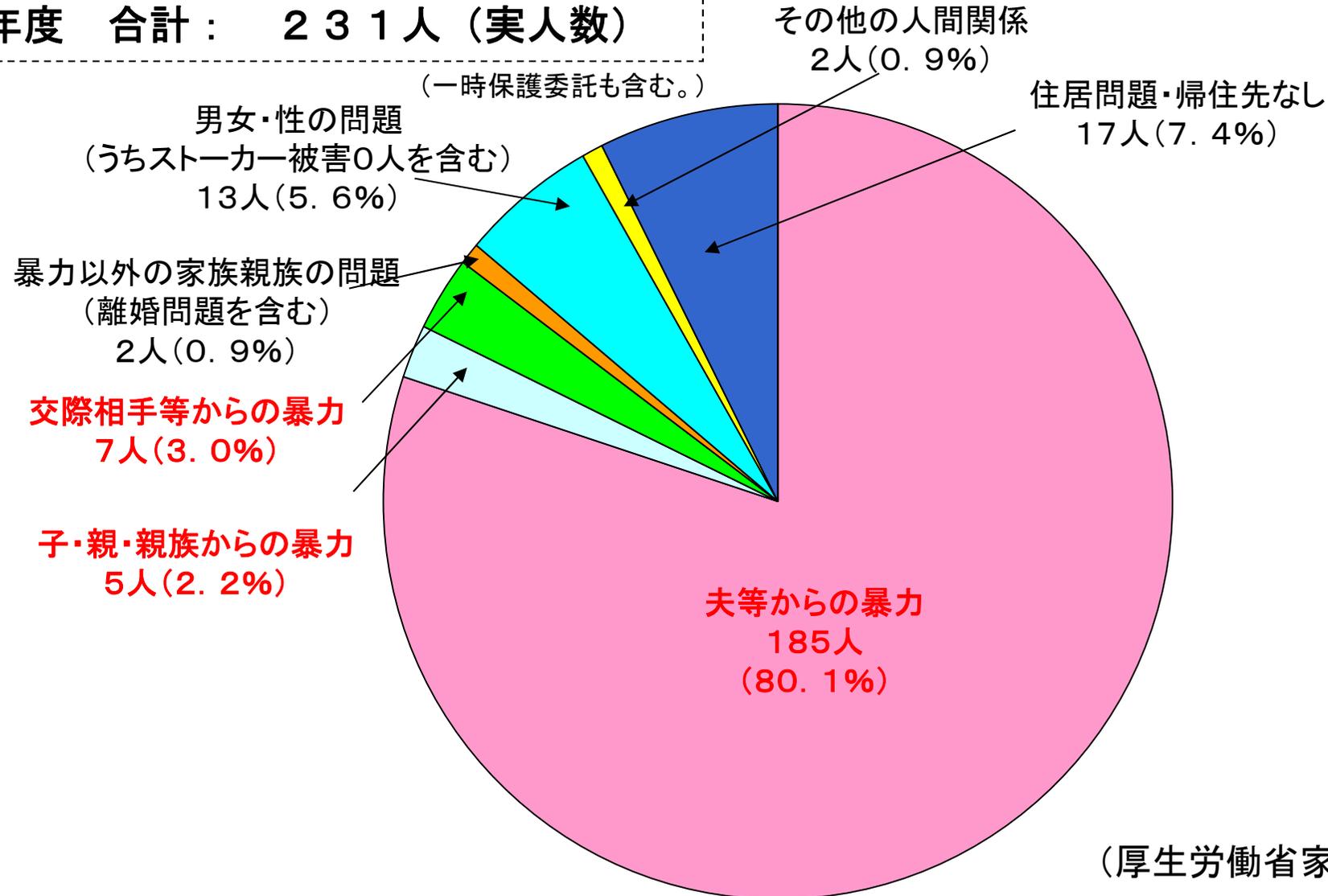
平成19年度厚生労働科学研究報告書(主任研究者:石井朝子)を参照し、★について加筆

# 7. 外国人被害者の保護状況

# 婦人相談所における外国人の一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の80.1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の85.3%を暴力被害が占めている。

令和3年度 合計： 231人（実人数）



（厚生労働省家庭福祉課調べ）

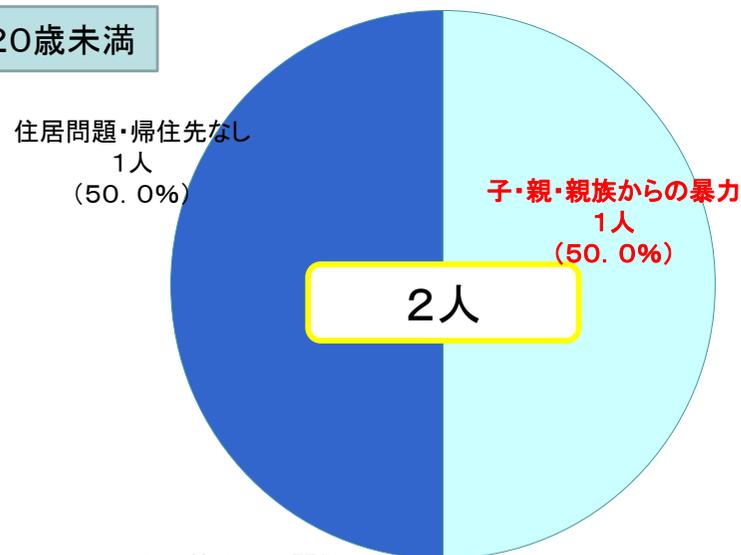
# 婦人相談所における外国人の一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満の外国人の一時保護はなかった。
- 18歳以上20歳未満は、全体の0.9%。保護理由では、子・親・親族からの暴力、住居問題・帰住先なしがそれぞれ50.0%となっている。
- 20歳以上40歳未満は、全体の71.9%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力79.5%、住居問題・帰住先なし7.2%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の27.3%。保護理由では、夫等からの暴力84.1%、住居問題・帰住先なし6.3%の順で多い。

18歳未満

0人

18～20歳未満



20～40歳未満

その他の人間関係  
1人(0.6%)

住居問題・帰住先なし  
12人(7.2%)

男女・性の問題  
(ストーカー被害0人)  
13人(7.8%)

交際相手等からの暴力  
3人(1.8%)

子・親・親族からの暴力  
4人  
(2.4%)

暴力以外の家族親族の問題  
(離婚問題を含む)  
1人(0.6%)

166人

夫等からの暴力  
132人  
(79.5%)

40歳以上

その他の人間関係  
1人(1.6%)

住居問題・帰住先なし  
4人  
(6.3%)

暴力以外の家族親族の問題  
(離婚問題を含む)  
1人(1.6%)

交際相手等からの暴力  
4人(6.3%)

63人

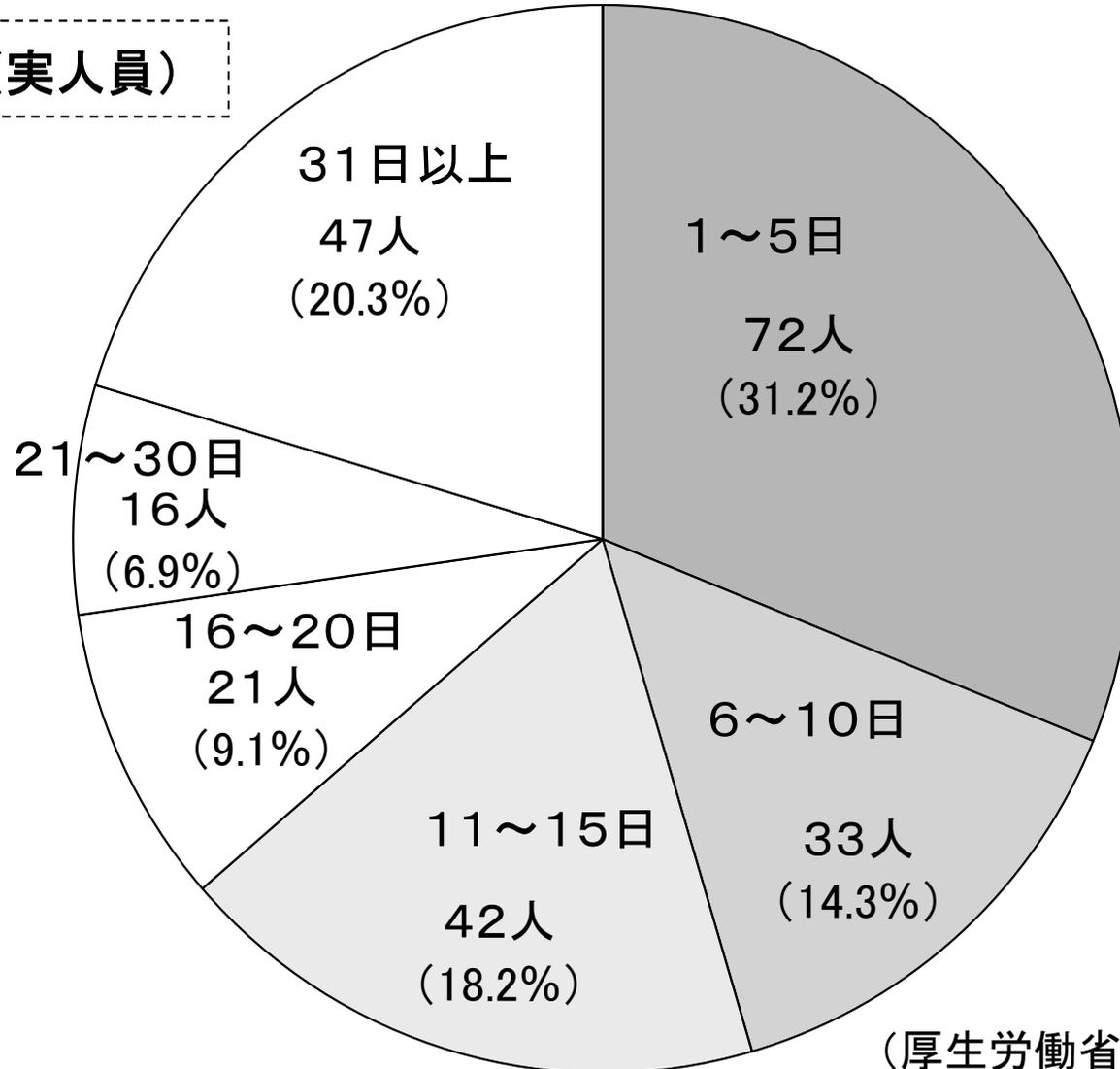
夫等からの暴力  
53人  
(84.1%)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所による外国人の一時保護(在所期間)

○外国人の一時保護の平均在所日数は18.6日となっている。  
(一時保護全体の平均は16.8日)

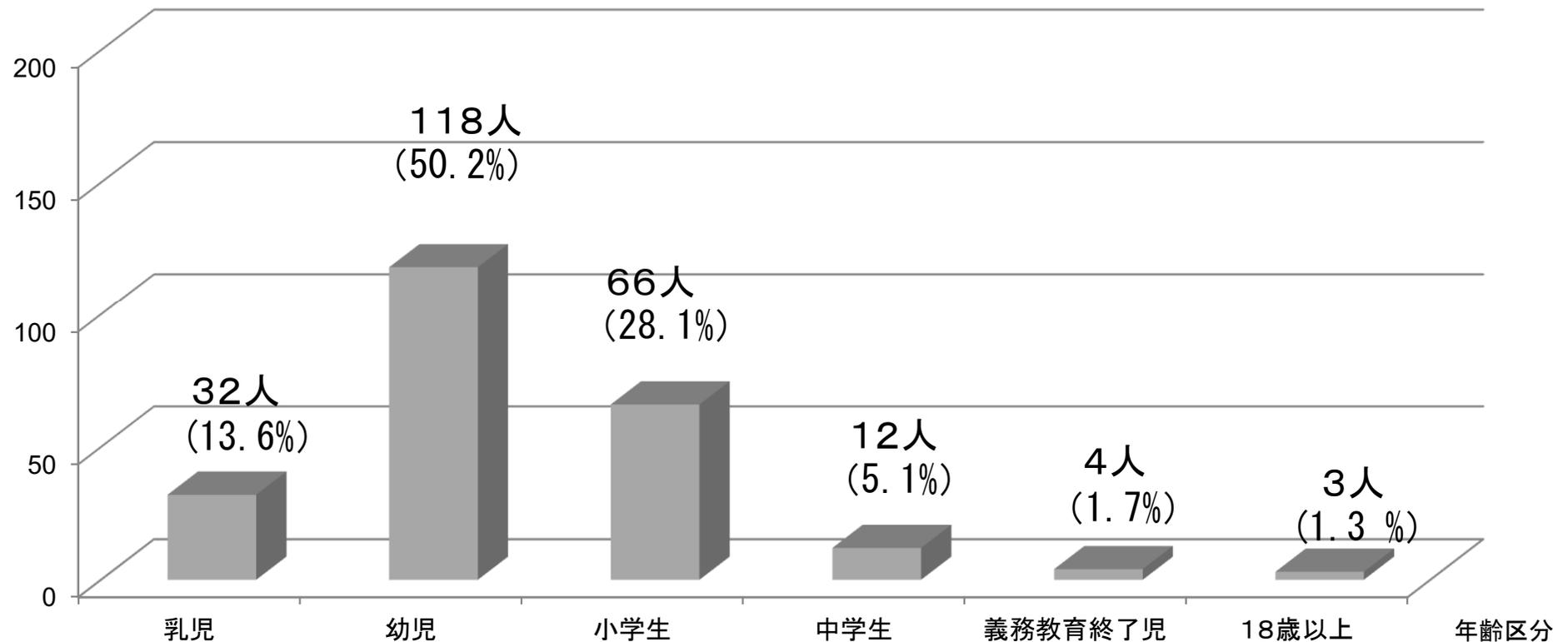
令和3年度 合計:231人(実人員)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## 外国人の一時保護同伴家族の状況(令和3年度)

- 乳児・幼児だけで約6割を占める。小学生は約3割となっている。
- 同伴家族の98.7%が18歳未満の児童。



合計: 235人(実人数)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 外国人の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 令和3年度における一時保護委託人数は、193人。  
(女性本人85人、同伴家族108人)である。
- 女性本人の平均在所日数19.1日となっている。(一時保護委託ケース)

## 一時保護の委託状況(令和3年度)

施設区分		婦人保護施設	民間シェルター	母子生活支援施設	児童福祉施設(※)	障害者支援施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
入所人数	女性本人	30	25	30	0	0	0	0	0	85
	同伴家族	24	24	60	0	0	0	0	0	108

(※) 母子生活支援施設を除く。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 一時保護された外国人女性の一時保護後の主な状況 (令和3年度中の退所者：222人の内訳)

退所先		令和3年度		(参考:令和2年度)	
		人	%	人	%
施設	母子生活支援施設	33	14.9	50	19.8
	婦人保護施設	7	3.2	18	7.1
	その他の社会福祉施設	19	8.6	24	9.5
帰宅		35	15.8	40	15.9
自立		17	7.7	25	9.9
民間団体		36	16.2	37	14.7
帰国		12	5.4	12	4.8
知人・友人宅		20	9.0	14	5.6
帰郷(実家・親族宅等)		13	5.9	11	4.4
病院		1	0.5	0	0.0
その他		29	13.1	21	8.3
計		222	100.0	252	100.0

※ このほかに同伴家族が229人いる。うち220人は女性と同じ移行先へ。  
母子分離して児童相談所に保護された児童は6人、その他は3人となっている。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 外国人DV被害者への対応

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第23条

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(職務関係者)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(26.10.1) 第2-10-(1)-ウ 外国人等の人権の尊重

法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない。)や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

## 8. 人身取引対策について

# 人身取引対策行動計画2022の概要（令和4年12月 犯罪対策閣僚会議）

## 人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

## 人身取引対策行動計画2022の構成

### ①人身取引の実態把握の徹底

- 人身取引被害の発生状況の把握・分析
  - ・児童の性に着目した営業に係る実態調査、旅券等の留め置きが疑われる事案の調査

### ②人身取引の防止

- 入国管理局・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
  - ・外国人技能実習制度や特定技能制度の更なる適正化等
  - ・体制強化を通じた労働基準関係法令の厳正な執行
  - ・技能実習生等の送出国との連携・協力
  - ・技能実習制度、特定技能制度の在り方の検討
- 各種対策
  - ・いわゆるアダルトビデオ出演被害の防止及び救済
  - ・人身取引の防止のための罰則強化の検討
  - ・性的搾取を含めた人身取引の需要側への啓発等

### ③人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による対応の強化
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

### ④人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

### ⑤人身取引被害者の保護・支援

- 保護機能の強化
  - ・男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供
  - ・外国人技能実習生に対する実習先変更支援等
- 被害者への支援
  - ・ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実

### ⑥人身取引対策推進のための基盤整備

- 関係諸国や国際機関、民間団体との連携強化
- 各種広報啓発活動等を通じた国民等の理解と協力の確保
- 人身取引対策推進会議の開催や年次報告の作成

※赤字は、人身取引対策行動計画2014からの主な変更箇所

# 婦人相談所等における人身取引被害者の保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計479人。うち472人は婦人相談所が担当
- フィリピン人・タイ人の合計349人で全体の72.9%
- 保護に至る相談経路の95.8%は警察もしくは入国管理局
- 18歳未満は計24人。最年少は11歳、平均年齢25.78歳

## ①年度別保護実績(合計479人)

厚生労働省子ども家庭局(令和4年3月31日現在)

平成13年度	1人(タイ1人)
平成14年度	2人(タイ2人)
平成15年度	6人(タイ3人・フィリピン人3人)
平成16年度	24人(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人)
平成17年度	117人(フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	36人(インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)
平成19年度	36人(フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人)
平成20年度	39人(タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人)
平成21年度	14人(フィリピン7人・タイ4人・中国2人・台湾1人)
平成22年度	33人(フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人)
平成23年度	35人(インドネシア13人・フィリピン11人・タイ10人・中国1人)
平成24年度	13人(フィリピン8人・タイ4人・台湾1人)
平成25年度	6人(タイ人4人・フィリピン1人・日本1人)
平成26年度	28人(フィリピン23人・日本3人・タイ2人)
平成27年度	19人(フィリピン9人・タイ9人・日本1人)
平成28年度	22人(タイ15人・フィリピン7人)
平成29年度	14人(フィリピン7人、タイ4人、モンゴル1人、ベトナム1人、日本1人)
平成30年度	3人(フィリピン2人、タイ1人)
令和元年度	15人(フィリピン15人)
令和2年度	5人(フィリピン2人、日本2人、中国1人)
令和3年度	11人(フィリピン11人)

## ②都道府県別保護実績(合計479人)

宮城県 2人 秋田県 18人 茨城県 14人(※1) 栃木県 36人 群馬県 20人  
埼玉県 2人 千葉県 32人 東京都 66人(※2) 神奈川県 13人 新潟県 7人  
長野県 49人(※3) 静岡県 2人 岐阜県 39人 愛知県 83人 大阪府 14人  
兵庫県 8人 鳥取県 9人 島根県 14人 岡山県 14人 広島県 9人(※4)  
山口県 10人 徳島県 3人 香川県 4人 福岡県 10人 熊本県 7人  
鹿児島県 3人 福島県・山梨県・三重県・大分県・沖縄県 各1人

(※1) 1人が岡山県より移管のため合計には算入せず

(※2) 3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計には算入せず

(※3) 1人が東京都からの保護依頼のため合計には算入せず

(※4) 6人が島根県より移管のため合計には算入せず

## ③一時保護委託実績(479人のうち150人)

平成17年4月1日～令和4年3月31日までに147人の一時保護委託を実施

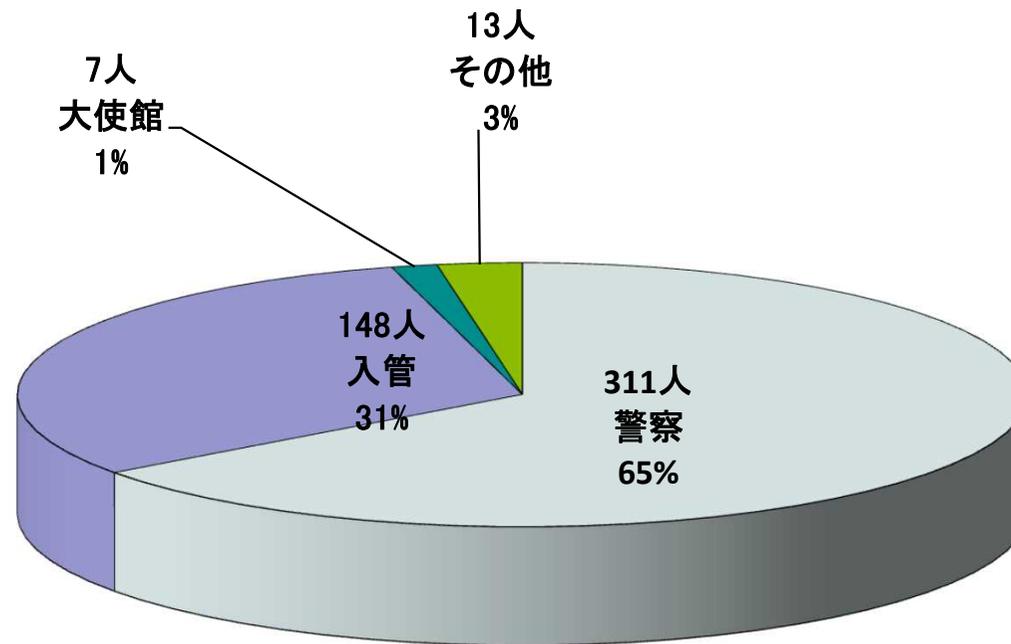
内訳 婦人保護施設\*62人・母子生活支援施設47人・民間シェルター41人

児童自立援助ホーム1人

\*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

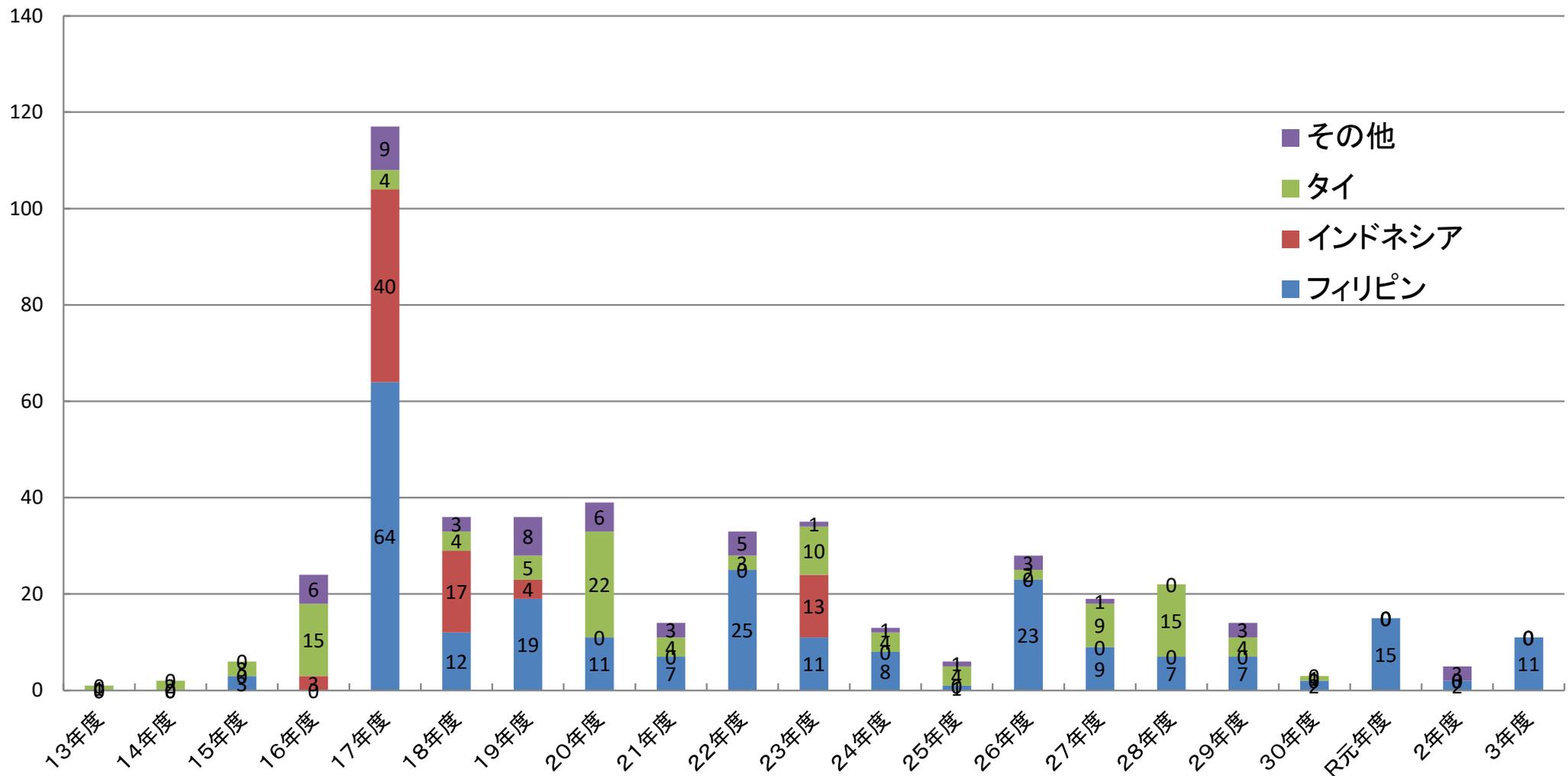
## ④平均保護日数 48.1日

# 婦人相談所等における 人身取引被害者の相談経路 (平成13年度～令和3年度 合計479人)



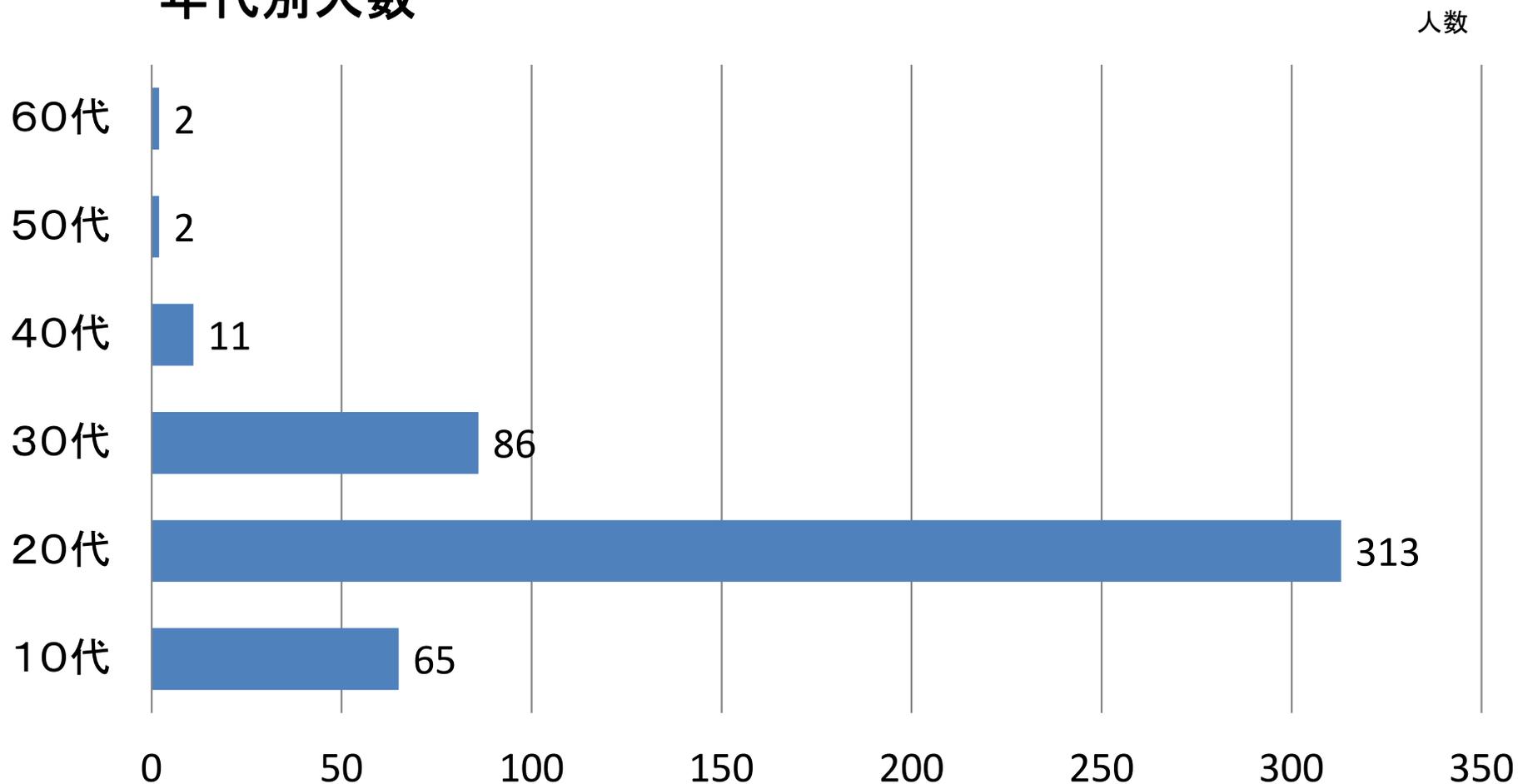
# 婦人相談所等における人身取引被害者の国籍別保護実績

(平成13年度～令和3年度 479人)



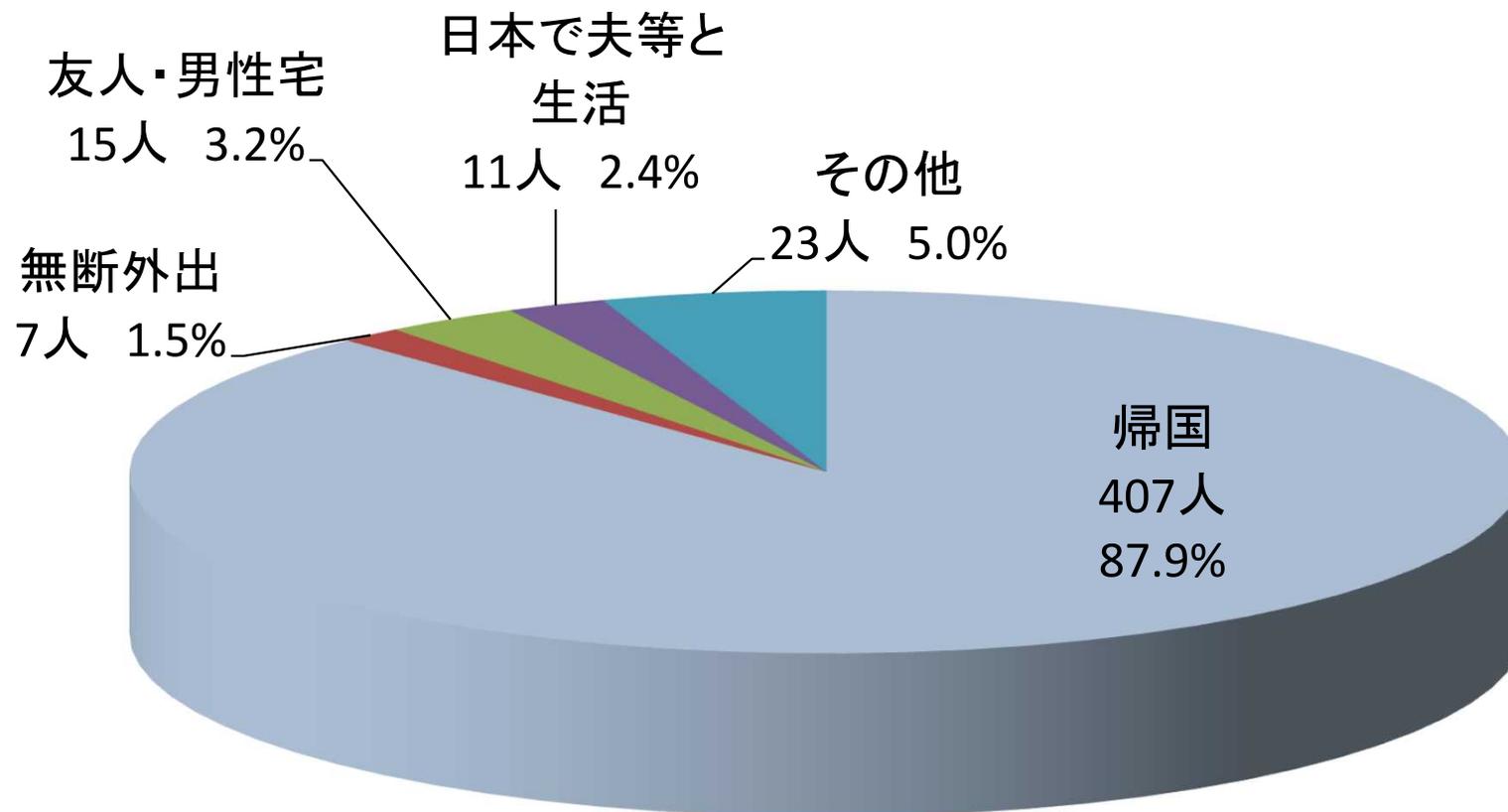
# 婦人相談所等における 人身取引被害者の年代別状況 (平成13年度～令和3年度 合計479人)

## 年代別人数



# 婦人相談所等における 人身取引被害者の退所状況

(平成13年度～令和3年度 退所者合計479人)



# 婦人相談所等における 18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

(平成17年度～令和3年度)

(人数)

	婦人相談所	児童相談所	計
平成17年度	3	5	8
平成18年度	3	1	4
平成19年度	0	0	0
平成20年度	2	0	2
平成21年度	0	0	0
平成22年度	1	0	1
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	0	1
平成26年度	1	0	1
平成27年度	2	0	2
平成28年度	1	0	1
平成29年度	1	0	1
平成30年度	0	3	3
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
計	15	9	24

11歳	1
14歳	1
15歳	4
16歳	6
17歳	11
18歳	1
計	24

フィリピン	11
日本	6
インドネシア	2
中国	2
タイ	2
モンゴル	1
計	24

愛知県	6
茨城県	3
千葉県	3
栃木県	2
東京都	2
岐阜県	2
群馬県	1
山梨県	1
山口県	1
大阪府	1
広島県	1
長崎県	1
計	24

# 人身取引被害者の保護・支援において 積極的な活用が望まれる施策

- **外国人婦女子緊急一時保護経費**

外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費を支給

- **婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置**

暴力被害者等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等により心理回復を図る

- **法的対応機能強化事業**

弁護士等による法的な調整や援助を得る

- **一時保護委託**

被害者の状況に応じ、より適切な施設において保護を実施することが可能。H20～委託費の充実を図った。

- **人身取引被害者等を支援する専門通訳者養成研修**

人身取引被害者や外国人DV被害者の相談、一時保護等の支援を行婦人相談所等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳者を養成する研修を実施し、人身取引被害者等への支援を確保する

- **人身取引被害者の支援体制の確保**

人身取引被害者の保護支援体制の強化のため、民間団体等のケースワーカー(外国人専門生活支援者)への派遣依頼、通訳の確保、医療費の確保等、婦人保護施設の機能を強化する

## 9. 関係予算について

# 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化について

## 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業 (R3~)

- ・ 婦人相談所等の都道府県の関係機関を始めとし、市区の関係機関や民間団体等が、支援に必要な情報や方針を共有し、横断的な連携・協働のもと、困難な問題を抱える女性への支援を展開するための協議会を構築・運営

### 婦人相談員活動強化事業 (拡充)

- ・ 統括婦人相談員（非正規の常勤職員）として配置した場合、**月額4万円の処遇改善**の実施
- ・ 主任婦人相談員（非正規の非常勤）として配置した場合、**月額5千円の処遇改善**を実施

### 民間団体支援強化・推進事業 (R4~)

- ・ 支援を担う民間団体の掘り起こし
- ・ 民間団体の育成
- ・ 立ち上げ支援

掘り起こし・育成

### 若年被害女性等支援事業 (R3~)

- ・ 夜間の見回り
- ・ 相談支援
- ・ 居場所及び食事の提供

委託

## 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業 (新規)

### <自治体>

- ・ **都道府県計画の策定**（調査、検討会設置等）
- ・ **専門職確保のための採用活動**の実施
- ・ 婦人相談員や婦人相談所における**支援に関する記録や、民間団体等との連携を図るため、ICTを導入**

### <民間団体>

- ・ 若年被害女性等支援事業等で把握した困難な問題を抱える女性への支援に関する記録等の**情報管理や支援ニーズ等に関するデータベースを構築するためのICTを導入**

国

※ 自治体より、困難な問題を抱える女性への支援窓口（自治体及び民間団体（若年被害女性等支援事業の委託を受けている者など））や、支援の内容等を国へ情報提供

## 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業 (新規)

- ・ **専用のwebサイト等を作成し、自治体から提供のあった各窓口や支援内容等の周知を図る**ことで、困難な問題を抱える女性が窓口アクセスしやすい環境を整備するとともに、民間団体同士が連携できる体制を整備する。併せて、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高める。
- ・ **婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討**
- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な**研修のカリキュラムの検討・策定**

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数 (22億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

### 【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

## 3 実施主体等

### <実施主体>

都道府県・市

### <補助率>

国5/10 (都道府県・市5/10)

### <補助単価>

#### 1. 婦人相談員手当等

##### (1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4～)
  - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2年)  
研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2年)
  - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円  
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4～) 研修修了者：年額 504,130円  
研修未修了者：年額 392,440円

**(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】**

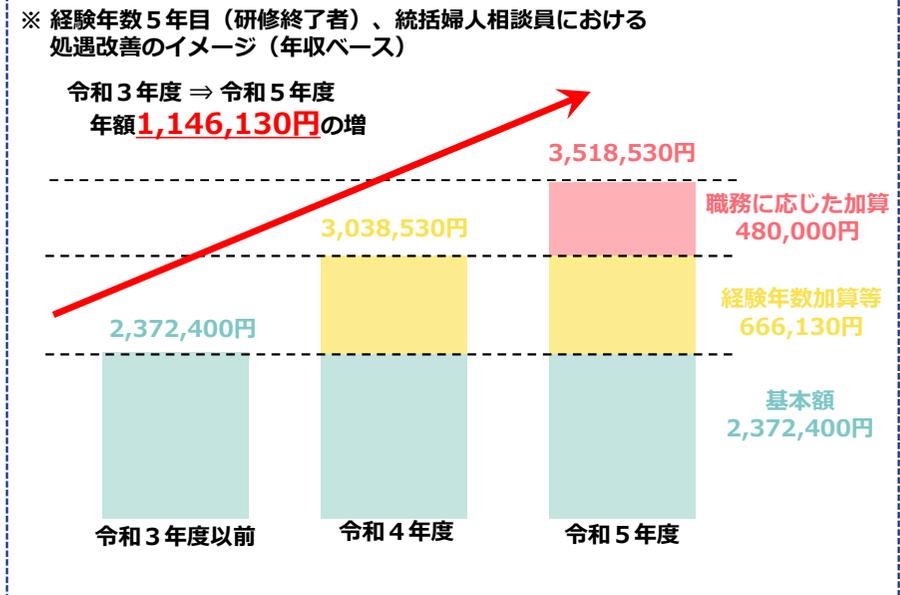
**(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】**

#### 2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

#### 3. 相談員配置実績等 (令和2年度)

相談員数：1,533人 **100**  
相談対応件数：延べ407,942件 (実163,393件)



# 売春防止活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 売春防止法に基づく要保護女子の未然防止及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律に基づく暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 売春防止活動推進等事業強化対策費（H14～）

#### （1）婦人保護啓発活動事業

婦人保護事業の推進を図るための広報啓発を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 338千円～604千円】

#### （2）婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。

【補助単価：1施設あたり年額 947千円又は1,894千円  
+対象者や取組に応じた加算】

### 2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

#### （3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。

【補助単価：1自治体あたり月額 17,980円～617,520円】

#### （4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

婦人相談所や福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。

【補助単価：1自治体あたり 年額800,800円】

#### （5）婦人相談所等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

#### （6）婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。

【補助単価：1自治体あたり年額 5,866千円】

#### （7）法的対応機能強化事業（H18～）

婦人相談所に非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 769,080円】

#### （8）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり 年額666,290円】

#### （9）婦人相談所SNS等相談支援事業（R2～）

婦人相談所において、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。

【補助単価：1か所あたり年額 40,759千円】

#### （10）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

婦人相談所に、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。

【補助単価：1自治体あたり年額 6,251千円】

#### （11）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所又は婦人保護施設において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。

【補助単価：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円

通学支援 1施設あたり 1,934千円】

#### （12）婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業（R2～）

婦人保護施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。

【補助単価：1施設あたり年額 580千円】

## 3 実施主体等

【実施主体】（1）、（2）、（12）：都道府県、（3）～（11）：都道府県及び婦人相談所設置指定都市

【補助率】5/10

【令和2年度事業実施都道府県】46都道府県※（1）～（12）のいずれかを実施しているもの。佐賀県のみ全て未実施

# DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

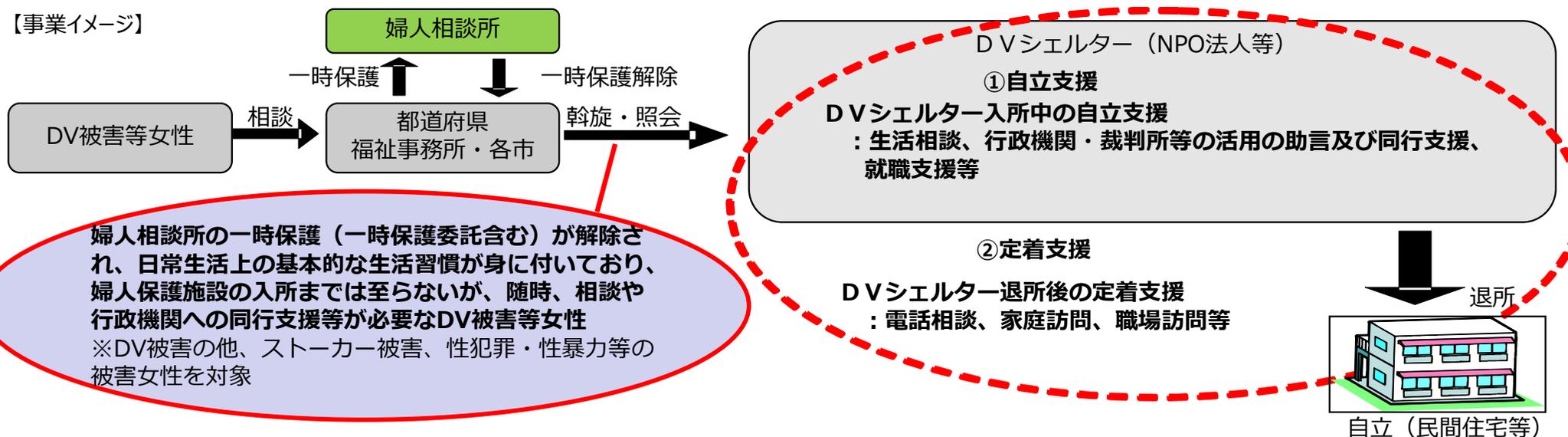
### (1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

### (2) 定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2 【令和4年度補助単価】 1か所当たり年額 4,622千円  
【令和2年度実施都道府県】 8自治体（北海道、群馬県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、福岡県）

# 若年被害女性等支援事業【令和3年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

### (2) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

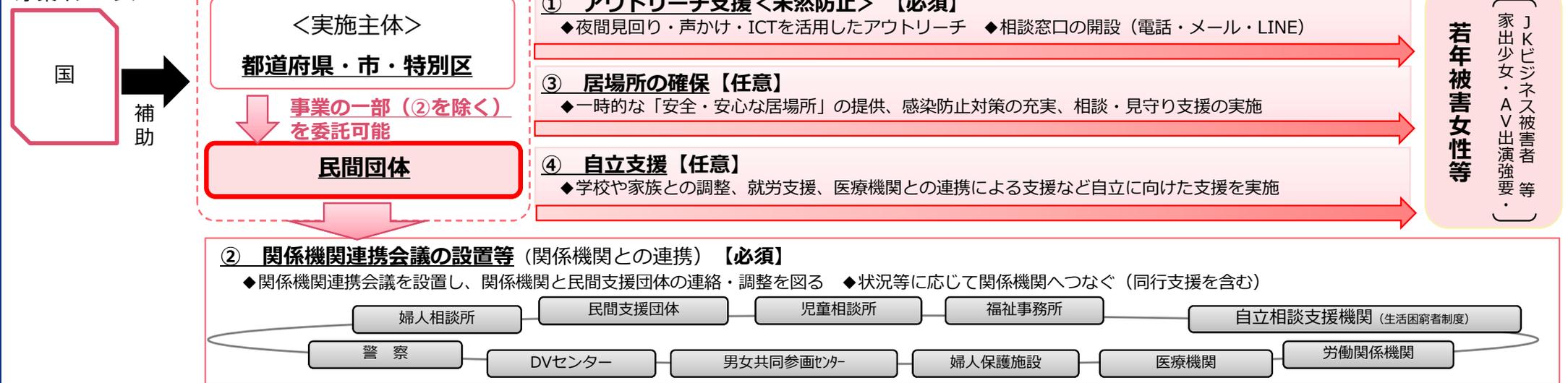
### (3) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

### (4) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

<事業イメージ>



## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・特別区

補助率：国 1/2、都道府県・市・特別区 1/2

補助単価：1か所あたり年額 45,641千円※（1）～（4）全て実施の場合

<事業実績>

令和2年度：3自治体（東京都、神奈川県、福岡県）、5団体

令和3年度：3自治体（東京都、福岡県、札幌市）、6団体 103

# 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営し、様々な困難な問題を抱えた女性に対し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 地域協議会

#### ア 代表者会議

実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方策全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

#### イ 実務者会議

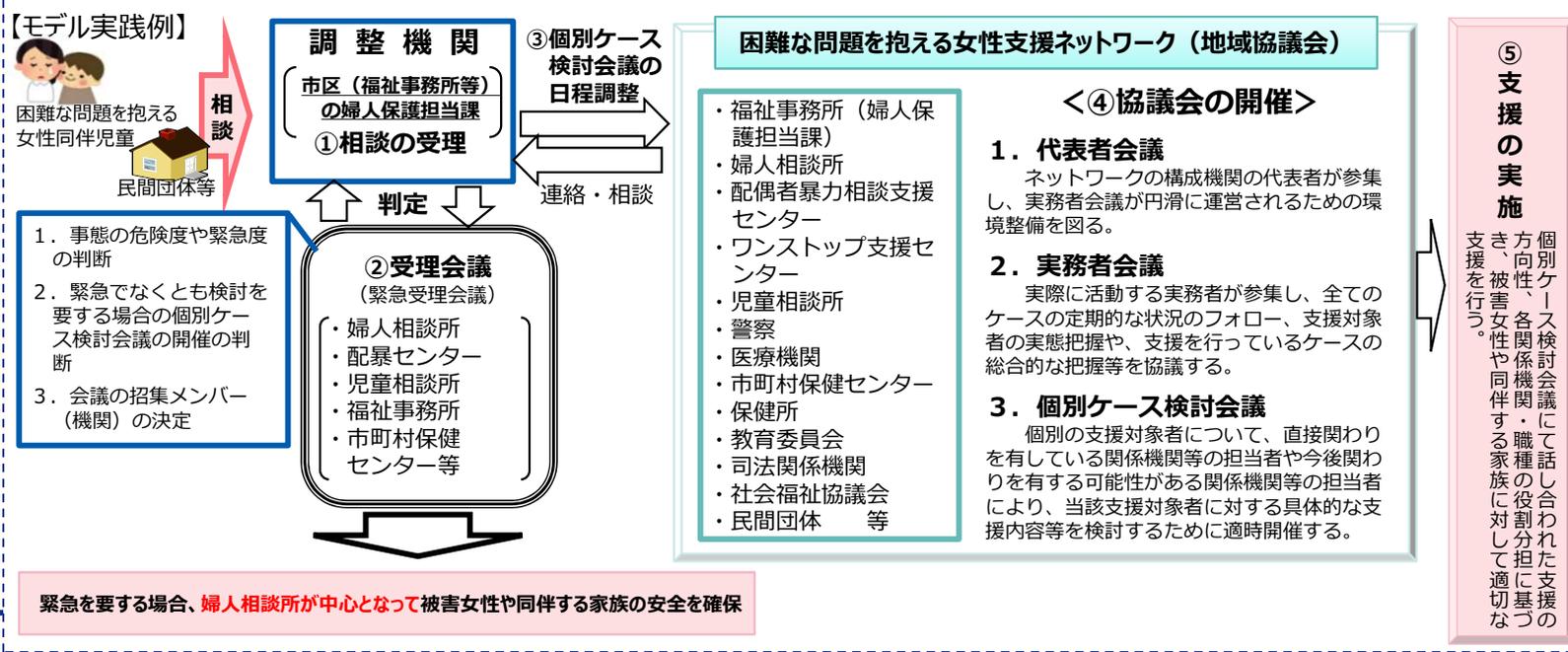
実際に活動する実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

#### ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

### (2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて婦人相談所、その他の関係機関等との連絡調整を実施。



## 3 実施主体等

- 【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）
- 【補助基準額】 1自治体当たり 8,718千円
- 【補助率】 国：10／10

# 民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進し、多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

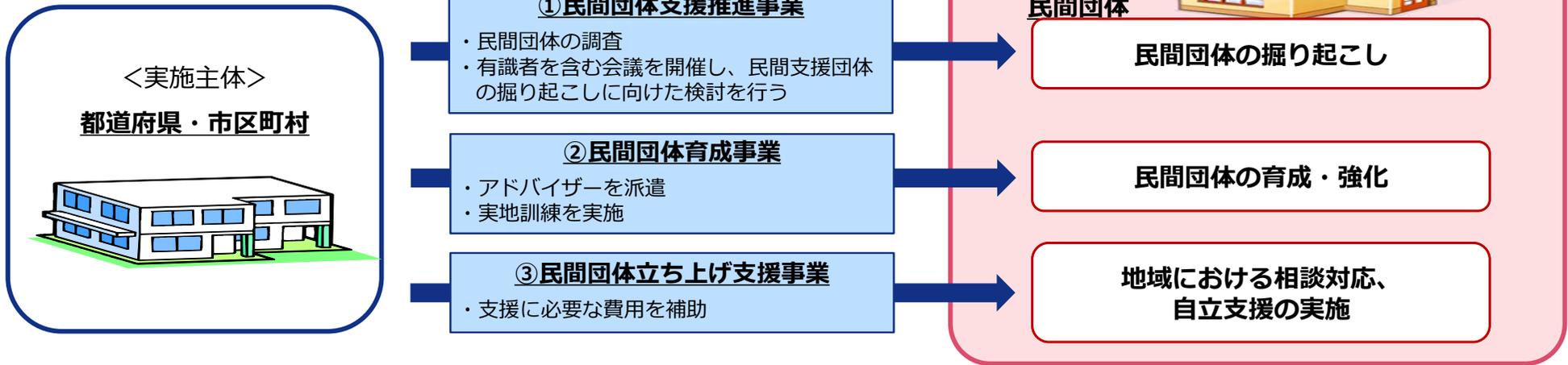
### (2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

### (3) 民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村・特別区 1/2

【補助単価】 1自治体当たり 年額最大 11,385千円

# 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (一) ※ ( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

### (2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

### (3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

### (4) その他婦人保護施設等への支援

#### ① 生活向上のための環境改善事業

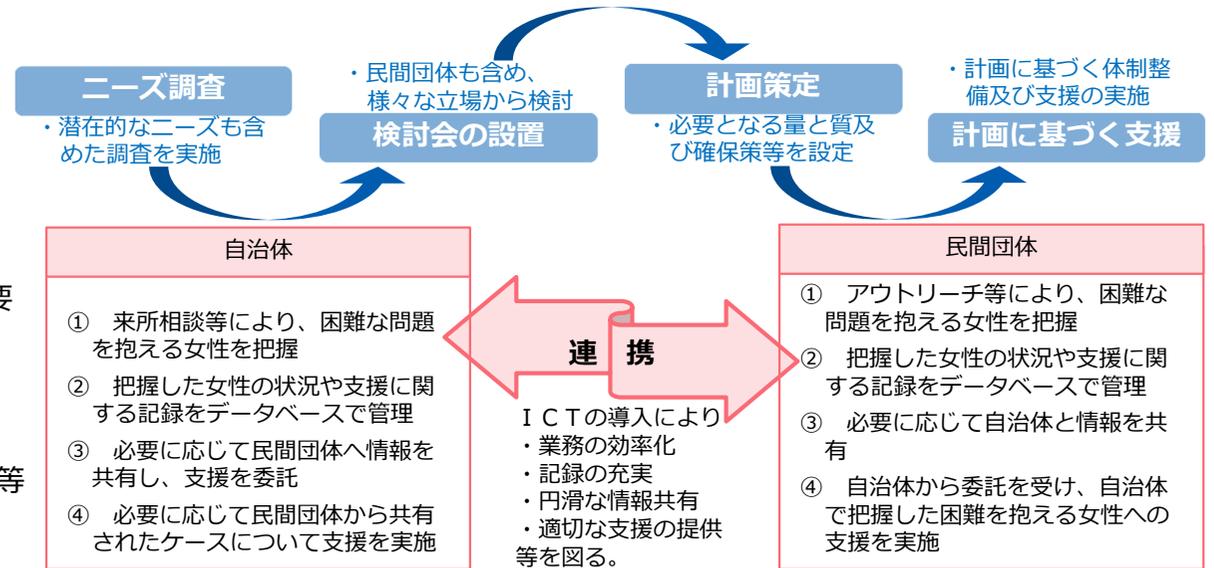
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

#### ② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

#### ③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市町村 1 / 2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円 (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

令和5年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう、必要な情報発信や自治体・民間の支援団体が広域で連携できる体制整備や全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、研修カリキュラムの策定等を通じた婦人相談員等の養成及び資質の向上を図ること等を目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

#### (1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

#### (2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

#### (3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

### 2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

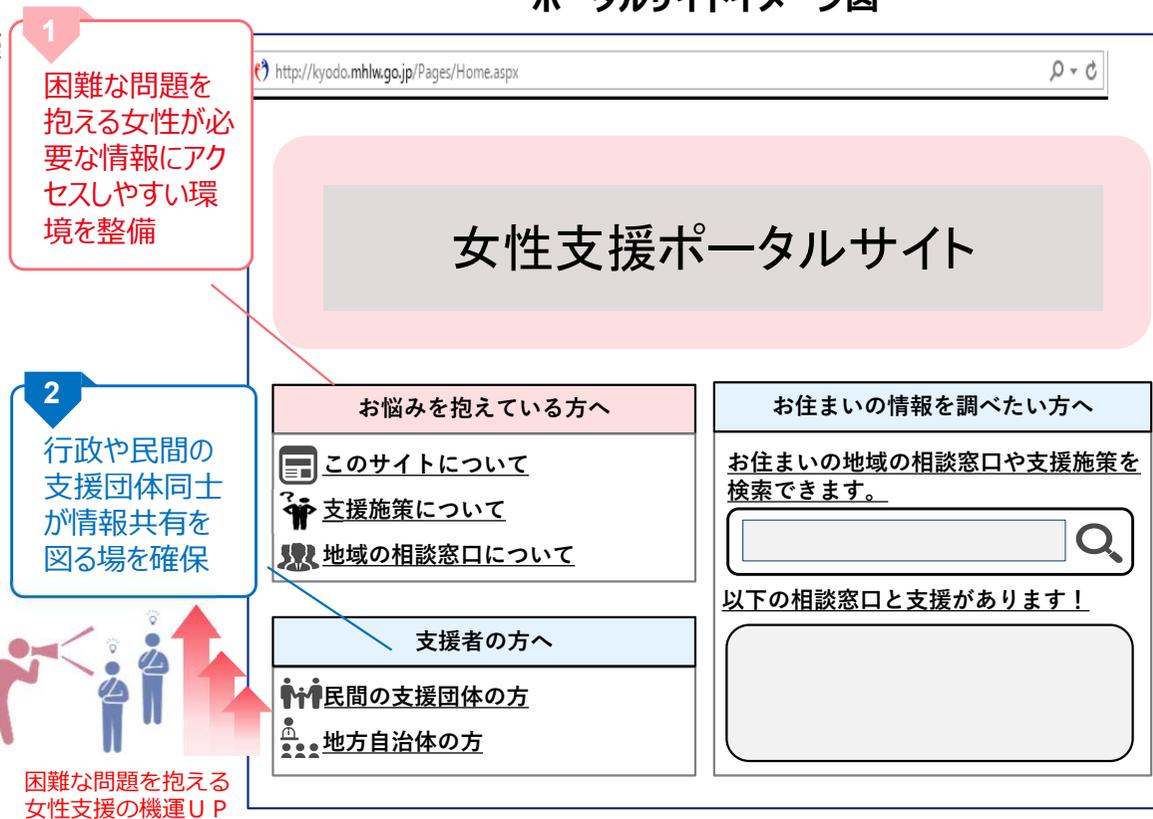
#### (1) 婦人保護施設の実態把握等

- ・ 婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討

#### (2) 婦人相談員等の研修カリキュラム策定

- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な研修のカリキュラムの検討・策定

### ポータルサイトイメージ図



## 3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

# 婦人保護施設措置費 (婦人保護事業費負担金・婦人保護事業費補助金)

婦人保護事業費負担金：昭和31年度創設  
婦人保護事業費補助金：昭和22年度創設

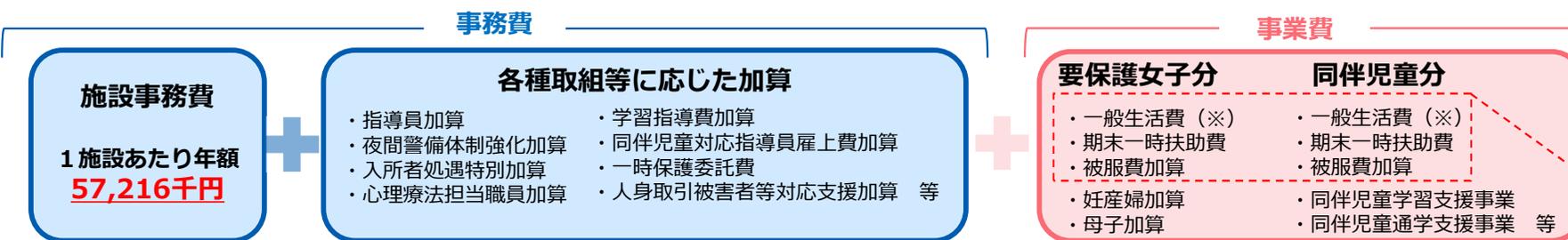
令和5年度当初予算 26億円 (26億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（婦人保護事業費負担金）や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（婦人保護事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

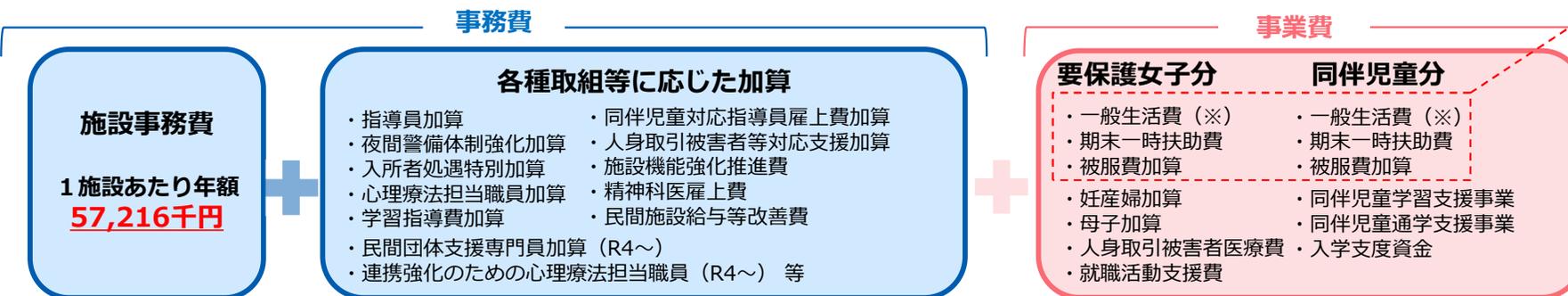
## 2 事業の概要・スキーム

<婦人保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



乳児同伴1名の場合の  
1世帯あたり月額  
**143,570円**

<婦人保護事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



※ 令和4年度予算において、一般生活費の拡充を実施

要保護女子等分：  
月額 59,600円→71,460円  
乳児分：月額 41,600円→60,390円  
幼児分：月額 46,800円→60,390円

## 3 実施主体等

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市  
(補助率) 国5/10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5/10)

# 婦人相談所運営費負担金【平成14年度創設】

令和5年度当初予算 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 婦人相談所が行う要保護女子等の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要な通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

## 2 事業の概要・スキーム

### （1）婦人相談所活動費

婦人相談所から要保護女子等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

### （2）外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

### （3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

### （4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 婦人相談所の人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

## 3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5／10）

# 10. 參考資料

# 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ〈概要〉

## 第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

## 第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

## 第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

### (1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

### (2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

### (3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

### (4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

### (5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

### (6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

### (7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

## 第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

# 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

## 【趣旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

## 1. 検討会開催経過

- 第1回（平成30年7月30日）
  - ・座長の選任について
  - ・今後の進め方について
- 第5回（平成30年11月26日）
  - ・中間的な論点の整理（今後議論する論点について）
  - ※ 「通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである。」とされている。
- 第6回（平成31年2月27日）
  - ・運用面等における改善事項について検討開始
- 第7回（令和元年5月28日）
  - ・運用面における改善事項のとりまとめ
- 第8回（令和元年8月30日）
  - ・これまでの議論の整理（たたき台）
- 第9回（令和元年10月4日）
  - ・中間まとめについて

## 2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

## 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 大谷 恭子  | 弁護士（アリエ法律事務所）              |
| 戒能 民江  | お茶の水女子大学名誉教授               |
| 加茂 登志子 | 若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長 |
| 近藤 恵子  | NPO法人全国女性シェルターネット理事        |
| ○新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授               |
| 菅田 賢治  | 全国母子生活支援施設協議会会長            |
| 高橋 亜美  | アフターケア相談所ゆずりは所長            |
| 橋 ジュン  | NPO法人BONDプロジェクト代表          |
| 田中 由美  | 大阪府福祉部子ども室家庭支援課長           |
| 仁藤 夢乃  | 一般社団法人Colabo代表             |
| 野坂 洋子  | 昭和女子大学人間社会学部助教             |
| ◎堀 千鶴子 | 城西国際大学福祉総合学部教授             |
| 松岡 康弘  | 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹  |
| 松本 周子  | 全国婦人相談員連絡協議会会長             |
| 三木 明香  | 婦人相談所長全国連絡会議会長             |
| 村木 太郎  | 一般社団法人若草プロジェクト理事           |
| 横田 千代子 | 全国婦人保護施設等連絡協議会会長           |

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁

# 婦人保護事業の運用面における見直し方針について

(令和元年6月21日 厚生労働省子ども家庭局)

## 1 他法他施策優先の取扱いの見直し

- 婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、平成14年 の局長通知（※）で示しているが、このうち、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者」については、「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」としている。この結果、婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態がある。

このため、通知改正を行い、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、関係機関との十分な連携・調整の上で、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるようにする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知)

## 2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用

### ①一時保護委託の対象拡大等

- 婦人相談所が行う一時保護については、一定の要件に該当する者について適切な保護が見込まれる場合には一時保護の委託が可能であり、保護が必要な若年被害女性などへの本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、民間支援団体に対する一時保護委託の積極的な活用が図られるよう周知徹底する。

また、定員を超えた場合のみ一時保護委託が可能である対象者についても、本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう対象者の拡大を図り、より適切な支援が行えるようにする。

- 一時保護委託の対象者の拡大に当たっては、一時保護を委託された施設が、必要に応じて婦人相談所の医学的 又は心理学的専門機能を活用することができるようにするとともに、入所者の処遇等について、婦人相談所と一時保護を委託された施設との間でケース会議を開催するなど緊密な連携が図られるよう周知徹底する。

### ②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きの再周知

- 被害者が一時保護委託契約施設に、直接一時保護を求めた場合に、婦人相談所への来所を求めている実態があるが、この場合、当該施設において、速やかに被害者の安全を確保したうえで、婦人相談所が一時保護の要否の判断等を行うこととしていることについて改めて周知し、被害者の負担軽減が図られるよう徹底する。

### 3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進

- 様々な困難を抱える女性への支援を担う婦人保護施設の役割及び支援の内容についての理解の促進を図るため、厚生労働省ホームページやソーシャルメディアにおいて婦人保護施設の機能や取組等に関する情報提供を行うなどにより、市区町村の相談機関等をはじめ、一層の周知に取り組む。  
さらに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げる。  
また、婦人保護施設での支援や生活を入所前にイメージが持てるような方法等について検討する。
- 民間シェルター等の一時保護委託先からの婦人保護施設への直接入所措置について、柔軟な運用を促す。
- 支援を必要とする若年妊婦等について、婦人相談所や児童相談所に対し、婦人保護施設への一時保護委託の積極的な活用を促す。

### 4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し

- 携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信機能等により、DVやストーカー等の加害者が、被害者の居場所を特定し追跡することから、利用について一律に制限されていることがある。一方で、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校・職場への復帰に際しての連絡等においては、携帯電話等の通信機器の使用が必要であることから、携帯電話等の通信機器の取扱い等に関する調査研究を実施した上で、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限される取扱いを見直す。
- また、外出規制などの集団生活上の制限についても、その実態を把握の上、合理性、妥当性の観点から、留意点を整理する。

### 5 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

- 全国知事会の下、都道府県間で申合せがなされている、配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携を実効性のあるものとなるよう推進する。また、若年女性からの相談等に対応して多様な支援を行う民間支援団体が、当該若年女性が居住する地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、当事者本位の視点から、婦人相談所等と民間支援団体との情報の共有等による広域的な連携や必要な支援のあり方について、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況も踏まえ検討する。

### 6 SNSを活用した相談体制の充実

- 若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の安全な開設、人材育成及び運用方法、若年層特有の課題やその背景についての十分な理解を前提とした相談後の関係機関との連携等について調査研究を実施し、相談体制の充実を図る。

## 7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充

- 一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援の実態について把握し、必要な支援方策について検討する。
- また、婦人保護施設等退所後のアフターケアや、入所中の心身の健康の回復及び自立の促進を図るため、現在行っている「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「地域生活移行支援事業」等の更なる充実や民間支援団体を活用した事業の委託などについて検討する。

## 8 児童相談所との連携強化等

### ① DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化

- 第198回国会（通常国会）に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談所、婦人相談員は児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等はDV被害者の適切な保護について協力するよう努めることとするなど、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化の規定を盛り込んでいる。これを踏まえ、婦人相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加について、地方自治体に協力を求める。
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、同伴児童も含めて適切な環境において保護することができるよう、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を進めるとともに、専門職の配置基準や基準単価の見直し等について検討する。また、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を促進し、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、ガイドラインを策定する。

### ② 婦人相談員の処遇について

- 婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討する。併せて、研修の充実等による専門性の向上を図る

## 9 婦人保護事業実施要領の見直し

- 当面の対応として、売春防止法等の規定に基づく用語を除き、支援の実態にそぐわない用語や表現について、検討会での議論を踏まえた適正化のための整理を行う。

## 10 母子生活支援施設の活用促進

- 配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童について、母子生活支援施設による支援が適当な場合は、婦人相談所長は、売春防止法第36条の2の規定により、児童福祉法に基づく母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならないことについて改めて周知する。
- また、妊婦については、婦人保護施設での対応のほか、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託を行い、出産後は、通常の入所に切り替えることが可能であることについても改めて周知し、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことを促すとともに、その状況について把握する。  
なお、一定期間の養育ののち母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、必要に応じて婦人相談所及び児童相談所等の連携が図られるよう周知する。

# 「婦人保護事業の運用面における見直しについて」提言

(平成31年4月16日 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」)

## 一. 他法他施策優先原則の廃止

平成14年の局長通知で示された婦人保護事業の対象となる女性の範囲のうち、第1の1の工の「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」の規定があることにより、婦人保護施設において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、結果として、必要な支援に結び付かない、長期にわたって自立できないといった事態が発生している。こうした事態を改善するため、直ちに平成14年の局長通知を抜本的に見直し、困難を抱えている女性たちが婦人保護事業による支援につながるようにすること。

## 二. 一時保護委託の積極的活用等

婦人相談所が民間支援団体に対して行う一時保護委託については、保護が必要な若年被害女性などへの支援を進めるため、積極的な活用を図ること。また、被害を未然に防ぐという観点から、一時保護委託の対象者の拡大について、速やかに検討すること。

なお、一時保護委託先施設における一時保護の運用にあたっては、婦人相談所への来所を必須とすることなく実施可能であることを周知徹底すること。

## 三. 携帯電話等の通信機器の使用制限の見直し

秘匿性の確保が求められる一時保護所においては、携帯電話等の通信機器の使用が一律制限されているため、一時保護所の機能を有する婦人保護施設においては携帯電話が使えず、利用者が婦人保護施設に入ることのためらい、支援につながらないケースがあると指摘されている。

こうした実態を改善するため、携帯電話等の通信機器の使用を一律禁ずるのではなく、利用者や施設における安全確保の取組状況に応じて使用できるよう、使用制限に関する新たなガイドライン等を作成すること。

#### 四. 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

DV等により都道府県をまたいで支援を必要とする女性に対しては、広域的な連携による支援の仕組みを充実すること。主に若年女性を対象に相談支援を行う民間支援団体においては、地域を限定せずにSNS等を通じて相談を受け付け、若年女性に寄り添う支援を実施している。このような民間支援団体が、相談してきた若年女性が住む地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、広域的な連携や支援策について検討すること。

#### 五. SNSを活用した相談体制の充実

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等における電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげていたが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、SNSを活用した相談窓口の開設等について調査研究し、相談体制の拡充を図ること。

#### 六. 一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制等の拡充

一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制の在り方について、実態を把握し、速やかに検討を行うこと。  
また、婦人保護施設退所後のアフターケアの拡充を進めるほか、退所前から早期自立を促進するため、日常生活に対応する援助の在り方についても検討を加えること。

#### 七. 児童相談所との連携強化等

婦人相談所等は、子どもを同伴する女性の保護にあたって、児童相談所との連携を強化すること。また、婦人相談員等は市区町村に設置された要保護児童対策地域協議会のメンバーに加わるなど、日常から顔の見える関係を構築すること。

同時に、同伴児童を含めた被害女性のニーズに合った支援が提供できるよう、婦人保護事業における専門職の配置基準、基準単価の見直し等を図ること。

また、婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討すること。

# 「婦人保護事業等の課題に関する検討会」とりまとめを踏まえた対応状況

○法律改正には課題が多いことから、検討会報告書のうち、運用上の改善で対応が可能なものについて検討し、取組を進めてきた。

- ・平成25年度 「婦人相談所ガイドライン」の策定。  
：全国の婦人相談所が実施する業務内容を明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、婦人相談員、婦人保護施設、民間シェルターからのヒアリングを踏まえて策定。
- ・平成26年度 「DV被害者等自立生活援助モデル事業」の実施。  
：民間シェルター等の自立支援に向けた事業について、その効果等を検証予定。
- ・平成26年度 「婦人相談員相談・支援指針」の策定。  
：婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスを明確化するとともに、切れ目のない相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準化を図るため、全国の婦人相談員を対象にした実態調査、民間シェルター・民間支援団体からのヒアリング等を踏まえて策定。
- ・平成27年度 「婦人保護施設等の役割と機能に関する検討」  
：全国の婦人保護施設を対象とした実態調査を実施し、その結果を踏まえて、施設の役割と機能についての明確化等について検討。
- ・平成28年度 「婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」  
：全国標準化した専門性を担保するための研修カリキュラムを作成。
- ・平成29年度 婦人保護事業の見直しに向けて、婦人保護事業の実態を把握するとともに、若年女性に対する支援の実態についても把握（調査研究を実施）。
- ・平成30年度 「婦人相談員手当」の国庫補助基準額を引き上げ、「同伴児童対応職員」の配置基準を拡充、「個別対応職員加算」の創設、「若年被害女性等支援モデル事業」の創設

# 婦人保護事業等の課題に関する検討会(平成24年6月～12月)

- 平成24年4月、全国婦人保護施設等連絡協議会及びNPO法人全国女性シェルターネットから売春防止法の改正等に関する要望を受け、同年6月に「婦人保護事業等の課題に関する検討会」(保健福祉調査委託費を用いた調査研究事業としての位置づけ)を設置。婦人保護事業等の課題について検討。
- 平成24年12月に「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」をとりまとめ。
- 平成25年3月に開催の「全国児童福祉主管課長会議」で配布。

## 婦人保護事業等の課題に関する検討会 構成員(敬称略、○は座長)

新井 篤	群馬県女性相談所所長	竹内 景子	婦人相談所長全国連絡会議会長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長	堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部准教授
○戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
黒田 佳子	全国婦人相談員連絡協議会会長	吉村 マサ子	全国母子寡婦福祉団体協議会会長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表		

## ○以下の項目について、検討課題を整理。

- ①用語の見直し
- ②対象とする女性の範囲
- ③施設等の役割や機能
- ④婦人相談員のあり方
- ⑤婦人相談所の役割
- ⑥都道府県と市の役割分担
- ⑦根拠法の見直し

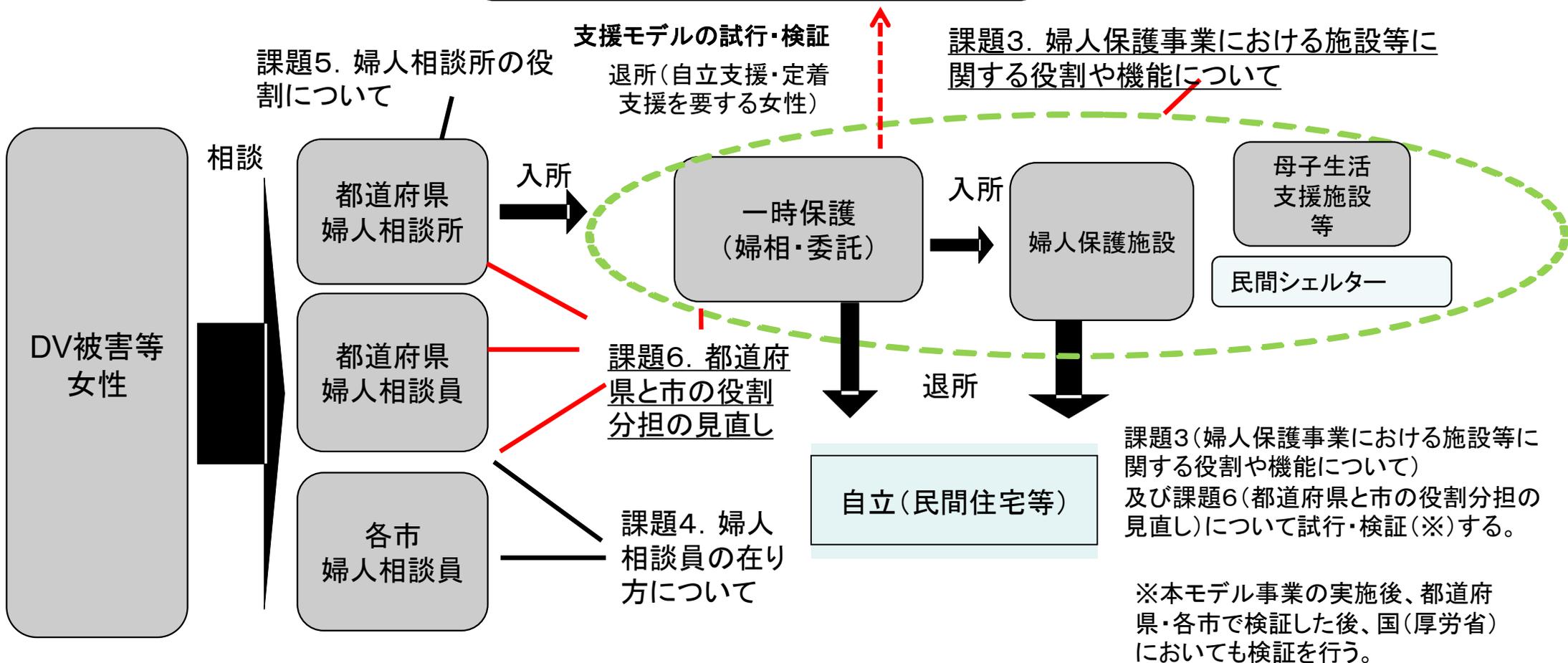
## ○今後の対応については以下の整理とされた。

- ①運用上の改善で対応の可能性があるものについては、可能なものから着実に検討を進める
- ②法律上の対応が必要なものについては、その実現に向けて、他制度との整合性等の法制面等の課題について、厚生労働省を始め関係府省や自治体等が調整しながら、検討を進める必要
- ③売春防止法の法体系や、女性に対する暴力の被害者支援のあり方に関するものなどについては、広く国民の理解を得る必要。厚生労働省の所管を超えた検討を要することから、男女共同参画会議などでの議論の必要性にも留意する必要

# 「婦人保護事業等の課題に関する検討会」 現状と課題(概要)

「議論の整理」では、7課題について提言。

DV被害者等自立生活援助モデル事業  
 <国費:1/2、都道府県又は各市:1/2>



全体的な課題

課題1. 用語の見直しについて

課題2. 婦人保護事業の対象となる女性の範囲について

課題7. 根拠法の見直し

課題4については、「婦人相談員活動指針」の作成に向けワーキングチームで検討。

課題5については、「婦人相談所ガイドライン」の推進。

# 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」概要

## <調査研究の目的>

- 婦人保護事業における支援内容等の実態を把握し、困難を抱えた女性の権利を保障するために、今後の婦人保護事業として強化すべき課題等についての基礎資料を得ることを目的とする。

## <調査研究の視点>

- ① 支援対象となる女性の範囲の明確化
- ② 利用者の支援のニーズや特性に応じた支援の提供実態・課題の把握
- ③ 民間団体との連携状況の把握
- ④ 支援につながらないケースの把握
- ⑤ 第三者評価・権利擁護の仕組みに関する状況の把握

## <調査対象・調査項目>

### ○ 都道府県主管課

組織体制、婦人相談員の配置状況、婦人保護事業の取組方針、関係予算の状況、民間への事業委託等の状況 等

### ○ 婦人相談所（一時保護所含む）

組織体制、相談業務の実施状況、一時保護の実施状況、支援ニーズへの充足の状況、対象属性ごとの支援方針・支援の状況、同伴児童の受入状況、心理的ケアの実施状況、支援につながらないケースの状況、民間団体との連携状況 等

### ○ 婦人保護施設

組織体制、措置入所の実施状況、一時保護委託の実施状況、心理的ケアの実施状況、対象属性ごとの支援の状況、婦人相談所からの情報提供の状況、退所後のアフターケアの状況、関係機関との連携状況 等

### ○ 婦人相談員

相談業務の実施状況、所属機関における役割分担の状況、情報共有・連携状況、対象属性ごとの支援の状況、所属機関における民間団体との連携状況、支援につながらないケースの状況 等

## <調査期間>

平成29年12月から平成30年1月

## <回収状況>

都道府県票	47件発送	47件回収（100%）
婦人相談所票	49件発送	49件回収（100%）
婦人保護施設票	47件発送	47件回収（100%）
婦人相談員票	500件発送	417件回収（83.4%）

## <ワーキングチームの設置>

本調査研究の実施にあたり、調査票の設計、調査結果の検討、考察等を行うため、有識者及び施設関係者等で構成されるワーキングチームを設置

（委員構成）

五十音順・敬称略／○：座長

熊田 栄一	全国婦人保護施設等連絡協議会役員
角田 由紀子	弁護士
○堀 千鶴子	城西国際大学教授
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
薬師寺 順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課課長
和田 芳子	婦人相談所長全国連絡会議会長

オブザーバー 戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）  
阪東 美智子（国立保健医療科学院上席主任研究官）

# ○主な調査結果の概要

## 【婦人相談所・一時保護所】

### ○心理的ケアの状況

- ・ 相談支援の対象者への心理的ケアは、「実施していない」が最も多く44.9%であった。内容として多かったのは、「カウンセリング」、「心理教育」、「医療機関との情報交換」であった。
- ・ 一時保護所入所者に対しては、相談支援の対象者と比べていずれの内容も実施割合が高かった。「心理アセスメント」、「心理教育」、「カウンセリング」で実施割合が高い。なお、「実施していない」という回答も4.1%（2件）あった。

### ○対象を強化すべき支援対象

- ・ 地域の支援ニーズに対応するために、婦人相談所として強化すべき支援対象としては、「若年女性」、「同伴児童」が多く、次いで「同伴児童のいる女性」、「妊産婦」が多かった。

### ○アフターケアの状況

- ・ 相談終了後に行っている支援内容は、「基礎自治体との情報交換」が最も多かった。また、「実施していない」との回答も36.7%（18件）みられた。
- ・ 一時保護所退所後の支援は、相談終了後と比較すると全体的に高く、「基礎自治体との情報交換」、「退所後に入所した婦人保護施設との情報交換」、「退所後に入所したその他施設との情報交換」、「本人との電話連絡」の順で多かった。なお、退所後に入所した婦人保護施設とも情報交換を行っていない婦人相談所は34.7%（17件）あった。退所後の支援を「実施していない」という回答も8.2%（4件）あった。

### ○民間団体との連携状況

- ・ 75.5%が「自治体としての支援方針を民間団体と共有し連携している」と回答し、12.2%が「民間団体との連携はあまりできていない」と回答。また、「民間団体がほとんど活動していない」という回答も8.2%（4件）みられた。

### ○婦人相談所からみた支援につながらないケース

- ・ 一時保護や婦人保護施設につながらないケースの属性としては、「若年女性」、「同伴児童のいる女性」、「障害（児）者」、「高齢者」が比較的多く、その理由として「本人の同意が得られなかったため」が比較的多く、障害（児）者や高齢者は障害や疾病による理由の他、「他施策で支援することが適切であるため」が多かった。
- ・ 一時保護の同意が得られない理由は、全体として「仕事や学校を休みたくない」、「携帯電話やスマホが使えない」、「外出が自由にできない」、「同伴児童が転校又は休校しなくてはいけない」が多かった。婦人保護施設では、「集団生活に不安がある」、「仕事や学校続けたい」、「携帯電話やスマホが使えない」、「外出が自由にできない」が比較的多かった。

## 【婦人保護施設】

### ○支援ニーズに対する課題

- ・ 入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容をみると、「心理的ケア」が最も多く、「性暴力被害」、「地域生活定着支援事業」、「退所後支援」、「外国籍の女性」、「育児・養育・同伴児童支援」の順で挙げられた。対応できていない理由として、「専門性の不足」、「人員の不足」が多かった。

### ○心理的ケアの状況

- ・ 「カウンセリング」、「医療機関との情報交換」、「心理的アセスメント」、「心理教育」の順に多くなっていた。実施上の課題として、「心理職員の配置がない、若しくは人員数が不足しており十分な支援ができない」、「施設内で心理職がスーパーバイズを受けることができない」などが挙げられた。

### ○アフターケアの状況

- ・ 「本人への電話連絡」68.1%（32件）、「家庭訪問」57.4%（27件）の順で多く、「婦人相談所との情報交換」25.5%（12件）、「基礎自治体との情報交換」44.7%（21件）であった。

## 【婦人相談員】

### ○婦人相談員の業務

- ・ 「電話相談」、「来所面談」が98.8%と最も多く、「関係機関との連絡調整」、「証明書の発行支援」が約80～90%、「地域の巡回（支援ニーズの発掘）」は約2%だった。

### ○体制を強化すべき支援対象

- ・ 今後、体制を強化すべき支援対象について回答を求めたところ、「若年女性」49.4%、「同伴児童のいる女性」44.6%、「障害（児）者」31.7%の順で多かった。

### ○民間団体との連携状況

- ・ 「自治体としての支援方針を民間団体と共有・連携している」約5割、「民間団体との連携はあまりできていない」約3割、「民間団体がほとんど活動していない」が約1割であった。

### ○支援につながらないケース

- ・ 一時保護につながらなかった場合のその後の対応では、「市区独自の支援事業につなげた」、「自身で継続的に支援を行った」が約4割、「特に支援は行わなかった」が5.5%あった。
- ・ 婦人保護施設につながらなかった場合のその後の対応では、「市区独自の支援事業につなげた」27%、「民間団体につなげた」18.5%、「その他」が36.7%あり、「警察と情報共有し見守りを依頼した」、「個人、知人、親戚等、支援者を探す」、「アパート転宅」等が挙げられた。「特に支援は行わなかった」は7.4%あった。

# ○調査結果からの考察

## 1. 運用上の課題

### (1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

- ・ 職員・相談員の専門性、スキルの上昇
- ・ ソーシャルワーク、知識、スキル向上のための職員・相談員に対する体系的な研修やスーパービジョンの実施

### (2) 支援プログラム

- ・ 母子並行プログラム、性暴力被害者への支援プログラムなど、支援プログラムの開発、実施の必要性
- ・ 各自治体、施設などにおいて導入ができるよう促進への支援

### (3) 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設の環境整備

- ・ 母子、障害者、高齢者等の保護における、居室の配置や共用部分の使用への配慮など、利用者支援及び利用者の受入の可否に関する環境整備の課題
- ・ 安全確保、情報秘匿のための通信機器の制限といった生活上の制約が必要な利用者、自立支援のために制約が不利益になる利用者が混在する施設構造、環境に関連する運営上の課題

## 2. 制度上の課題

### (1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

- ・ 人員不足、専門職配置の脆弱さ（他機関の併設施設との兼務、相談所業務と一時保護所業務の兼務、夜間・休日の人員体制、広い支援対応の幅）
- ・ 職員の負担感、疲弊感がもたらす利用者の不利益
- ・ 職員配置基準の検討
- ・ 活用しにくい専門職配置に関する補助制度（心理療法担当職員、同伴児童対応指導員等）
- ・ 市区の婦人相談員の任意設置（配置の有無により地域生活における支援のあり方に影響）

### (2) ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如

- ・ 国の基本方針、都道府県の基本方針の欠如
- ・ 婦人保護事業の地域差、ローカル・ルールによる事業の相違
- ・ 他機関からみた婦人保護事業の支援対象のわかりにくさ
- ・ 国の婦人保護事業実施要領の見直し

### (3) 婦人保護施設入所に関わる体制

- ・ 婦人保護施設へのつながりにくさ（入所の前提である「一時保護」へのつながりにくさ）
- ・ 一時保護を経由しない入所のあり方、福祉事務所から直接入所依頼できるようなあり方

### (4) 婦人保護事業における市区との連携と位置づけ

- ・ 市区町村の業務として位置づけられていない婦人保護事業
- ・ 市区町村における婦人保護事業の理解不足からくる連携の困難
- ・ 婦人保護事業における市区の業務範囲や、都道府県との役割分担等が不明確（根拠法の改正にも関わる重要な制度的課題）

## 3. 連携の仕組みの構築

- ・ いずれの実施機関においても、他法他施策あるいは、関係機関との連携は重要な課題
- ・ 人的資源レベル、物的資源レベル、行政レベルでの総合的な支援システムの確立

## 4. 根拠法である売春防止法に関する課題

### (1) 対象女性に対する各実施機関における自立支援の実施や関係機関との連携

- ・ 売春防止法においては、婦人保護事業は「保護更生」という位置づけのため、社会福祉事業としての事業理念が明確ではなく、「自立支援」も明記されていない

### (2) 支援実態との乖離による婦人保護事業の分かりにくさ

- ・ 本調査において、各実施機関で対象としている女性の支援課題の多様性が確認されたが、そうした対象について、そもそも根拠法である売春防止法に定義づけがされていない
- ・ 売春防止法における対象者は「要保護女子」であり、実際の支援対象との乖離が生じているため、各実施機関における対象者把握の相違や、他法他施策の関連機関による婦人保護事業の分かりにくさがもたらされている

### (3) 市区町村の責務や役割

- ・ 売春防止法には市区町村の責務や役割についての規定がない

### (4) 基本方針・基本計画

- ・ DV防止法など他法では、国の基本方針、基本方針に則した都道府県及び市町村基本計画などが明記され、それぞれの施策について計画が検討されている
- ・ 売春防止法では、こうした規定がなく、基本方針、計画が策定されていない
- ・ 他分野の福祉関連の法律にあるような、「連絡調整等の実施者」「連携及び調整」「支援体制の整備」などについての法的規定がなく、連携の困難、業務の困難が生じている

# 売春防止法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の見直しについて

## 売春防止法の改正

### 1. 婦人相談員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、婦人相談員を非常勤とする規定を削除する(売春防止法第35条第4項)。

### 2. 婦人相談所長による報告又は通知（平成28年10月1日施行）

- 母子生活支援施設は、夫等からの暴力を理由として入所する母子が最も多くなっており、そうした母子に対する支援拠点の一つとなっていることから、婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子生活支援施設において母子保護を実施する都道府県等への報告等を行うことを義務付ける(売春防止法第36条の2)。

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正

### 1. 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

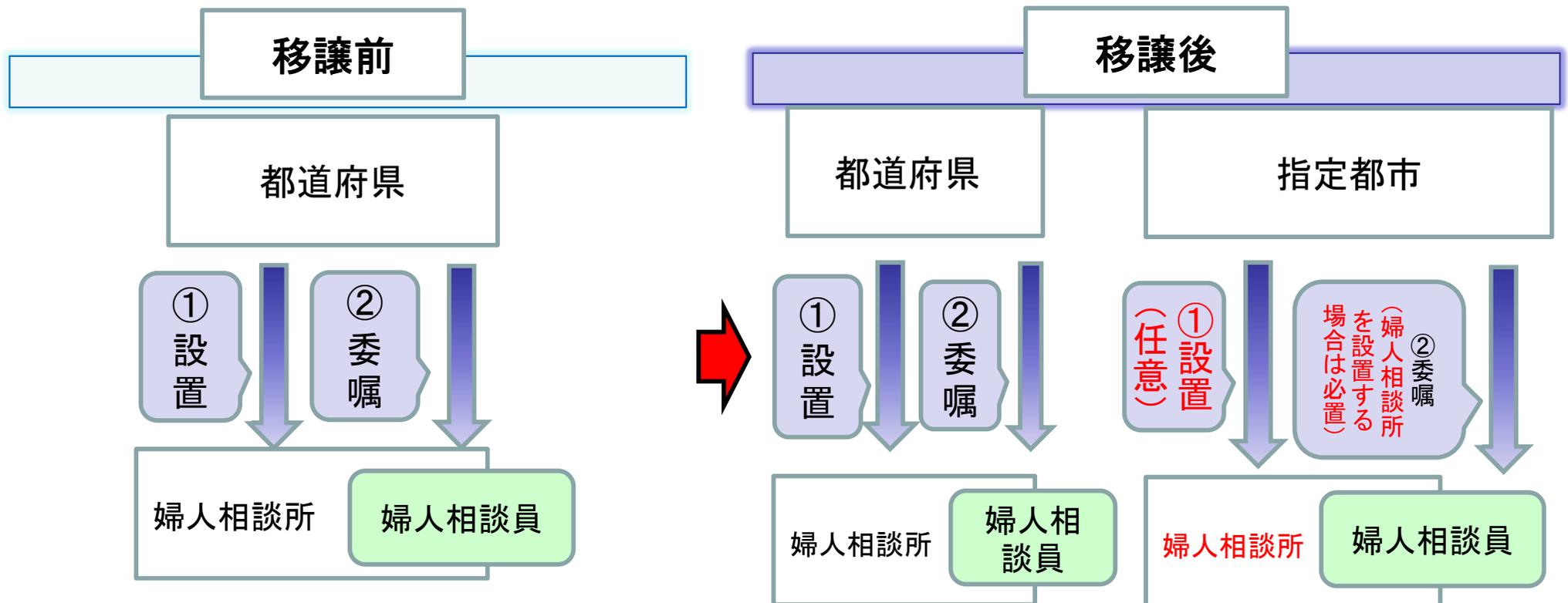
- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する(母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第3項)。

### 2. 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加（公布日（平成28年6月3日）施行）

- 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図るため、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する(母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項)。

# 婦人相談所の設置権限等の移譲について(施行日:平成27年4月1日)

- 「婦人相談所」は売春防止法により設置され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者及び要保護女子に対する支援等を行っている。
  - 婦人相談所は、都道府県が設置することとされ、指定都市においても任意で設置できることとするもの。  
また、指定都市が婦人相談所を設置する場合には、婦人相談員の委嘱も併せて行うこととするもの。
- ※ 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)。平成26年6月4日公布、体制整備に特に時間を要するもの等を除き平成27年4月1日施行。)による関係法令の整備が行われたもの。
- 婦人相談所(一時保護所)等の運営に係る費用について、国は5/10を負担している。



※市は任意で、婦人相談員を配置できる。

# 婦人相談所ガイドラインについて

「婦人保護事業の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」において婦人相談所の役割についての見直しが指摘され、婦人相談所の対応の違いによって、受けるべき支援サービスの内容に格差が生じないように、全国の婦人相談所が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるガイドラインを策定。  
(平成25年度の研究事業として、平成26年3月31日発出。) → 令和元年7月一部改定

## 内容(項目)

I. はじめに

II. ガイドラインの性格と位置づけ

III. 婦人相談所における支援の理念

1. 理念
2. 婦人相談所の役割
3. 婦人相談所が行う業務の全体像

IV. 支援上の留意点

1. 支援のための準備
2. 支援の開始
3. 支援方針の検討(入所調整会議)
4. 一時保護
5. 自立支援  
(相談所が行う自立支援)

6. 施設入所

7. 民間シェルターとの連携

V. 証明書の発行

VI. 安全確保の徹底(加害者対策)

VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイズ、研修の実施

VIII. 職員の専門性の向上

IX. 広報啓発

X. 権利擁護・苦情解決等

XI. おわりに

# 婦人相談員 相談・支援指針について

全国の市区に配置されている婦人相談員の業務を踏まえ、その専門性を確保する方策として、地域によって婦人相談員の対応が異なり、それによって相談・支援の内容や質に格差が生じないように、婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスについて改めて明確にするとともに、切れ目のない相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準化を図るために本指針を策定。（平成26年度の厚労省研究事業の一環として、婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム名で、各都道府県に配布。24年度 婦人保護事業の課題に関する検討会 議論の整理（報告書）、25年度 婦人相談所ガイドラインと同様の扱い。） 平成30年3月一部改定

## 内容（項目）

### はじめに

#### I. 婦人相談員の役割と基本姿勢

1. 婦人保護事業の目的・理念と実施機関
2. 婦人相談員の役割
3. 基本姿勢
4. 組織的対応と関係機関との連携体制

#### II. 婦人相談員の業務内容

1. 相談・支援の形態
2. 相談・支援の流れ
3. 安全管理
4. 記録と管理

#### III. 各種相談への対応と留意事項

#### 1. 主訴別の相談

- ①DV被害・ストーカー被害者
- ②性暴力被害者
- ③売買春
- ④住居喪失者
- ⑤若年者
- ⑥妊娠・出産
- ⑦精神疾患や知的障害を抱えた相談者
- ⑧家庭不和／離婚
- ⑨母子家庭
- ⑩外国にルーツを持つ者
- ⑪人身取引被害者
- ⑫男性DV被害者
- ⑬セクシュアル・マイノリティ
- ⑭同伴する子ども

#### 2. 各種相談に共通する事項

- ①住まい
- ②健康・医療
- ③就労
- ④家計・借金等

#### IV. 婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルターとの連携

#### V. 研修体制

おわりに

# 「婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書」

- DV被害者・ストーカー被害者・経済的困窮者、性暴力被害者等、様々な支援ニーズを有する入所者への対応が求められている現在の婦人保護施設は、多様な年齢層、疾病や障がいを持つ入所者、同伴家族への支援等、生活支援とともに自立支援にむけたステップを踏むための場として機能していくことが必要。
- 実態は、DV被害者等の一時保護委託先としての機能(入所者の秘匿)を優先せざるを得ない施設もあり、自立支援が機能しにくいところもある。
- 全国の婦人保護施設の実態を把握し、今後の役割と機能、支援のあり方を明らかにすることを目的としてこの調査研究を実施し、報告書を作成。(平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業)

## 内容(項目)

### I. 事業の概要

1. 調査研究の目的
2. 調査の全体像
3. アンケート調査の実施方法
4. 備考

### II. 調査結果(婦人保護施設調査票)

1. 婦人保護施設の概要
2. 入所定員に対する各年の利用率
3. 職員配置数
4. 施設の設備の状況
5. 入所に至る状況
6. 措置入所者の状況
7. 措置入所者に対する支援内容別の実施状況
8. 職員に対する教育・研修の実施状況
9. 婦人保護施設の今後のあり方(自由回答結果)

### III. 調査結果(未設置県調査票)

1. かつて設置されていた婦人保護施設の概要
2. 婦人保護施設が担う機能をどのように提供しているのか
3. 中長期的支援が必要な対象者について課題となっている点
4. 婦人保護施設の措置機能の必要性
5. その他の課題

### IV. 考察と課題

1. 支援について
2. 職員の配置
3. 研修の充実
4. 設備の充実。再整備
5. 婦人保護施設の機能
6. 制度の再整備および構築
7. 今後の展望

# 「婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査報告書」

婦人保護事業の実施機関として**中核的な役割を担っている婦人相談所**について、一人ひとりの相談者に適した支援を行う上での連携のあり方やネットワークの構築のあり方を検討することを目的に、関係機関との連携の実態について調査研究を行った。

支援のために**特に連携を求められる市町村関係部局、警察関係、児童相談所、保健医療機関等**についての連携の実態について明らかにし、課題を整理して今後の連携のあり方を報告書にまとめた。（平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業）

## 内容(項目)

はじめに

### 1. 事業の概要

- (1) 研究調査の目的 (2) 研究調査の実施方法
- (3) アンケート調査の実施概要 (4) 留意事項

### 2. 調査結果の概要

- (1) 婦人相談所の状況 (2) 関係機関との連携状況
- (3) 連携状の改題と対応
- (4) 関係機関との連携状の情報共有

### 3. 連携状況の多面的検討

- (1) 婦人相談所ごとの関係機関とのかかわりの深さ
- (2) 婦人相談所ごとの市区町村、警察、児童相談所、一時保護委託先、保健医療機関との連携状況

(3) 併設の有無と連携状況

(4) 関係機関との連携内容に関する「組織間での統一的な  
取り決め」の有無による連携状況の相違

(5) 考察 (6) 結論

### 4. 調査結果からの考察

- (1) 連携体制のあり方 (2) 関係機関との連携のあり方
- (3) 対象者の属性による連携のあり方 (4) 補記

### 5. 課題の整理と提言

- (1) 連携の根本的な課題について
- (2) 連携の課題解決に向けた取組の方向性について
- (3) 提言

おわりに 参考文献 巻末資料